

第2次美里町地域福祉計画

美里町成年後見制度利用促進基本計画

美里町再犯防止推進計画

令和3年度～令和7年度



令和3年3月

美 里 町

目 次

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の法的位置づけ	4
3. 他計画との関係	9
4. 計画の期間	10
5. 町民の意見反映	11

第2章 地域福祉をめぐる美里町の現状

1. 本町の現状	15
2. 地域福祉の担い手の現状	29
3. 町民意識調査からみる現状	32

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念	51
2. 計画の基本目標	51
3. 計画の体系	53

第4章 具体的な取り組み

基本目標1 住民主体の協働の地域づくり	57
1. 意識の啓発・醸成	57
2. 人材の育成・確保	58
3. 人権教育・福祉教育の推進	59
4. 社会福祉協議会、ボランティアの支援	61
5. コミュニティ活動の推進	62
6. 民間活動団体の育成	63
基本目標2 福祉サービスの提供体制の整備	64
1. サービス提供体制の充実	64
2. 相談支援体制の充実	66
3. 権利擁護体制の充実（美里町成年後見制度利用促進基本計画）	68
4. 再犯防止の支援（美里町再犯防止推進計画）	73

基本目標3 安心・安全な暮らしを支える施策の展開.....	79
1. 災害対策の推進.....	79
2. 防犯・事故対策の推進.....	81
3. 安全な移動手段と道路環境の整備.....	83
4. 快適な生活環境の推進.....	84

第5章 計画の推進と進行管理

1. 地域福祉の担い手.....	87
2. 計画の周知.....	89
3. 計画の推進体制.....	89
4. 計画の進行管理.....	90

資 料

資料1 「美里町の地域福祉等に関する意識調査」票.....	93
-------------------------------	----

第1章 計画策定の概要



1. 計画策定の背景と趣旨

人口減少社会が到来し、少子高齢化が深刻化するなかで、核家族化や共働き世帯の増加等、生活の価値観やライフスタイルの変化もあり、身近な地域における人とのつながりの希薄化が進行しています。また児童や高齢者への虐待、引きこもり、生活困窮世帯の増加など、現在の福祉制度の狭間や各分野を横断する社会問題が、顕在化しています。

一方、自然環境に目を向けると、平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨、令和元年 10 月の台風 19 号による災害など、近年、大規模な自然災害が多発している状況が見られます。このような災害時においては、特に避難や復旧・復興の各状況において、近隣住民同士の親密な関係の大切さが再認識させられています。そして令和 2 年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界全体が緊急事態の状況におかれ、市民生活の在り方、社会の在り方が問われる状況にもなっています。

国では、地域福祉計画を規定する「社会福祉法」が改正され、様々な課題を抱える人々の就労や、活動の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野の連携や、制度の狭間の課題への対応の在り方、生活困窮者のような各分野の支援に横断的に関係する課題に対応できる体制の整備など、包括的支援体制の整備に関する事項が追加されました。

また、国際連合で「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

SDGs では 2030 年（令和 12 年）を年限として、17 の共通目標を提示しています。

この SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものです。

このような動きを踏まえ、美里町（以下「本町」という。）では、平成 27 年度に策定した「第 1 次美里町地域福祉計画」が、令和 2 年度で最終年度を迎えることから、新たな福祉ニーズや地域情勢の変化に対応する「第 2 次美里町地域福祉計画」を策定しました。

2. 計画の法的位置づけ

本計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づき、「市町村地域福祉計画」として策定する行政計画で、総合的な観点から地域福祉を推進するために、町民と行政の協働により、実現を目指す地域福祉の理念と、体制づくりの指針を示す計画です。

社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

社会福祉法の一部改正について(平成30年4月1日施行)の概要

【改正の内容】

- 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」(以下、「地域力強化検討会」という。)による中間とりまとめ(平成28年12月26日)を踏まえた「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布されました。
- この法律には、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進等を新たに規定した社会福祉法の一部改正が含まれており、平成30年4月1日施行となっています。

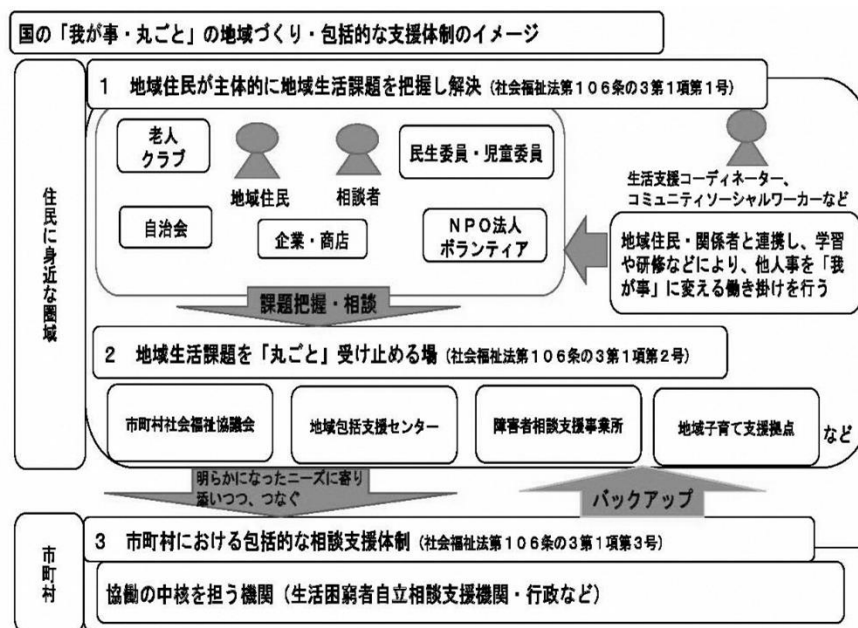
【社会福祉法の一部改正(平成30年4月1日施行)の概要】

(1)「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

(2)(1)の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- #### (3) 地域福祉計画の充実(都道府県地域福祉支援計画も同様)
- 市町村地域福祉計画の策定の努力義務化
 - 計画策定後に定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めること
 - 高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載



平成29年3月2日 厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議の資料を参考に作成

資料：埼玉県地域福祉支援計画

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正に関する法律(令和2年6月 12 日公布)の概要

【改正の趣旨】

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

【改正の概要】

1. 住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

【施行期日】

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中で、以下のような課題がある。

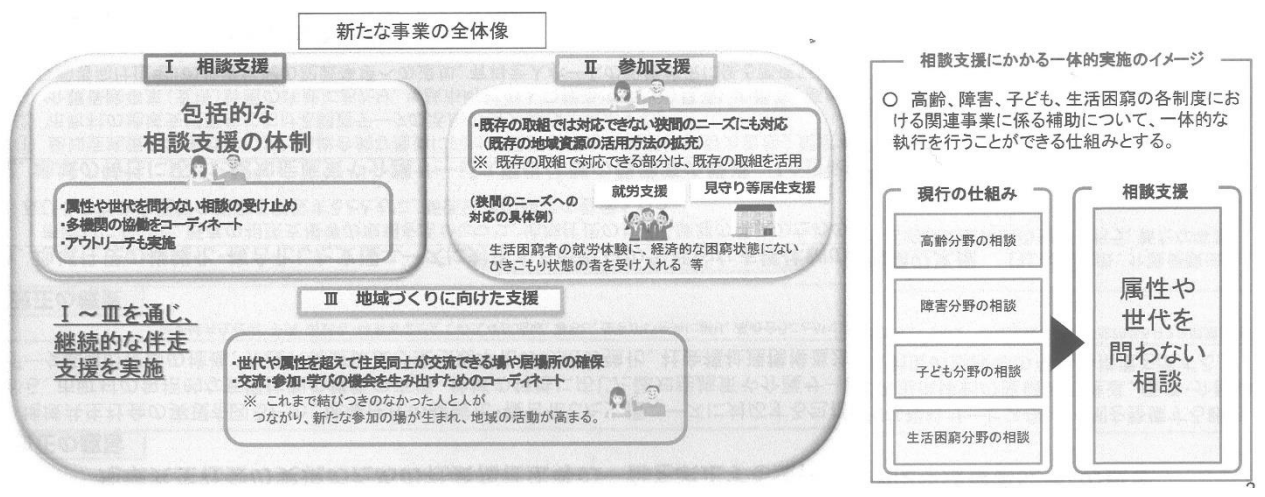
（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）

- ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
- ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。

- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

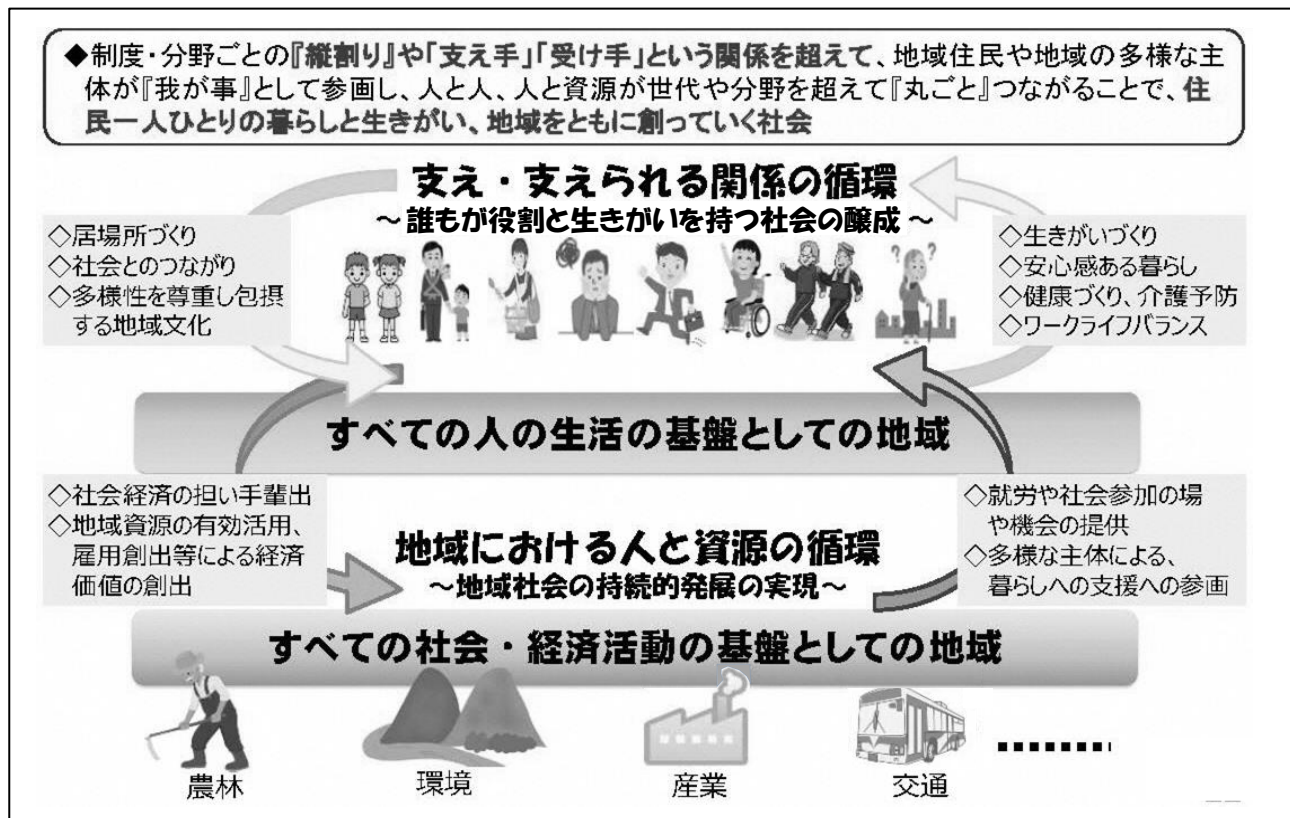
【社会福祉法に基づく新たな事業の創設】

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。**
- － 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須 － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付する。**



資料：厚生労働省ホームページ

地域共生社会とは



資料：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」
最終とりまとめ

持続可能な開発目標(SDGs)の概要(17のゴール)

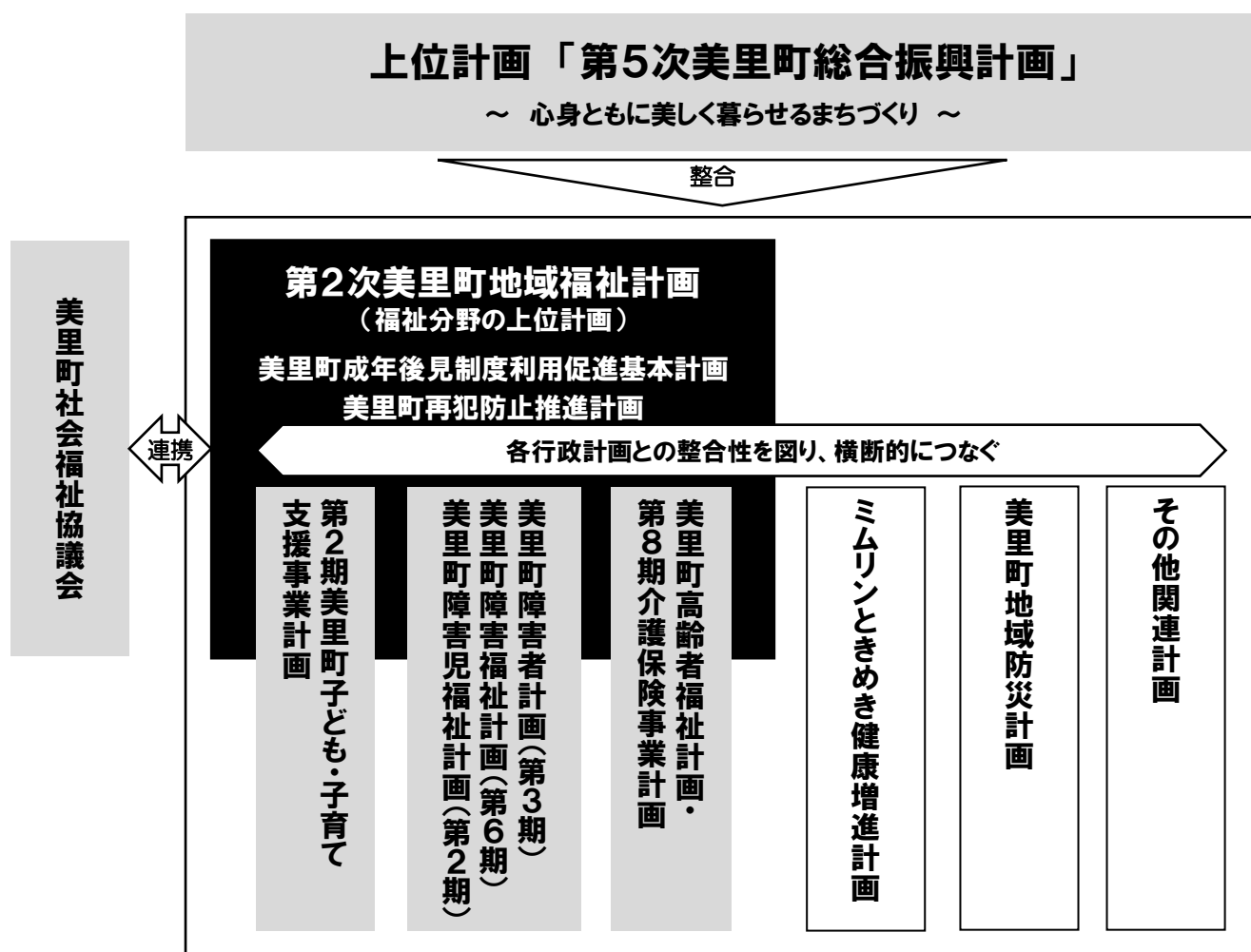
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 他計画との関係

本計画は第5次美里町総合振興計画を上位計画とし、福祉分野の上位計画として高齢者、障害者、子どもの各計画との整合を図るとともに、各計画の狭間にあたるケースや横断的に取り組むことが必要なケースに対応すべく、基本となる取り組み等を位置づけ、さらに他分野、関連計画とも一体的な展開・連携を図り、地域福祉の推進を図る計画です。

図 他計画との関係



4. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお今後の社会情勢の変化や法制度の改正などが生じた場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

図 各計画の計画期間



5. 町民の意見反映

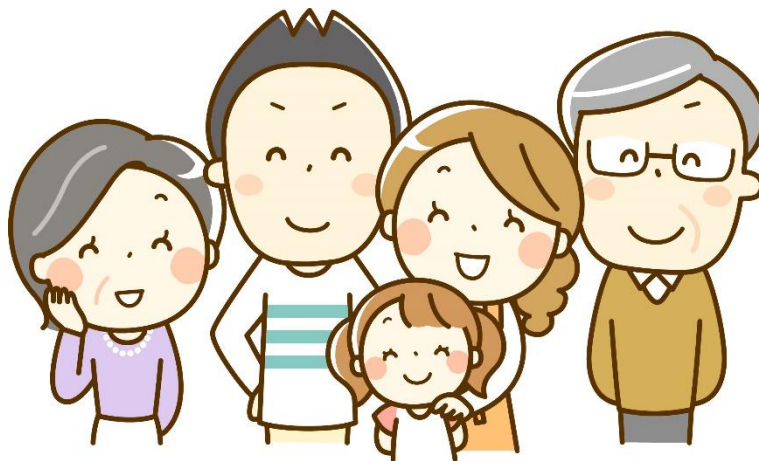
計画の策定に際しては、町民の意見が広く反映されるよう、町民へのアンケート調査を実施し、また計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

(1) 町民アンケート調査の実施

町民の地域における活動の実態や意向を把握し、計画検討の基礎資料としました。調査は令和2年8月から9月にかけて実施しました。

(2) パブリックコメントの実施

計画案に対し、広く町民から意見を求めるため、令和3年2月24日から3月25日までパブリックコメントを実施しました。



第2章 地域福祉をめぐる美里町の現状



1. 本町の現状

(1) 人口

本町の人口は令和2年1月1日現在、11,205人（住民基本台帳）となっています。平成27年からの推移をみると、人口は微減傾向が続いており、この5年間で384人減少しました。

年齢階層別にみると、年少人口（0～14歳）1,230人（構成比11.0%）、生産年齢人口（15～64歳）6,390人（同57.0%）、高齢者人口（65歳以上）3,585人（同32.0%）となっています。年少人口、生産年齢人口が減少するなかで、高齢者人口は増加傾向が続いており、高齢化率はこの5年間で、4.5ポイント増加しています。

高齢化率を埼玉県、全国と比較すると、埼玉県を5.8ポイント、全国を4.1ポイント上回っています。

表 美里町の人口推移

単位：実数（人）、構成比（%）

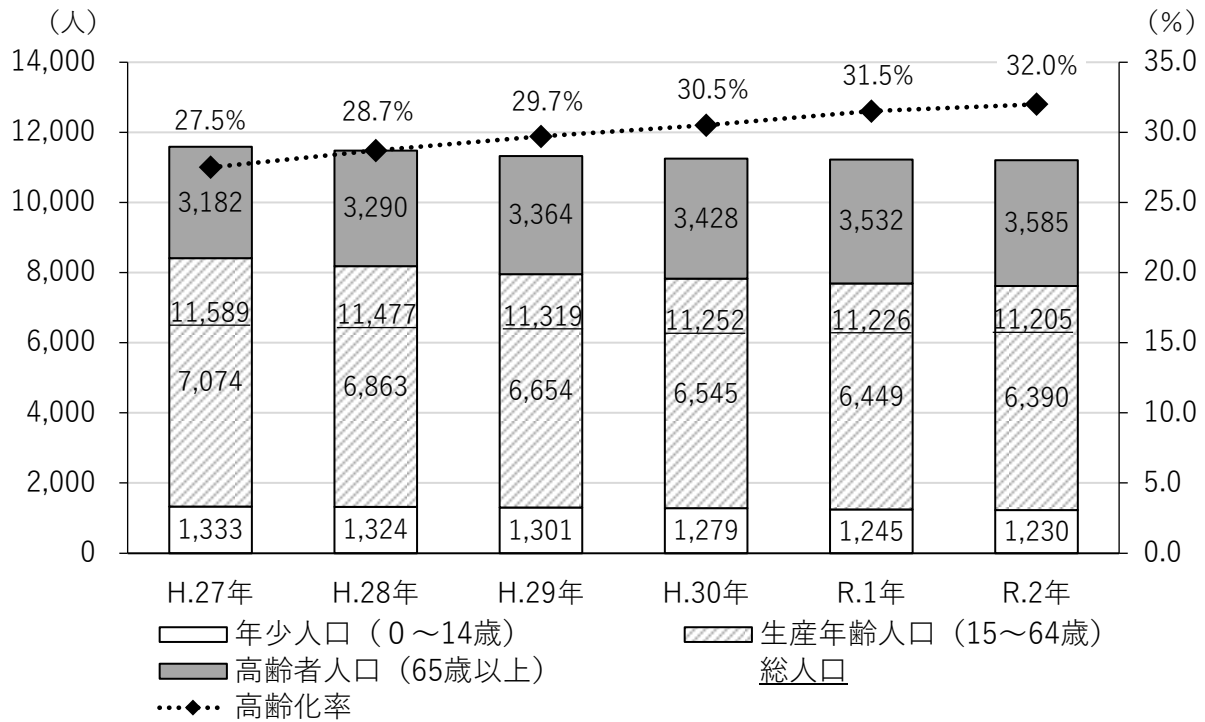
区 分		美 里 町						埼玉県 (千人)	全国 (千人)
		H.27年	H.28年	H.29年	H.30年	R.1年	R.2年	R.2年	R.2年
年少人口 (0～14歳)	実数	1,333	1,324	1,301	1,279	1,245	1,230	901	15,528
	構成比	11.5	11.5	11.5	11.4	11.1	11.0	12.2	12.2
生産年齢人口 (15～64歳)	実数	7,074	6,863	6,654	6,545	6,449	6,390	4,553	76,123
	構成比	61.0	59.8	58.8	58.2	57.4	57.0	61.6	59.9
高齢者人口 (65歳以上)	実数	3,182	3,290	3,364	3,428	3,532	3,585	1,936	35,489
	構成比	27.5	28.7	29.7	30.5	31.5	32.0	26.2	27.9
前期高齢者 (65～74歳)	実数	1,573	1,666	1,734	1,779	1,779	1,799	983	17,272
	構成比	13.6	14.5	15.3	15.8	15.8	16.1	13.3	13.6
後期高齢者 (75歳以上)	実数	1,609	1,624	1,630	1,649	1,753	1,786	953	18,214
	構成比	13.9	14.2	14.4	14.7	15.6	15.9	12.9	14.3
総人口	実数	11,589	11,477	11,319	11,252	11,226	11,205	7,390	127,138

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

注1：構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と合計が一致しない場合があります。

注2：全国の高齢者人口は100の位を四捨五入してあるため、内訳の合計が合計と一致しません。

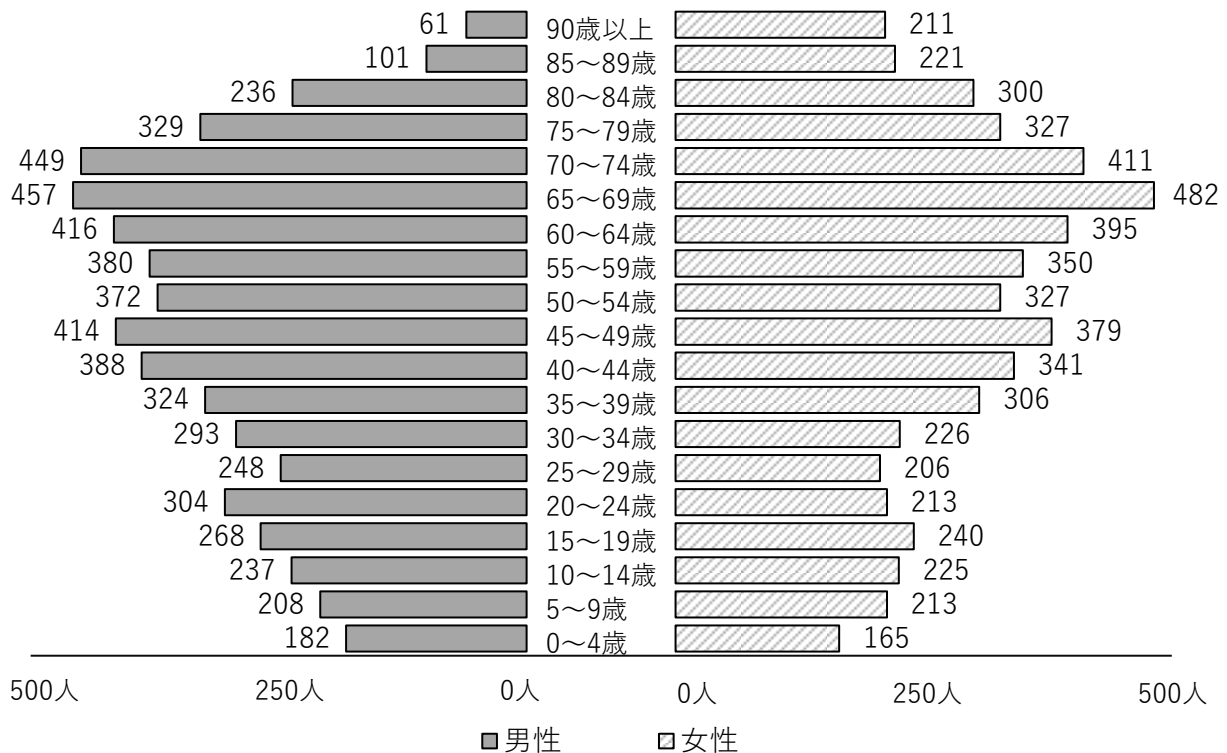
図 美里町の人口と高齢化率



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

令和2年1月1日現在の人口ピラミッドでは、男女とも前期高齢者の65～69歳がピークになっています。

図 人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和2年1月1日現在）

(2) 世帯

① 総世帯数及び1世帯あたり人口

令和2年の総世帯数は 4,425 世帯、1世帯あたりの人口は 2.53 人/世帯となっています。平成27年からの推移をみると、総世帯数は微増傾向が続いており、この5年間で299世帯増加しました。1世帯あたりの人口は減少傾向が続いており、この5年間で0.28ポイント減少しています。

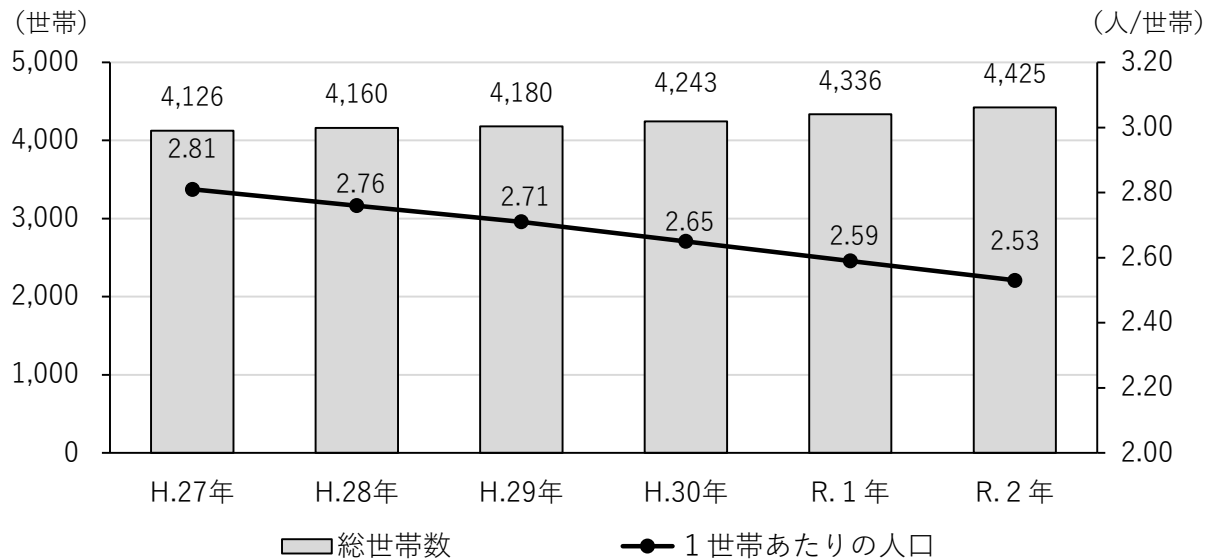
表 総世帯数、1世帯あたりの人口の推移

単位：総世帯数（世帯）、1世帯あたりの人口（人/世帯）

区 分	美 里 町						埼玉県 (千世帯)	全国 (千世帯)
	H.27年	H.28年	H.29年	H.30年	R.1年	R.2年	R.2年	R.2年
総世帯数	4,126	4,160	4,180	4,243	4,336	4,425	3,354	59,072
1世帯あたりの人口	2.81	2.76	2.71	2.65	2.59	2.53	2.20	2.15

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

図 総世帯数、1世帯あたりの人口の推移



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

② 高齢者のいる世帯

本町の高齢者のいる世帯は、平成27年、1,972世帯（国勢調査）で、一般世帯総合計の54.9%を占めます。内訳をみると、高齢者夫婦世帯462世帯（一般世帯総合計の12.9%）、高齢者単身世帯300世帯（同8.3%）、その他の高齢者のいる世帯1,210世帯（同33.7%）となっています。高齢者のいる世帯の構成比を埼玉県、全国と比較すると、埼玉県を15.8ポイント、全国を14.2ポイント上回っています。

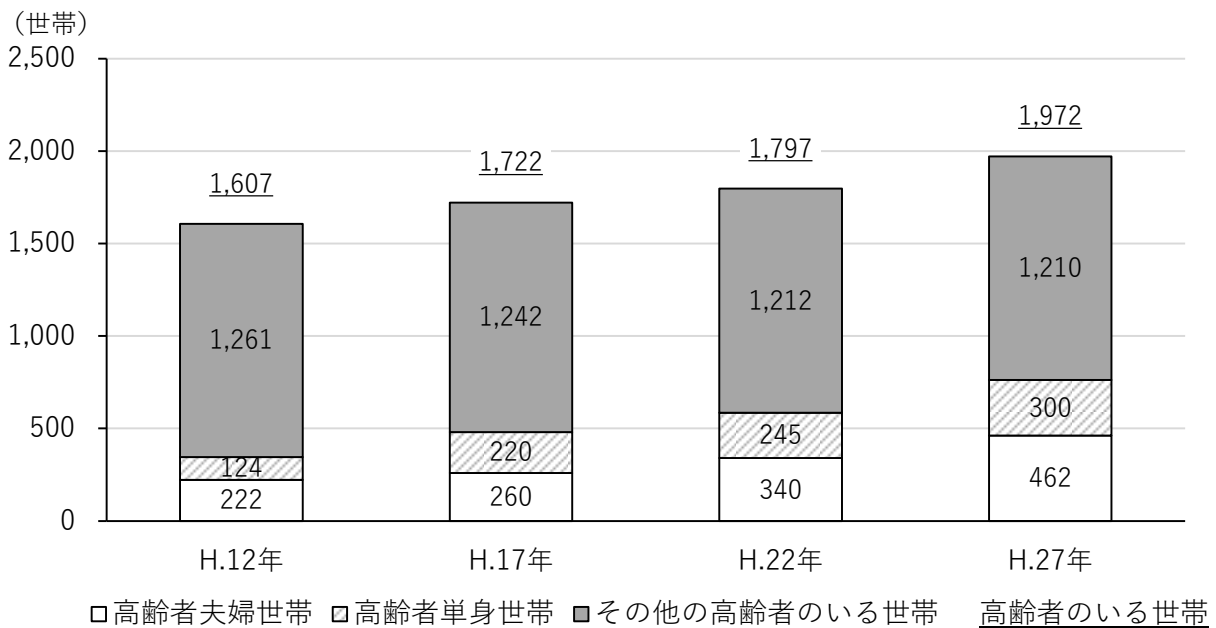
平成12年から平成27年までの15年間の推移をみると、高齢者のいる世帯は6.3ポイント増加しています。

表 高齢者のいる世帯

区 分	単位	美 里 町				埼玉県 (千世帯)	全国 (千世帯)
		H.12年	H.17年	H.22年	H.27年	H.27年	H.27年
高齢者のいる世帯	実数(世帯)	1,607	1,722	1,797	1,972	1,160	21,713
	構成比(%)	48.6	50.3	50.9	54.9	39.1	40.7
高齢者夫婦世帯	実数(世帯)	222	260	340	462	364	6,420
	構成比(%)	6.7	7.6	9.6	12.9	12.3	12.0
高齢者単身世帯	実数(世帯)	124	220	245	300	276	5,928
	構成比(%)	3.7	6.4	6.9	8.3	9.3	11.1
その他の高齢者の いる世帯	実数(世帯)	1,261	1,242	1,212	1,210	521	9,365
	構成比(%)	38.1	36.3	34.3	33.7	17.6	17.6
一般世帯総合計	実数(世帯)	3,307	3,422	3,530	3,593	2,968	53,331

資料：国勢調査

図 高齢者のいる世帯



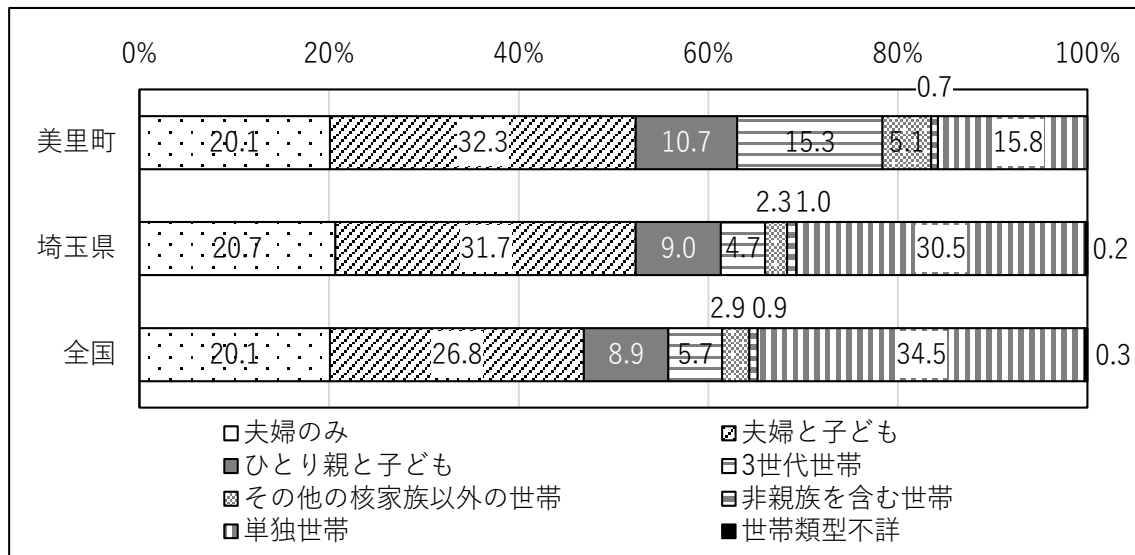
資料：国勢調査

③ 世帯の家族類型

平成 27 年の国勢調査による一般世帯の家族類型別の世帯については、「夫婦と子ども」が 32.3%で最も高く、「夫婦のみ」20.1%、「単独世帯」15.8%、「3世代世帯」15.3%、「ひとり親と子ども」10.7%と続いています。

埼玉県、全国と比較すると、「単独世帯」が大幅に下回り、「3世代世帯」が大幅に上回っています。

図 家族類型別の世帯



資料：国勢調査

(3) 高齢者の要介護認定状況

令和2年9月末の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の要介護認定者数は486人で、第1号被保険者の14.2%を占めています。埼玉県、全国と比較すると、埼玉県を1.4ポイント、全国を4.4ポイント下回っています。

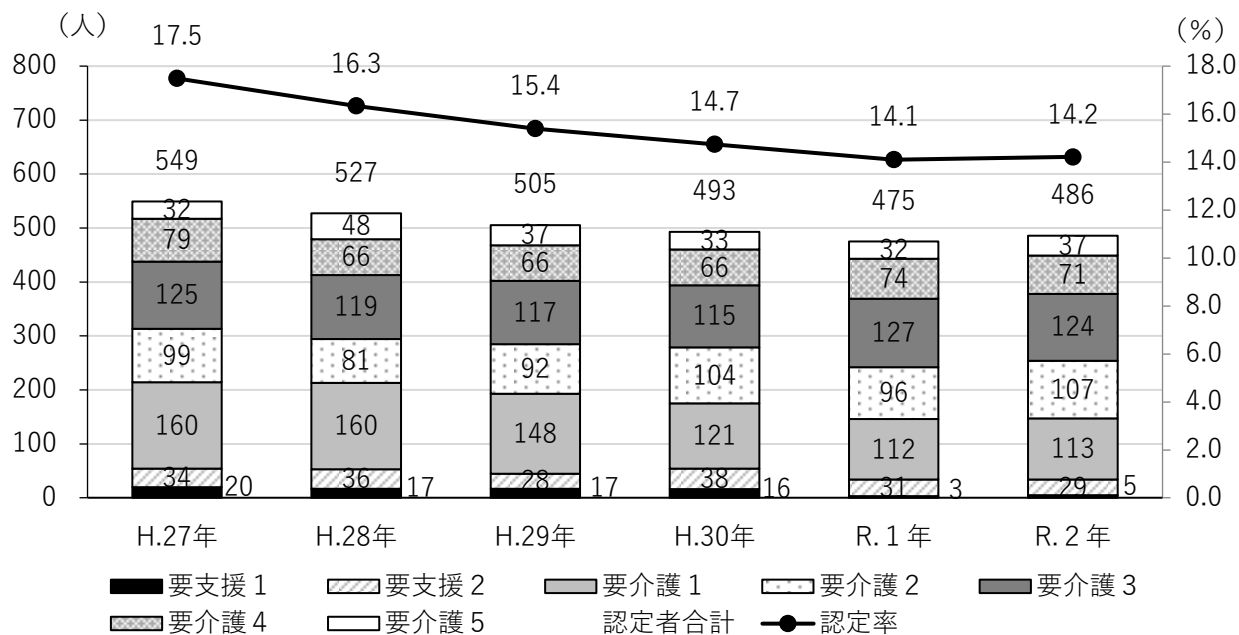
平成27年からの5年間の推移をみると、認定者数は63人減少し、認定率は3.3ポイント減少しています。認定別にみると、要支援1、要介護1が減少し、要介護2、3、5が増加しています。

表 介護保険認定者の推移

区 分		単位	H.27 年	H.28 年	H.29 年	H.30 年	R. 1 年	R. 2 年
第 1 号被保険者	人数	人	3,139	3,225	3,281	3,344	3,369	3,420
第 1 号要介護認定者	人数	人	549	527	505	493	475	486
	割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	要支援 1	人数	20	17	17	16	3	5
		割合	%	3.6	3.2	3.4	3.2	0.6
	要支援 2	人数	34	36	28	38	31	29
		割合	%	6.2	6.8	5.5	7.7	6.5
	要介護 1	人数	160	160	148	121	112	113
		割合	%	29.1	30.4	29.3	24.5	23.6
	要介護 2	人数	99	81	92	104	96	107
		割合	%	18.0	15.4	18.2	21.1	20.2
	要介護 3	人数	125	119	117	115	127	124
		割合	%	22.8	22.6	23.2	23.3	26.7
	要介護 4	人数	79	66	66	66	74	71
		割合	%	14.4	12.5	13.1	13.4	15.6
	要介護 5	人数	32	48	37	33	32	37
		割合	%	5.8	9.1	7.3	6.7	6.7
1 号要介護認定率		%	17.5	16.3	15.4	14.7	14.1	14.2
埼玉県認定率		%	14.3	14.4	14.6	15.0	15.3	15.6
全国認定率		%	18.0	18.0	18.1	18.3	18.5	18.6

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

図 要介護認定者の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

(4) 障害者手帳所持者

① 身体障害者（身体障害者手帳所持者）の推移

令和元年度の身体障害者合計は 384 人で、平成 27 年度からの 5 年間の推移をみると、36 人減少しています。

等級別にみると、1 級が 122 人（構成比 31.8%）で最も多く、4 級 101 人（同 26.3%）、3 級 67 人（同 17.4%）、2 級 56 人（同 14.6%）、5 級 20 人（同 5.2%）、6 級 18 人（同 4.7%）と続いています。5 年間で最も減少が大きいのは 2 級の 17 人となっています。

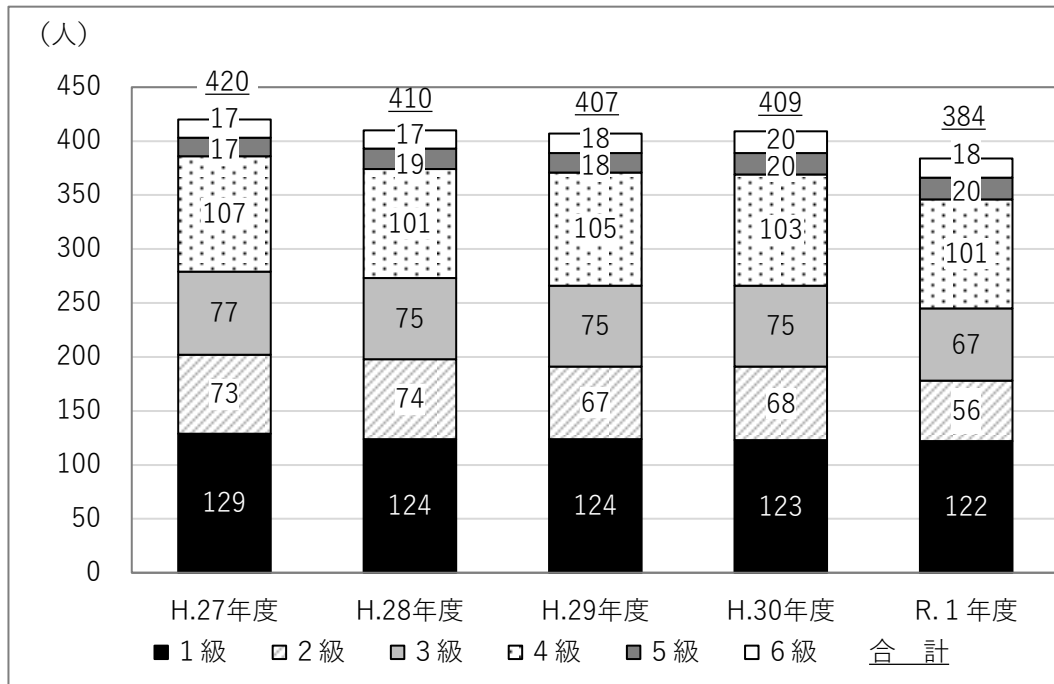
部位別にみると、肢体不自由が 211 人（構成比 54.9%）で最も多く、内部障害 117 人（同 30.5%）、聴覚・言語 37 人（同 9.6%）、視覚 19 人（同 4.9%）と続いており、肢体不自由が過半数を占めています。年間の推移をみると、肢体不自由、聴覚・言語が減少しています。

表 等級別身体障害者数の推移

区 分	単位	美 里 町				
		H.27 年度	H.28 年度	H.29 年度	H.30 年度	R.1 年度
身体障害者合計	実数(人)	420	410	407	409	384
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1 級	実数(人)	129	124	124	123
		構成比(%)	30.7	30.2	30.5	30.1
	2 級	実数(人)	73	74	67	68
		構成比(%)	17.4	18.0	16.5	16.6
	3 級	実数(人)	77	75	75	75
		構成比(%)	18.3	18.3	18.4	18.3
	4 級	実数(人)	107	101	105	103
		構成比(%)	25.5	24.6	25.8	25.2
	5 級	実数(人)	17	19	18	20
		構成比(%)	4.0	4.6	4.4	4.9
	6 級	実数(人)	17	17	18	20
		構成比(%)	4.0	4.1	4.4	4.9

資料：美里町行政報告書

図 等級別身体障害者数の推移



資料：美里町行政報告書

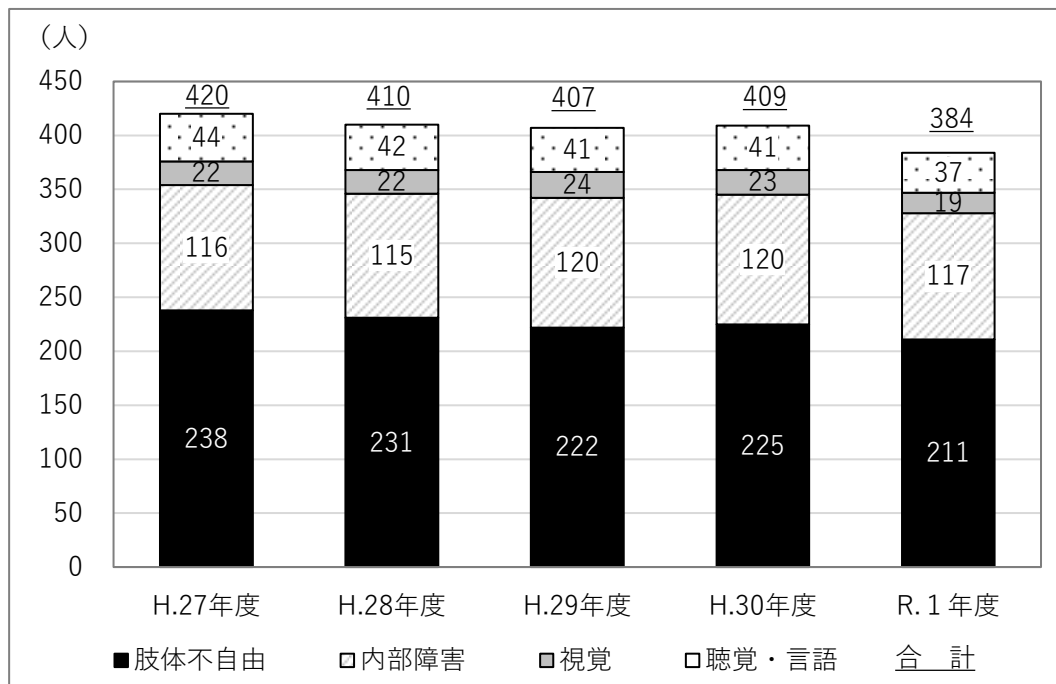


表 部位別身体障害者数の推移

区 分	単位	美 里 町				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R.1年度
身体障害者合計	実数(人)	420	410	407	409	384
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
肢体不自由	実数(人)	238	231	222	225	211
	構成比(%)	56.7	56.3	54.5	55.0	54.9
内部障害	実数(人)	116	115	120	120	117
	構成比(%)	27.6	28.0	29.5	29.3	30.5
視覚	実数(人)	22	22	24	23	19
	構成比(%)	5.2	5.4	5.9	5.6	4.9
聴覚・言語	実数(人)	44	42	41	41	37
	構成比(%)	10.5	10.2	10.1	10.0	9.6

資料：美里町行政報告書

図 部位別身体障害者数の推移



資料：美里町行政報告書

② 知的障害者（療育手帳所持者）の推移

令和元年度の知的障害者合計は117人で、等級別にみると、①（最重度）22人（構成比 18.8%）、A（重度）32人（同 27.4%）、B（中度）36人（同 30.8%）、C（軽度）27人（同 23.1%）となっています。

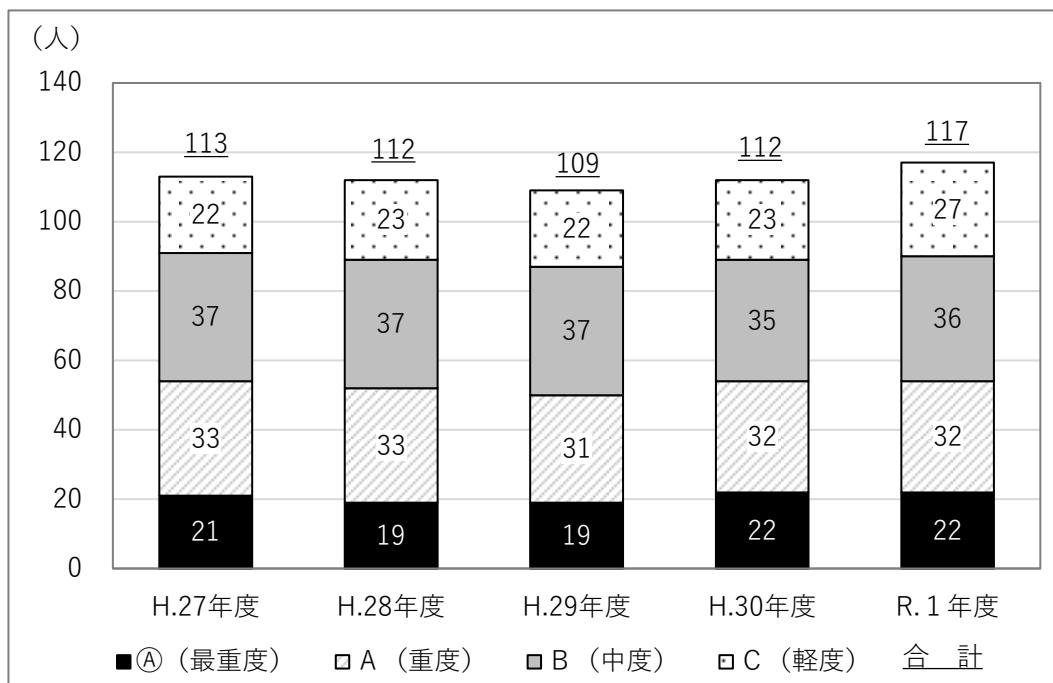
平成27年度からの5年間の推移をみると、平成29年度に若干減少していますが、この5年間で4人増加（C（軽度）が5人増加）しています。

表 等級別知的障害者数の推移

区 分	単位	美 里 町				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R.1年度
知的障害者合計	実数(人)	113	112	109	112	117
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	①（最重度）	実数(人)	21	19	19	22
		構成比(%)	18.6	17.0	17.4	19.6
	A（重度）	実数(人)	33	33	31	32
		構成比(%)	29.2	29.5	28.4	28.6
	B（中度）	実数(人)	37	37	37	35
		構成比(%)	32.7	33.0	33.9	31.3
	C（軽度）	実数(人)	22	23	22	23
		構成比(%)	19.5	20.5	20.2	20.5

資料：美里町行政報告書

図 等級別知的障害者数の推移



資料：美里町行政報告書

③ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の推移

令和元年度の精神障害者合計は81人で、等級別にみると、1級12人（構成比 14.8%）、2級43人（同 53.1%）、3級26人（同 32.1%）となっています。

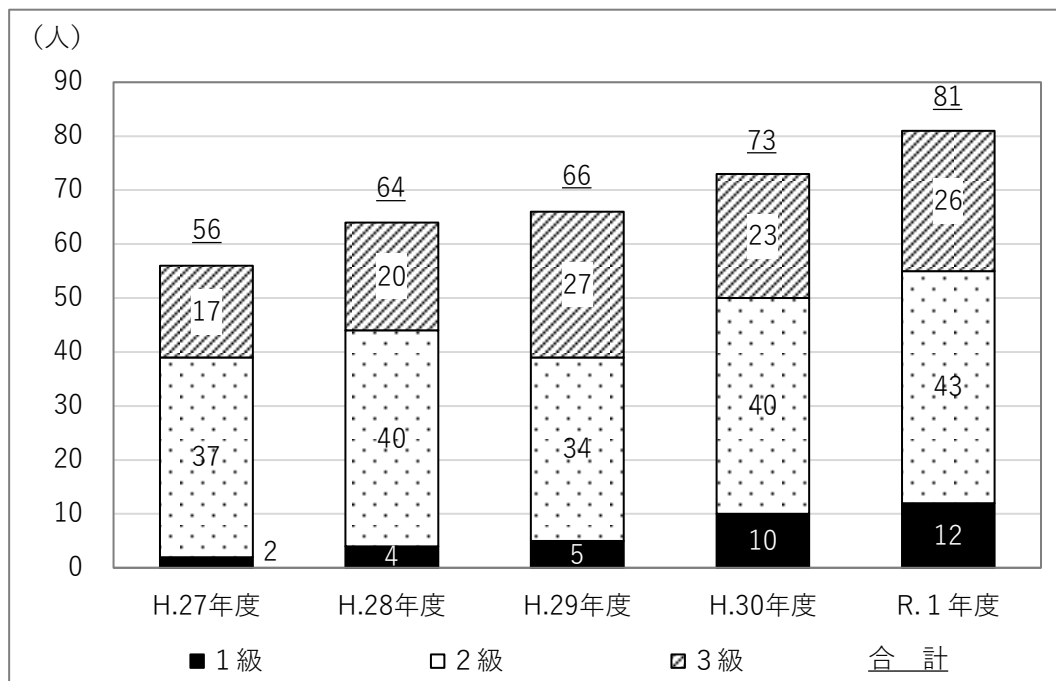
平成27年度からの5年間の推移をみると、25人と大幅に増加しています。特に1級、3級が大きく増加しています。

表 等級別精神障害者数の推移

区 分	単位	美 里 町				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R.1年度
精神障害者合計	実数(人)	56	64	66	73	81
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	1 級	実数(人)	2	4	5	10
		構成比(%)	3.6	6.3	7.6	13.7
	2 級	実数(人)	37	40	34	40
		構成比(%)	66.1	62.5	51.5	54.8
	3 級	実数(人)	17	20	27	23
		構成比(%)	30.4	31.3	40.9	31.5

資料：美里町行政報告書

図 等級別精神障害者数の推移



資料：美里町行政報告書

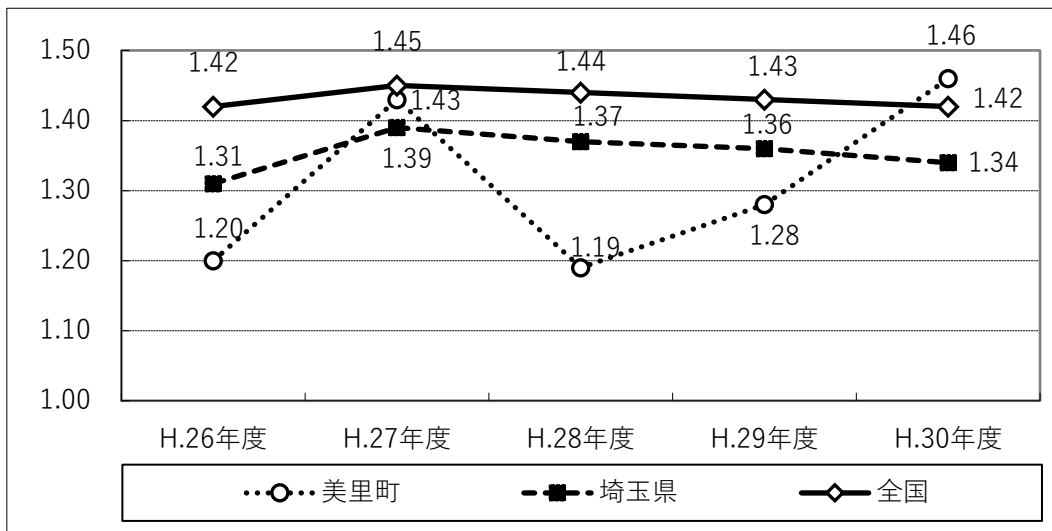
(5) 子育て

① 合計特殊出生率の推移

本町の平成 30 年度合計特殊出生率は 1.46 となっており、埼玉県を 0.12 ポイント、また、国を 0.04 ポイント上回っています。

平成 26 年度からの5年間の推移をみると、平成 28 年度に大きく減少しましたが、その後持ち直しています。

図 合計特殊出生率の推移

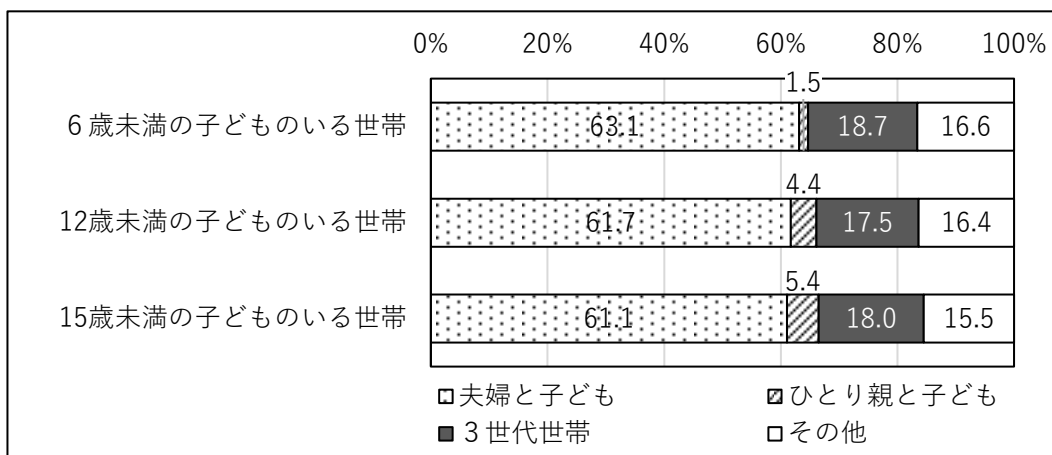


資料：人口動態統計

② 子どものいる世帯の家族類型（平成 27 年）

本町の子どものいる世帯の家族類型（国勢調査）をみると、「夫婦と子ども」と「ひとり親と子ども」を合わせた核家族が、6歳未満の子どものいる世帯では 64.6%、12歳未満の子どものいる世帯では 66.1%、15歳未満の子どものいる世帯では 66.5%と、若干ですが子どもの年齢が高くなるほど核家族の比率が高くなっています。3世代世帯は6歳未満の子どものいる世帯が最も高い比率となっています。

図 子どものいる世帯の家族類型（平成 27 年）



資料：国勢調査

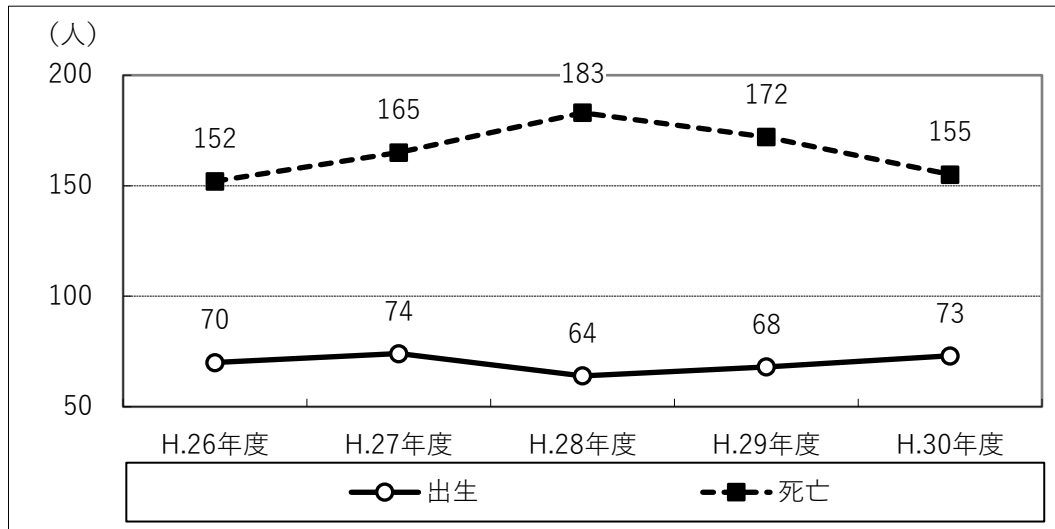
(6) 人口動態

① 自然動態の推移

本町の平成 30 年度の出生数は 73 人、死亡数は 155 人となっています。死亡数は出生数の倍以上となっています。

平成 26 年度からの5年間の推移をみると、出生数は 70 人前後で横ばい傾向を示し、死亡数は平成 28 年度に 183 人まで増加しましたが、その後減少しています。

図 自然動態(出生、死亡)の推移



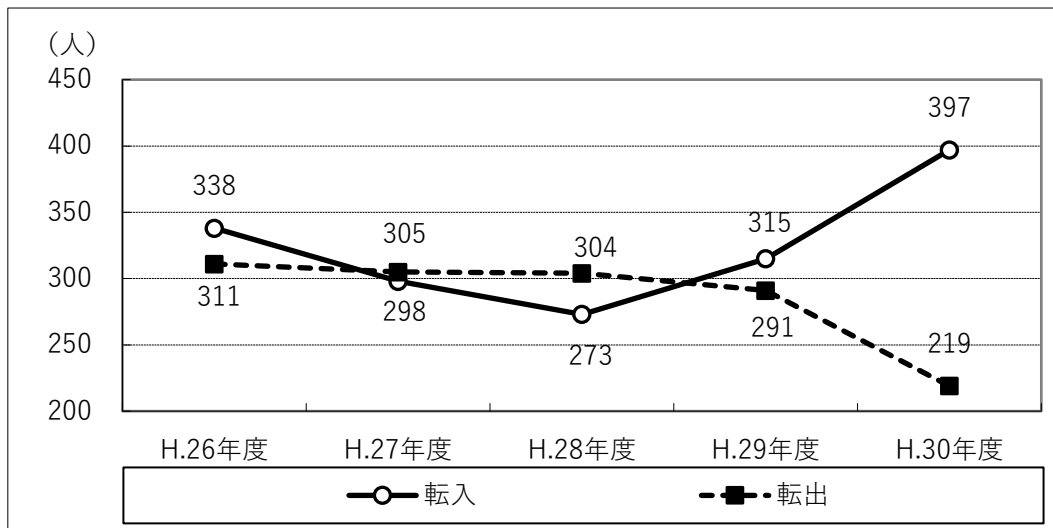
資料：人口動態統計

② 社会動態の推移

本町の平成 30 年度の転入は 397 人、転出は 219 人と、転入が転出を 178 人上回っています。

平成 26 年度からの5年間の推移をみると、転入は平成 28 年度まで減少していましたが、その後増加に転じています。一方転出は全体的に減少傾向が続いており、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて大幅に減少しています。

図 社会動態の推移



資料：人口動態統計

(7) 生活保護世帯

令和元年度末の生活保護世帯合計は 42 世帯で、世帯別にみると、高齢者世帯が 20 世帯（構成比 47.6%）と半数弱を占め、傷病者世帯 9 世帯（同 21.4%）、障害者世帯 7 世帯（同 16.7%）、その他の世帯 5 世帯（同 11.9%）、母子世帯 1 世帯（同 2.4%）となっています。

平成 27 年度からの 5 年間の推移をみると、合計は 40 世帯前後で上下しており、世帯別にみても大きな変化はみられません。

表 生活保護世帯の推移

区 分	単位	H.27 年度	H.28 年度	H.29 年度	H.30 年度	R.1 年度
生活保護世帯合計	世帯	44	43	38	38	42
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者世帯	世帯	25	22	19	18	20
	構成比(%)	56.8	51.2	50.0	47.4	47.6
母子世帯	世帯	3	3	2	2	1
	構成比(%)	6.8	7.0	5.3	5.3	2.4
障害者世帯	世帯	5	5	6	7	7
	構成比(%)	11.4	11.6	15.8	18.4	16.7
傷病者世帯	世帯	7	8	8	7	9
	構成比(%)	15.9	18.6	21.1	18.4	21.4
その他の世帯	世帯	4	5	3	4	5
	構成比(%)	9.1	11.6	7.9	10.5	11.9

資料：美里町行政報告書

注：各年度末

2. 地域福祉の担い手の現状

(1) 行政区等

行政区は、各地域の様々な課題を町民自らが共同で解決していく、最も身近な自治組織であり、地域の「催し」や地域住民の様々なコミュニティ活動の実施主体になっています。本町は23行政区で構成されています。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により「民生委員は社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」と規定され、厚生労働大臣と都道府県知事から委嘱された、非常勤特別職の地方公務員になります。

児童委員は、児童福祉法により「民生委員は児童委員に充てられたものとする」となっており、一部の児童委員は児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」の委嘱を受けています。

民生委員・児童委員は、生活困窮者をはじめ低所得階層の方、高齢者・障害者の在宅福祉、母子・父子家庭等、様々な理由によって援助を必要とする方に対し、相談支援、訪問支援、支援組織への連絡調整等の活動を行っています。令和元年度は30名の民生委員・児童委員と、児童に関することを専門的に担当する2名の主任児童委員が活動しています。

令和元年度の活動実績をみると、相談支援が年間450件、訪問支援は年間2,745回、連絡調整は年間3,058回、その他の活動は年間2,132件を数えています。平成27年度からの5年間の推移をみると、相談支援の件数は年度により大きく上下していますが、令和元年度は大きく増加しています。訪問支援、連絡調整の回数は、全体的に減少しています。

表 民生委員・児童委員の活動の推移

区 分	単位	H.27 年度	H.28 年度	H.29 年度	H.30 年度	R.1 年度
相談支援	年間件数	281	374	174	198	450
訪問支援	回数	4,869	3,965	2,926	2,746	2,745
連絡調整	回数	4,404	4,033	2,934	3,062	3,058
その他の活動	年間件数	1,955	2,204	1,990	2,046	2,132

資料：美里町行政報告書

(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、設置される民間福祉団体（社会福祉法人）です。まさに、地域福祉活動を推進する中心組織であり、本町では昭和59年に社会福祉法人美里町社会福祉協議会（以下「美里町社協」という。）が正式に設立されました。

町民をはじめ、町内外の関係機関や団体と連携を図り、高齢者や障害者の支援、ボランティアセンターの運営、福祉資金等貸付事業、共同募金運動への協力など、地域の特性に応じた福祉の充実に取り組んでいます。

（４）ボランティアグループ

本町では、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉、子育て支援、介護予防、健康づくり等、様々な分野を対象としていたボランティア団体・個人が、それぞれ奉仕の精神に基づき、自主的な社会貢献活動を行っています。また美里町ボランティアセンターでは、ボランティア団体の活動推進を図っています。

令和元年度の活動者数は 403 人となっており、平成 27 年度からの 5 年間の推移をみると、62 人と大幅に増加しています。

表 ボランティアの活動者数

	単位	H.27 年度	H.28 年度	H.29 年度	H.30 年度	R.1 年度
活動者数	人	341	383	422	449	403

資料：美里町調べ

（５）老人クラブ

老人クラブは高齢者の健康増進や、生きがいづくりを推進する組織です。本町では、令和元年度、9 団体が連合会を組織して活動しています。平成 27 年度からの 5 年間の推移をみると、クラブ数で 3 団体、登録者数で 165 人と大幅に減少しています。

表 老人クラブの活動状況

	単位	H.27 年度	H.28 年度	H.29 年度	H.30 年度	R.1 年度
活動クラブ数	団体	12	12	10	10	9
登録者数	人	441	438	338	332	276

資料：美里町調べ

（６）シルバー人材センター

シルバー人材センターは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村の区域ごとに設置されています。定年退職者等の高年齢者のライフスタイルに合わせた就業、または特別な知識、技能を必要とする就業や、ボランティア活動を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献する組織です。

国や県、町の助成を受けて運営する営利を目的としない公益法人で、高齢社会を支える大きな役割を果たしている公共的・公益的性格を有する団体です。また「会員による自主的・主体的な運営をすること（自主・自立）」「会員の一人ひとりが豊かな経験と知識、専門的技術を生かし、協力してともに働きともに助けあうこと（共働・共助）」を理念としています。

美里町シルバー人材センターは、昭和 63 年に発足した高齢者事業団に始まり、平成 25 年からは公益社団法人へと移行しています。現在、100 名余りが会員登録をしており、日々、豊富な経験と知識・技能を生かし、仕事に励んでいます。

（７）食生活改善推進員

食生活改善推進員は、美里町食生活改善推進員連絡協議会に加入し、組織的に活動を行っています。「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、「生涯における健康づくり活動を食を通して地域において推進する」ことを目的に、ボランティア活動を行っています。

現在の推進員数は 69 人で、定例調理実習（減塩レシピ）、町内小学校おやこ食育教室、一人暮らし高齢者配食サービスなどの活動を行っています。

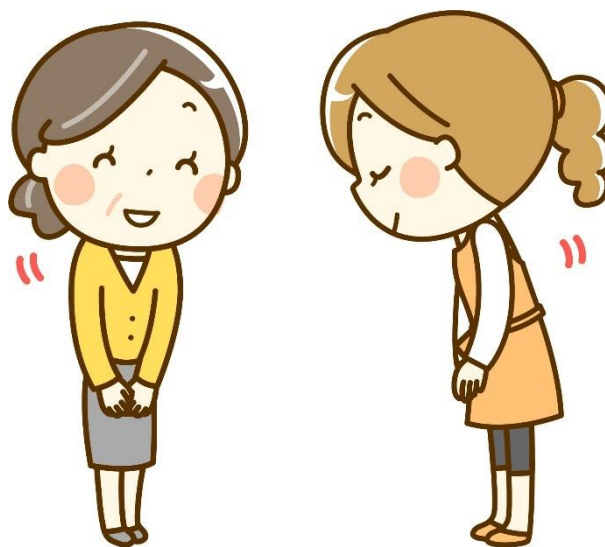
（８）地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市町村が設置しています。

地域包括支援センターでは、介護予防サービスの相談など高齢者に関する様々なご相談をお受けし、必要なサービスにつないだり、権利や安全を守る制度のご案内などを行っています。本町では平成 20 年 3 月に設置しました。

（９）子育て包括支援センター

子育て包括支援センターは安心して妊娠、出産、子育てができるよう、総合的な相談窓口として、令和元年、保健センター内に開設されました。妊娠届時の専門職による面接、妊産婦ケース検討会議、妊娠中・出産後の電話相談、新生児訪問活動、乳児期の保護者相談、母親同士の仲間づくりなど、切れ目のない様々な支援を行っています。



3. 町民意識調査からみる現状

(1) 意識調査の概要

本計画策定にあたり、地域福祉に関する町民の意識や要望・意見等を把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的に、「美里町の地域福祉に関する意識調査」を行いました。調査の概要は次の通りです。

① 調査対象者

対象者	抽出数	抽出方法
本町在住の20歳以上の男女	500名	無作為抽出

② 実施概要

項目	詳細
調査対象地域	美里町全域
調査形式	アンケート調査
配付・回収方法	郵送配付・回収
調査時期	令和2年8、9月

③ 調査項目

項目	設問数
1. あなたご自身について（回答者属性）	6
2. ご自身またはご家族の意識について	3
3. 近所との関わりについて	11
4. ボランティア活動や福祉教育について	5
5. 美里町の福祉サービスについて	16
6. 災害時の対応について	5
7. 成年後見制度について	4
8. 今後の福祉施策について	2

④ 回収結果

対象者	調査票配付数	有効回収数	有効回収率
本町在住の20歳以上の男女	500	184	36.8%

項目		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
年代別回答者数	実数（人）	7	22	32	25	48	50	184
	構成比（%）	3.8	12.0	17.4	13.6	26.1	27.2	100.0

⑤ グラフを見る際の留意事項

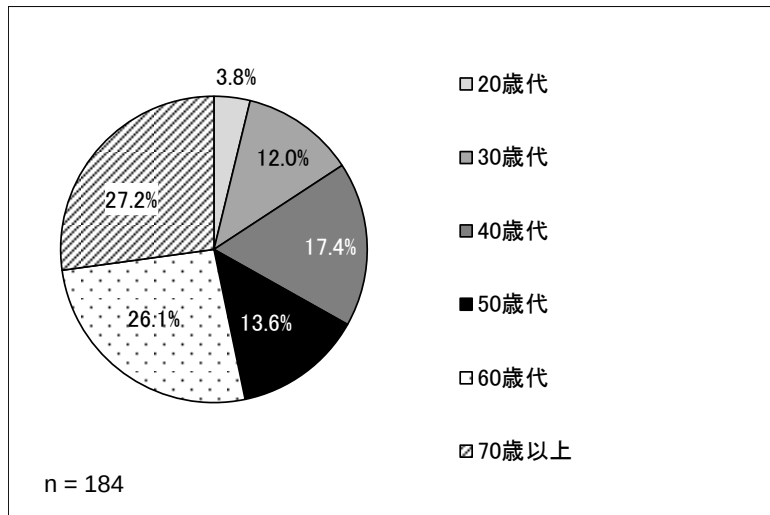
- ・ 構成比はすべて100分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため比率の合計は100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答の設問では、比率の合計が100%以上になる場合があります。
- ・ グラフ内の「n＝」は、回答者数合計の値を示しています。

(2) 主な調査結果

1) あなたご自身について（回答者属性）

① 年代

年代については、「70 歳以上」が 27.2%で最も高く、「60 歳代」（26.1%）、「40 歳代」（17.4%）、「50 歳代」（13.6%）、「30 歳代」（12.0%）、「20 歳代」（3.8%）と続いています。

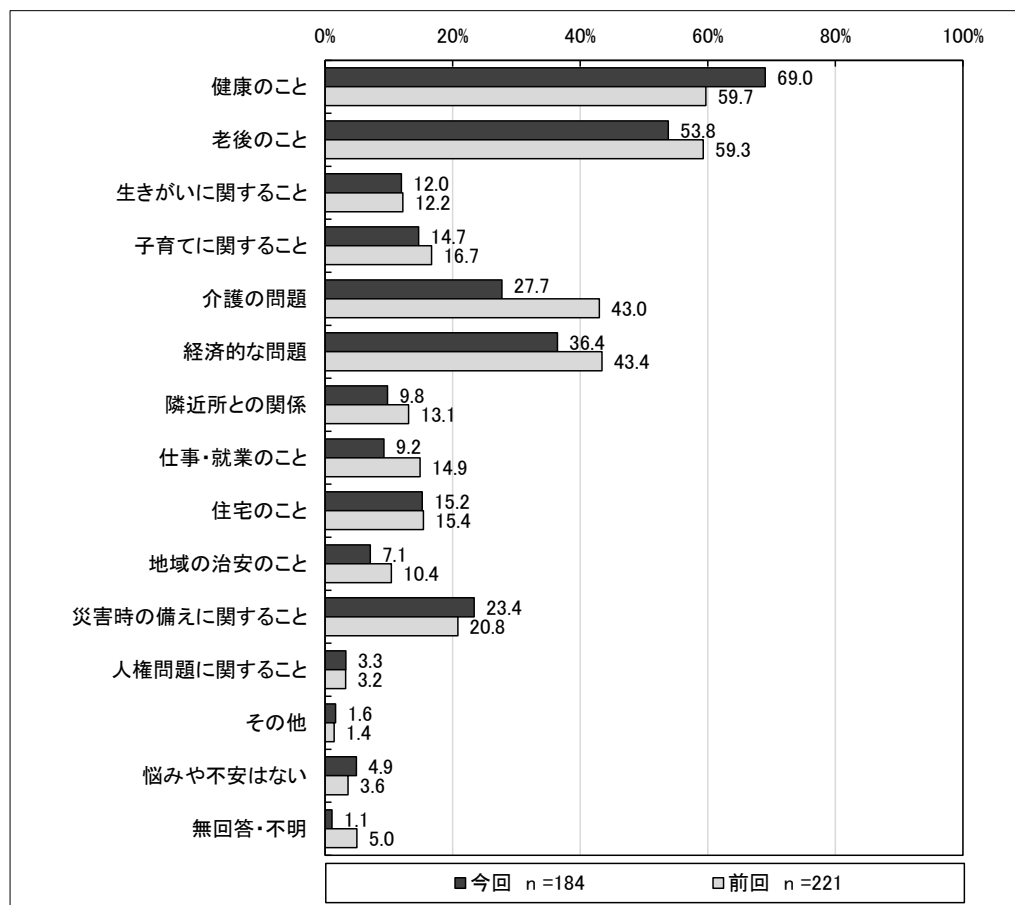


2) ご自身またはご家族の意識について

① 感じている悩みや不安の内容

感じている悩みや不安の内容については、「健康のこと」が69.0%で最も高く、「老後のこと」(53.8%)、「経済的な問題」(36.4%)、「介護の問題」(27.7%)と続いています。なお「悩みや不安はない」は4.9%となっています。

前回の調査と比較すると、「健康のこと」が増加し、「介護の問題」が大きく減少、また「経済的な問題」、「老後のこと」も若干減少しています。

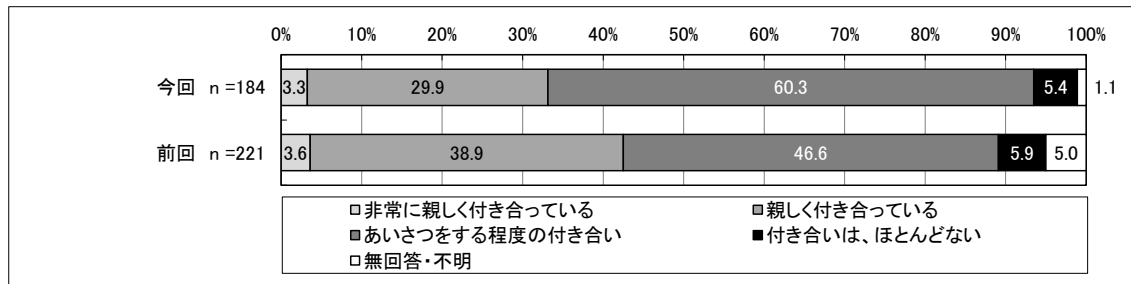


3) 近所との関わりについて

① 近所づきあいについて

近所づきあいについては、「あいさつをする程度の付き合い」が60.3%で最も高く、「親しく付き合っている」(29.9%)、「付き合いは、ほとんどない」(5.4%)、「非常に親しく付き合っている」(3.3%)と続いています。

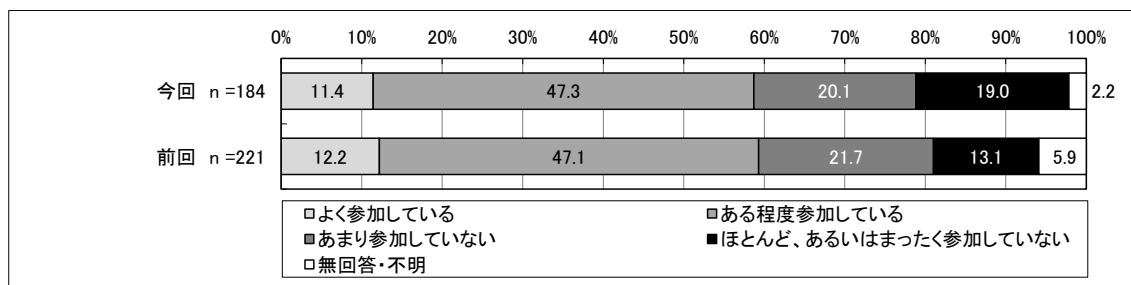
前回の調査と比較すると、「あいさつをする程度の付き合い」が増加し、「親しく付き合っている」が減少しています。



② 地域の行事や活動への参加について

地域の行事や活動への参加については、「よく参加している」(11.4%)と「ある程度参加している」(47.3%)を合わせた“参加している”は58.7%となり、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」(19.0%)、「あまり参加していない」(20.1%)を合わせた“参加していない”の39.1%を大きく上回っています。

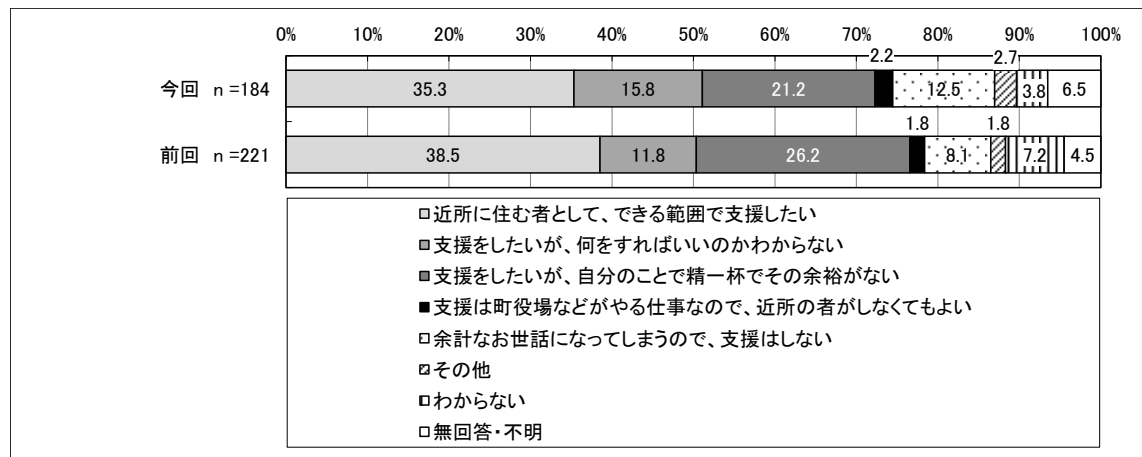
前回の調査と比較すると、「ほとんど、あるいはまったく参加していない」が若干増加しています。



③ 支援を必要としている方への手助けの考え

支援を必要としている方への手助けの考えについては、「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が35.3%で最も高く、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」(21.2%)、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」(15.8%)、「余計なお世話になってしまうので、支援はしない」(12.5%)と続いています。

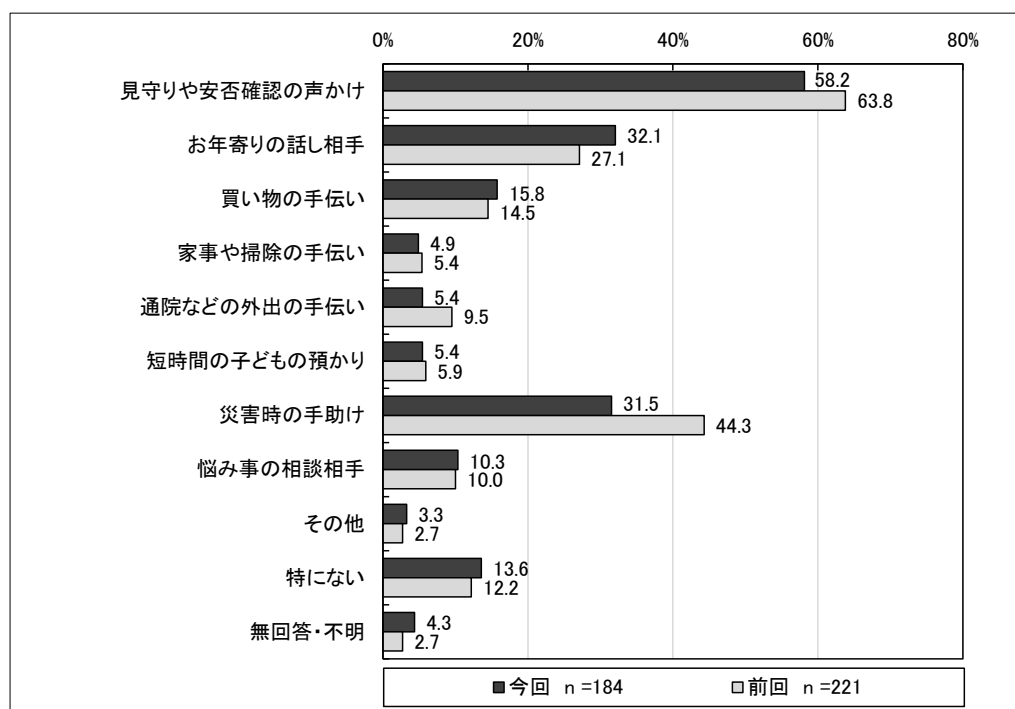
前回の調査と比較すると、「余計なお世話になってしまうので、支援はしない」が若干増加しています。



④ 支援を必要としている方にできる手助け

支援を必要としている方にできる手助けについては、「見守りや安否確認の声かけ」が58.2%で最も高く、「お年寄りの話し相手」(32.1%)、「災害時の手助け」(31.5%)、「買い物の手伝い」(15.8%)と続いています。

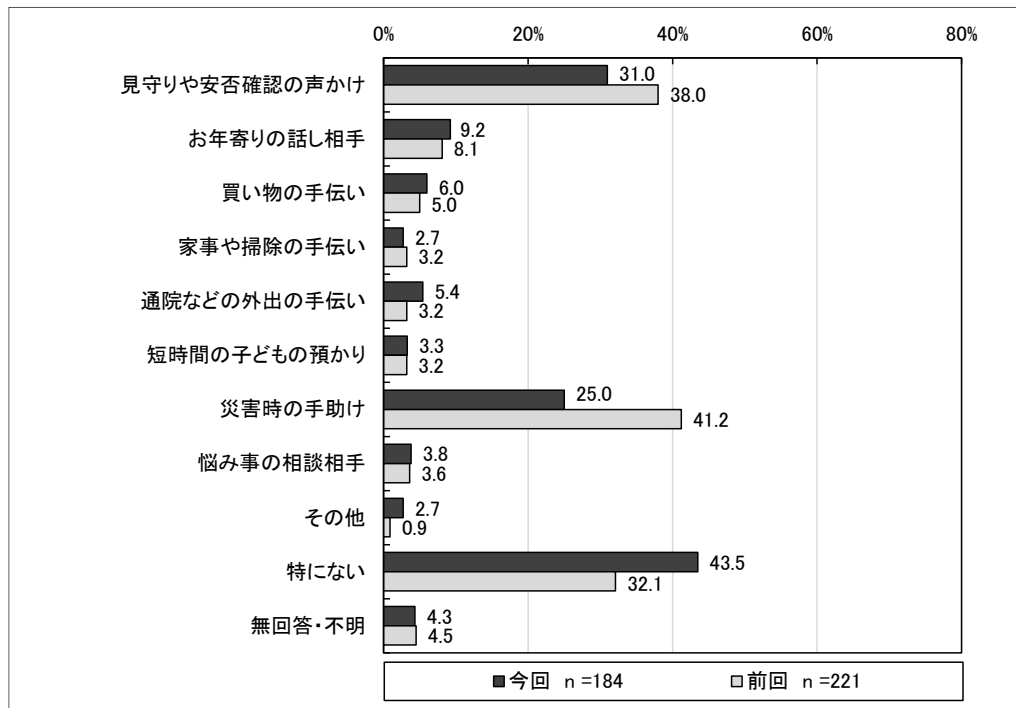
前回の調査と比較すると、「災害時の手助け」が大きく減少しています。



⑤ 隣近所の方から受けた支援

隣近所の方から受けた支援については、「特になし」が43.5%で最も高く、「見守りや安否確認の声かけ」（31.0%）、「災害時の手助け」（25.0%）、「お年寄りの話し相手」（9.2%）と続いています。

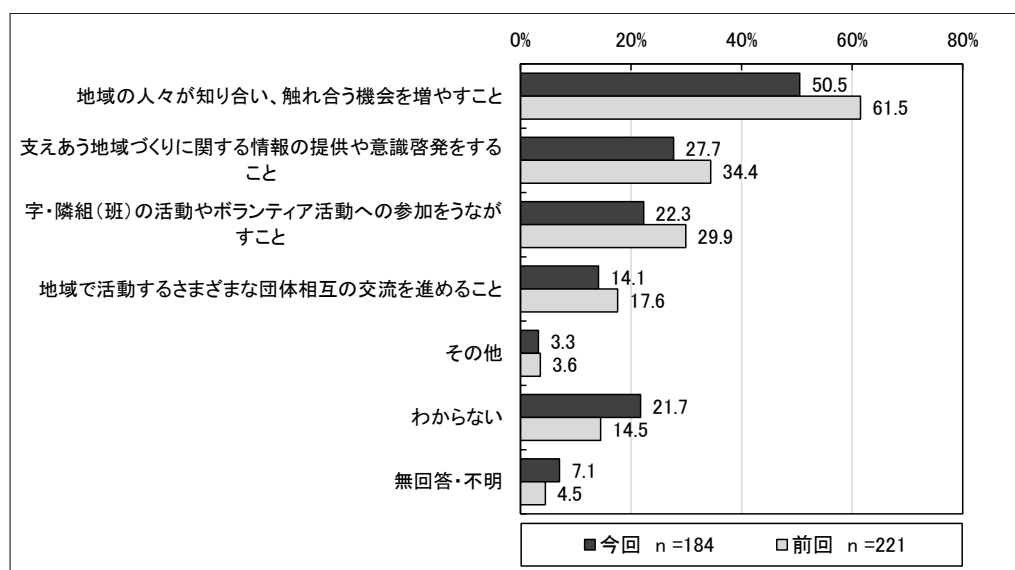
前回の調査と比較すると、「特になし」が増加し、「災害時の手助け」が大きく減少、また「見守りや安否確認の声かけ」も減少しています。



⑥ 支え合う地域づくりに必要なこと

支え合う地域づくりに必要なことについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が50.5%で最も高く、「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」(27.7%)、「字・隣組(班)の活動やボランティア活動への参加をうながすこと」(22.3%)、「わからない」(21.7%)と続いています。

前回の調査と比較すると、「わからない」が増加し、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」、「字・隣組(班)の活動やボランティア活動への参加をうながすこと」、「支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」が減少しています。

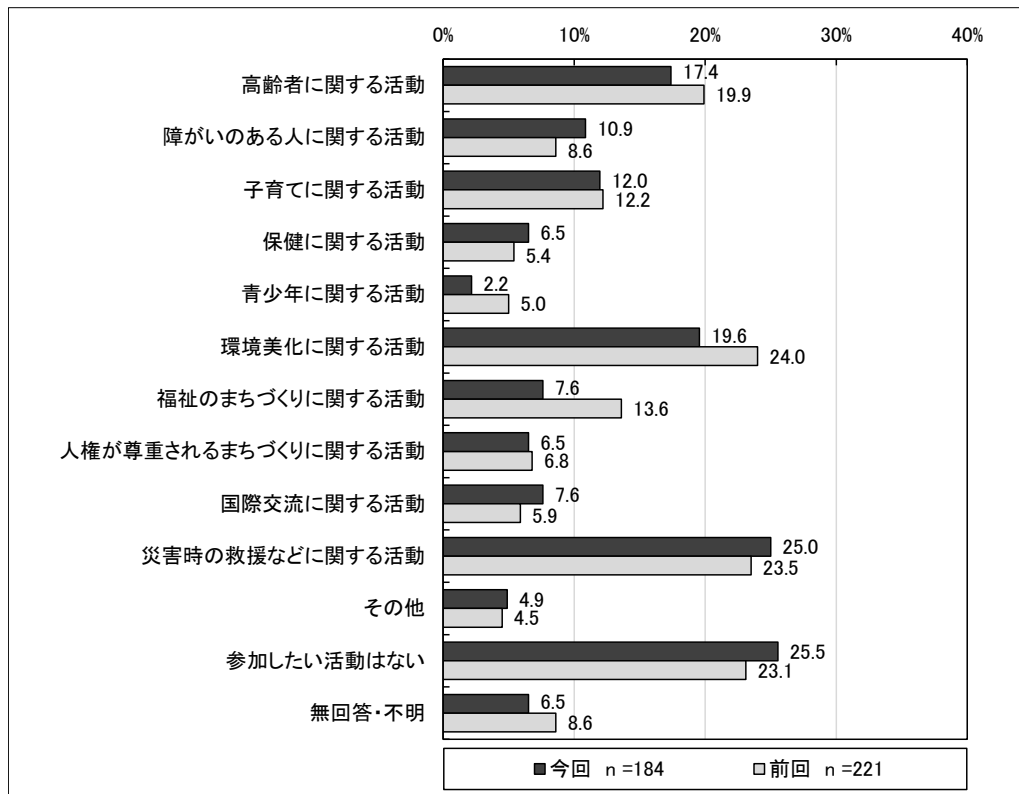


4) ボランティア活動や福祉教育について

① 参加したい NPO やボランティア活動

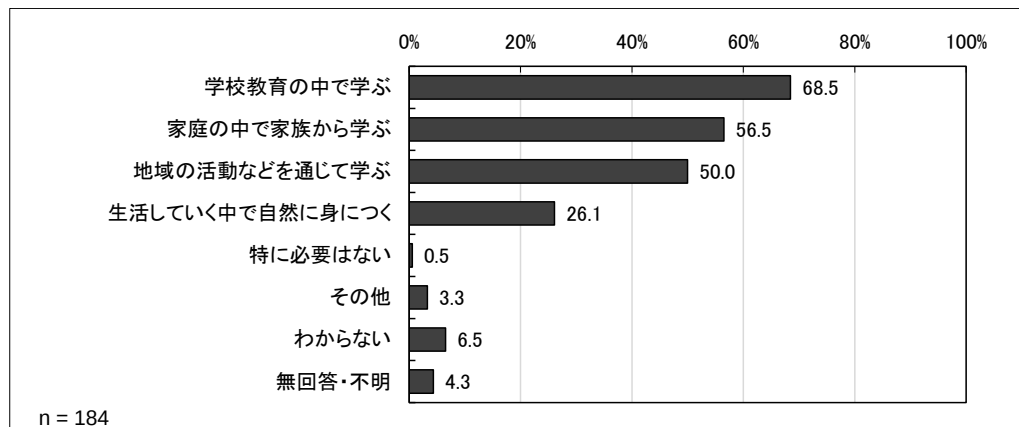
参加したい NPO やボランティア活動については、「災害時の救援などに関する活動」が25.0%で最も高く、「環境美化に関する活動」(19.6%)、「高齢者に関する活動」(17.4%)、「子育てに関する活動」(12.0%)と続いています。なお、「参加したい活動はない」は25.5%で最も高い比率となっています。

前回の調査と比較すると、「福祉のまちづくりに関する活動」が大きく減少し、「環境美化に関する活動」も減少しています。



② 福祉教育を行う環境

福祉教育を行う環境については、「学校教育の中で学ぶ」が68.5%で最も高く、「家庭の中で家族から学ぶ」(56.5%)、「地域の活動などを通じて学ぶ」(50.0%)、「生活していく中で自然に身につく」(26.1%)と続いています。

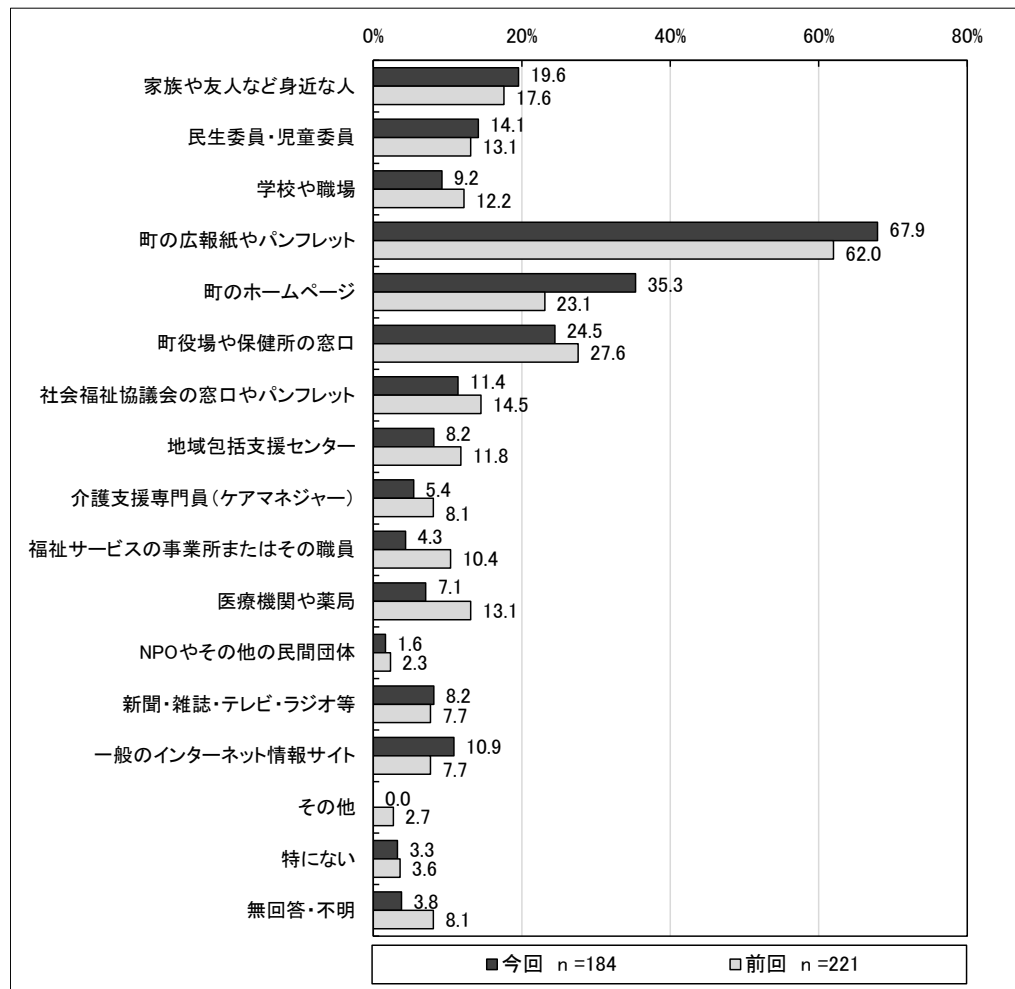


5) 美里町の福祉サービスについて

① 充実すると良いと思う情報提供の場所

充実すると良いと思う情報提供の場所については、「町の広報紙やパンフレット」が67.9%で最も高く、「町のホームページ」(35.3%)、「町役場や保健所の窓口」(24.5%)、「家族や友人など身近な人」(19.6%)と続いています。

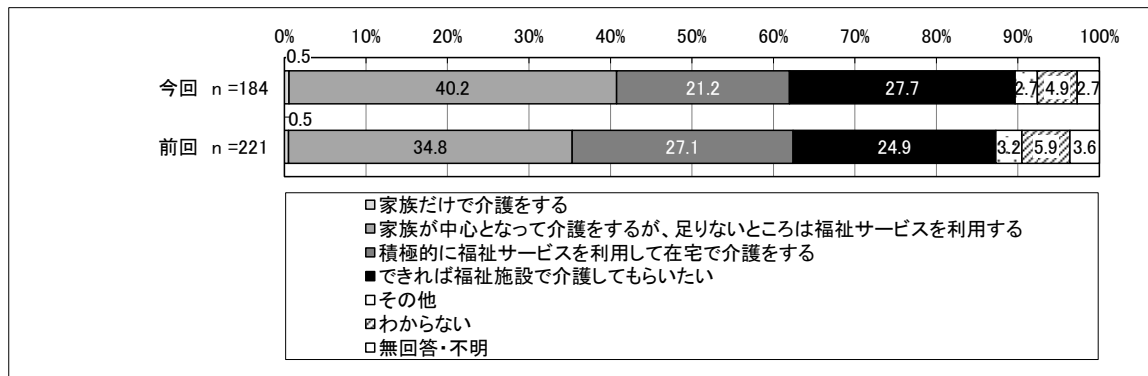
前回の調査と比較すると、「町のホームページ」が大きく増加しています。



② 家族に介護が必要になった場合の考え方

家族に介護が必要になった場合の考え方については、「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が40.2%で最も高く、「できれば福祉施設で介護してもらいたい」(27.7%)、「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」(21.2%)、「わからない」(4.9%)と続いています。

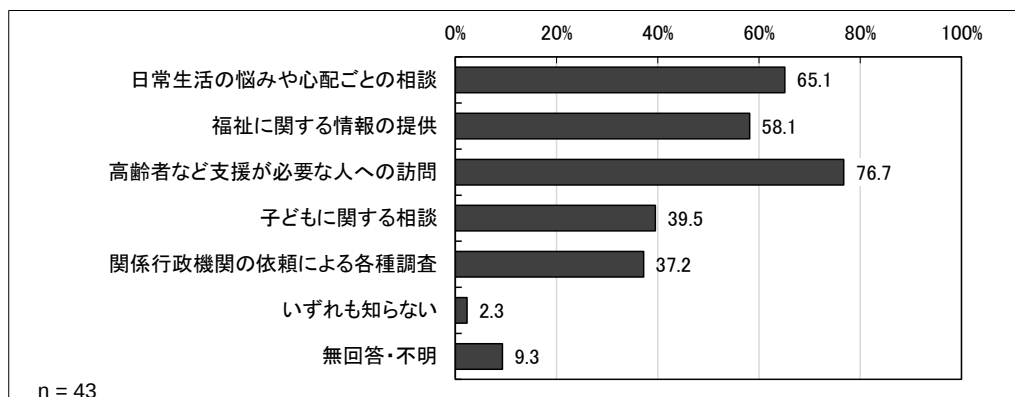
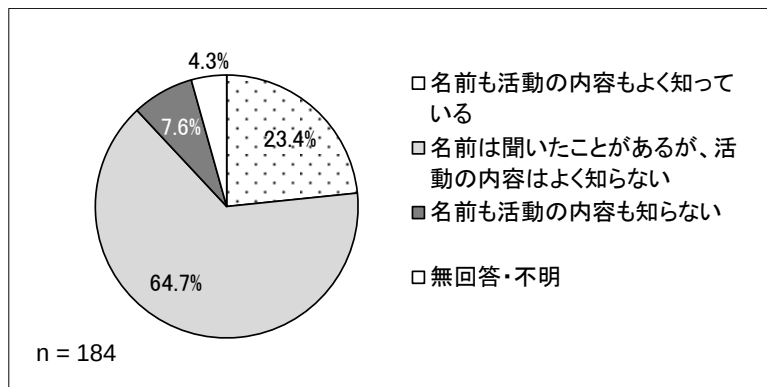
前回の調査と比較すると、「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」が増加し、「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」が減少しています。



③ 民生委員・児童委員を知っているか、知っている民生委員・児童委員の活動内容

民生委員・児童委員を知っているかについては、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」が 64.7%で最も高く、「名前も活動の内容もよく知っている」は 23.4%と全体の4分の1を下回っています。

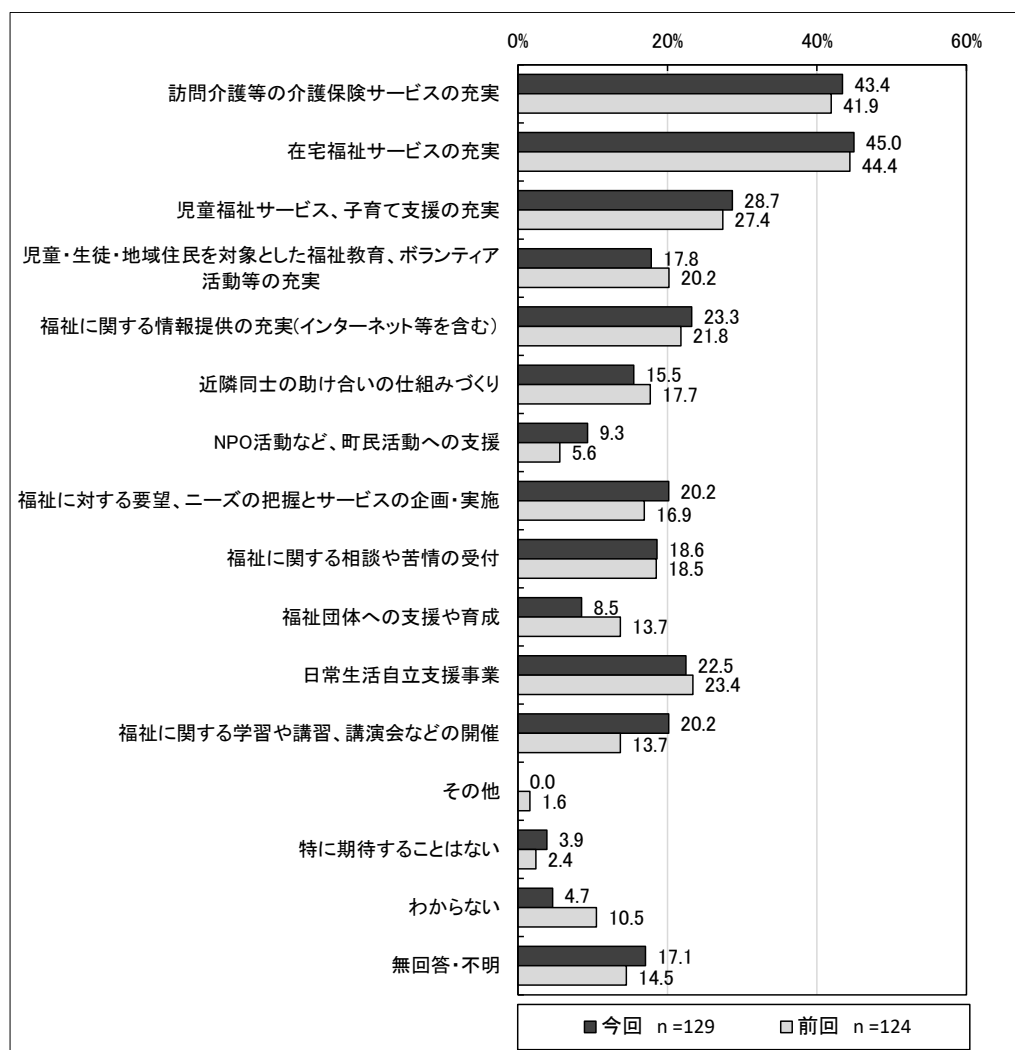
知っている民生委員・児童委員の活動内容については、「高齢者など支援が必要な人への訪問」が 76.7%で最も高く、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」(65.1%)、「福祉に関する情報の提供」(58.1%)、「子どもに関する相談」(39.5%)と続いています。



④ 美里町社協に期待すること

美里町社協に期待することについては、「在宅福祉サービスの充実」が45.0%で最も高く、「訪問介護等の介護保険サービスの充実」（43.4%）、「児童福祉サービス、子育て支援の充実」（28.7%）、「福祉に関する情報提供の充実（インターネット等を含む）」（23.3%）と続いています。

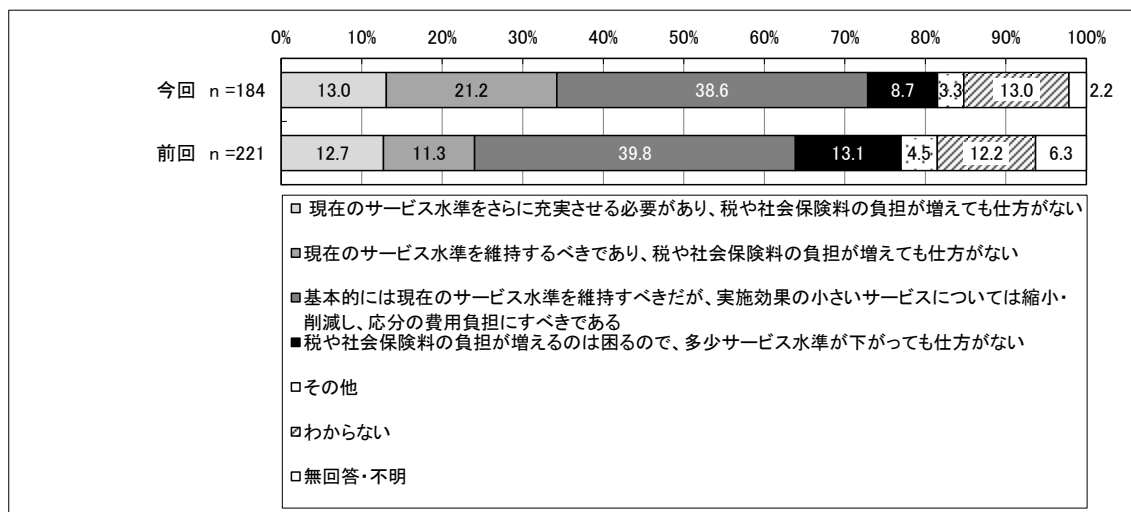
前回の調査と比較すると、「福祉に関する学習や講習、講演会などの開催」が増加しています。



⑤ 福祉サービスの水準と費用負担の関係について

福祉サービスの水準と費用負担の関係については、「基本的には現在のサービス水準を維持すべきだが、実施効果の小さいサービスについては縮小・削減し、応分の費用負担にすべきである」が38.6%で最も高く、「現在のサービス水準を維持するべきであり、税や社会保険料の負担が増えても仕方がない」（21.2%）、「現在のサービス水準をさらに充実させる必要があり、税や社会保険料の負担が増えても仕方がない」及び「わからない」（ともに13.0%）と続いています。

前回の調査と比較すると、「現在のサービス水準を維持するべきであり、税や社会保険料の負担が増えても仕方がない」が大きく増加しています。

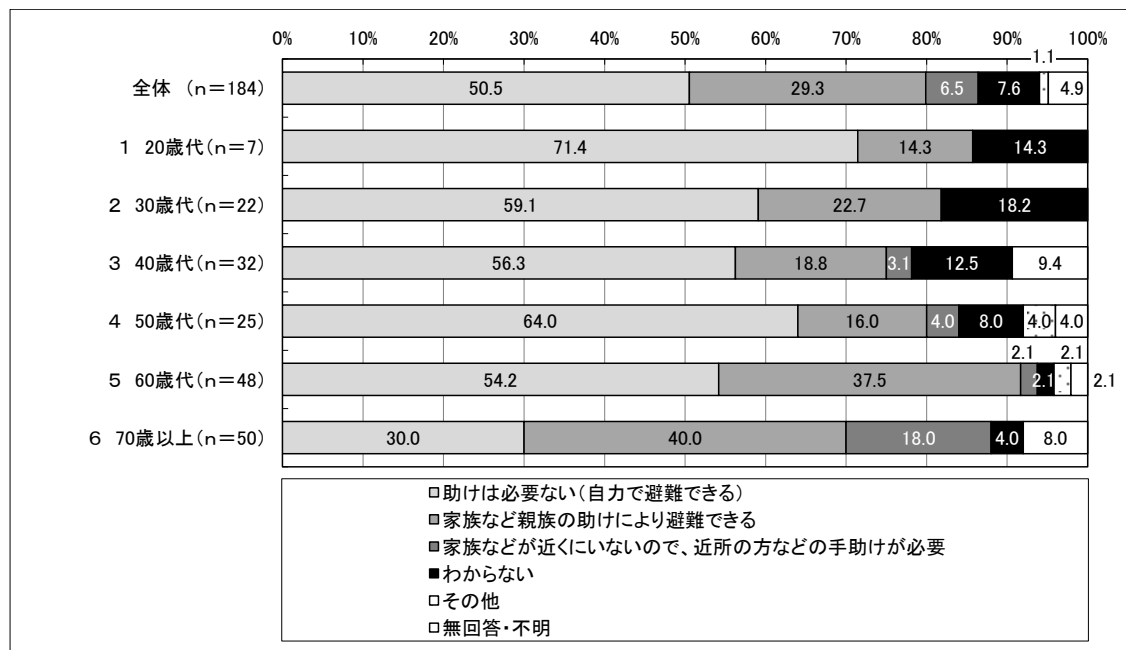


6) 災害時の対応について

① 災害時等手助けをしてくれる人

災害時等手助けをしてくれる人については、「助けは必要ない（自力で避難できる）」が50.5%で最も高く、「家族など親族の助けにより避難できる」（29.3%）、「わからない」（7.6%）、「家族などが近くにいないので、近所の方などの手助けが必要」（6.5%）と続いています。

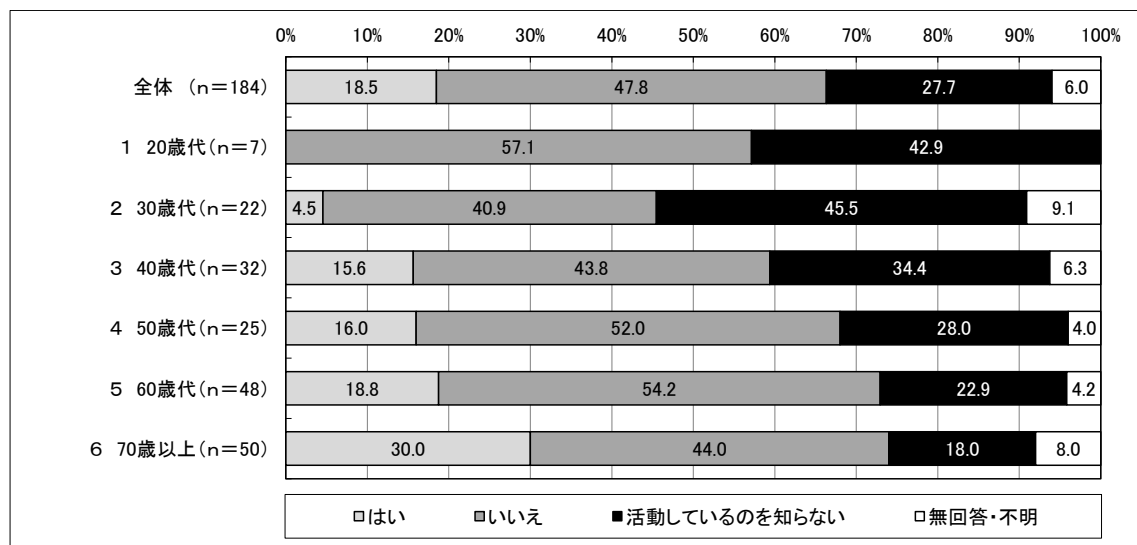
年齢別でみると、70歳以上においては「助けは必要ない（自力で避難できる）」が他の年代と比較すると大きく減少し、「家族などが近くにいないので、近所の方などの手助けが必要」が、他の年代と比較して高い比率を占めています。



② 日頃から防災活動や訓練に参加しているか

日頃から防災活動や訓練に参加しているかについては、「いいえ」が47.8%で最も高く、次いで「活動しているのを知らない」(27.7%)となっています。「はい」の回答は18.5%となっています。

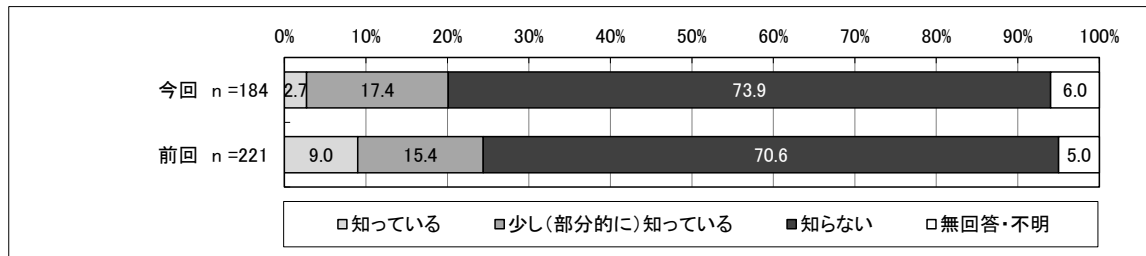
年齢別にみると、「はい」の回答は70歳以上が30.0%と最も高く、年齢が低くなるほど、減少する傾向が見られます。



③ 災害時要支援者支援制度について知っているか

災害時要支援者支援制度について知っているかは、「知らない」が73.9%を占め、「少し（部分的に）知っている」（17.4%）と「知っている」（2.7%）を合わせた“知っている”は20.1%となっています。

前回の調査と比較すると、「知っている」が減少しています。

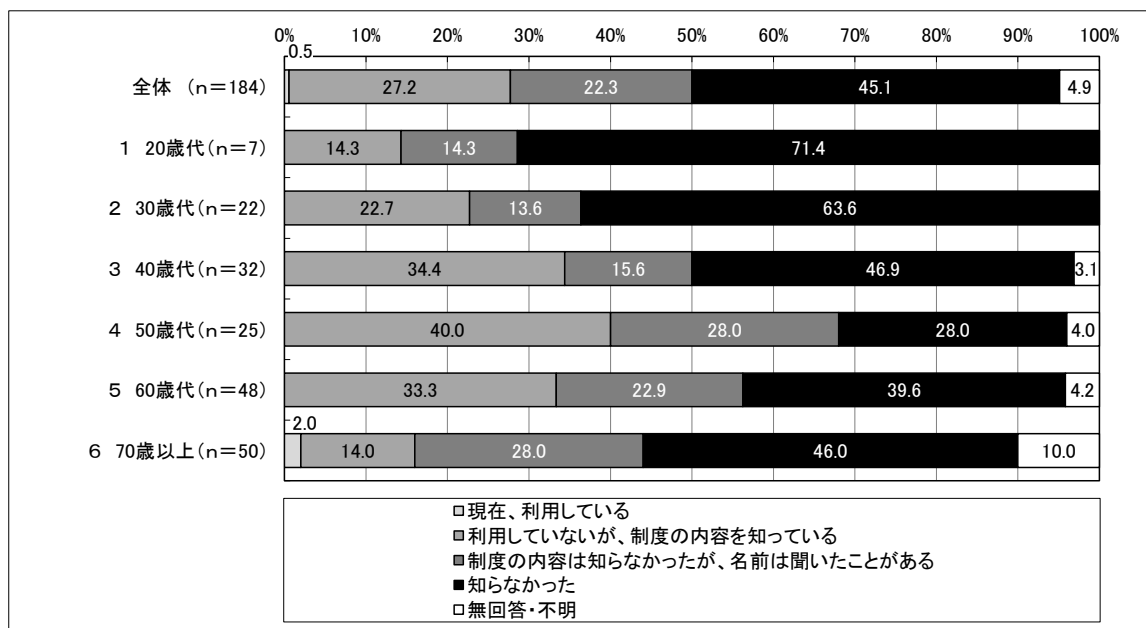


7) 成年後見制度について

① 成年後見制度について知っているか

成年後見制度について知っているかは、「知らなかった」が45.1%を占め、「利用していないが、制度の内容を知っている」（27.2%）、「制度の内容は知らなかったが、名前は聞いたことがある」（22.3%）、「現在、利用している」（0.5%）と続いています。

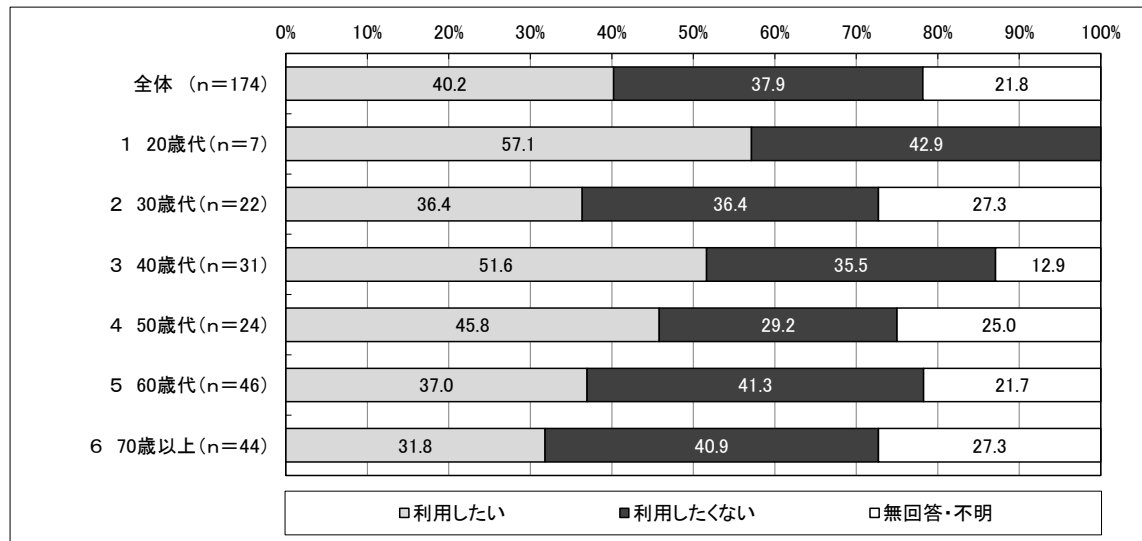
年齢別にみると、「知らなかった」の回答が最も低いのは、50歳代の28.0%で、年齢が低くなるほど、また高くなるほど、増加傾向が見られます。また、年齢が高くなる程、利用の必要性は高くなりますが、制度の認知度はむしろ低くなる傾向を見せています。



② 成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向については、「利用したい」が40.2%、「利用したくない」が37.9%となっています。

年齢別にみると、「利用したい」が最も高いのは20歳代の57.1%で、30歳代を除き、年齢が高くなるほど、減少傾向が見られます。

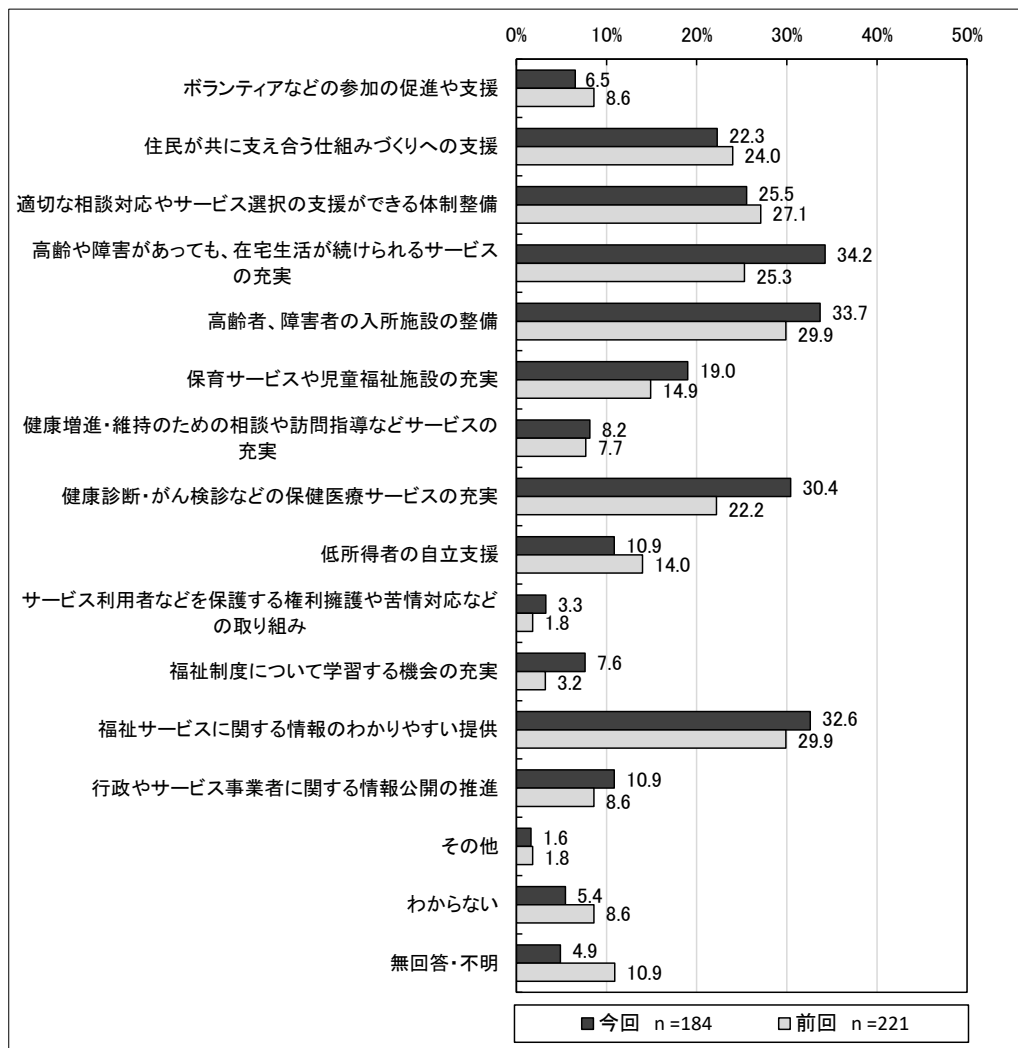


8) 今後の福祉施策について

① 充実を図るべきと思う施策

充実を図るべきと思う施策については、「高齢や障害があっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が34.2%で最も高く、「高齢者、障害者の入所施設の整備」(33.7%)、「福祉サービスに関する情報のわかりやすい提供」(32.6%)、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」(30.4%)と続いています。

前回の調査と比較すると、「高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」が大きく増加しています。



第3章 計画の基本理念と基本目標



1. 計画の基本理念

第1次の美里町地域福祉計画は、第4次美里町総合振興計画に掲げられた理念、将来像、目標のもとに、計画の基本理念を「みんながいきいきと暮らせる 安心安全なまち『みさと』」と掲げ、地域福祉のまちづくり施策を推進してきました。

その後、第5次総合振興計画が策定され、現在、基本理念「心身ともに美しく暮らせるまちづくり」、まちの将来像「住民一人ひとりが誇りを持って暮らせる美しい里」のもとにまちづくりが進められています。そして、基本目標の1つに「支え合い、互いを思いやる暮らしづくり」を掲げ、まちづくりを推進しているところです。

第2次の美里町地域福祉計画では、まちづくりの最上位計画である第5次総合振興計画の基本理念、将来像、基本目標のもと、地域福祉の部門計画として、これまでに積み重ねてきたまちづくり施策を踏まえ、計画理念を「みんなが支え合い、思いやる 安心・安全なまち『みさと』」と掲げます。

**みんなが支え合い、思いやる
安心・安全なまち「みさと」**

2. 計画の基本目標

計画の基本理念のもと、地域福祉計画に求められる事項を達成するために、これまでの施策・事業の実績を踏まえ、計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標1 住民主体の協働の地域づくり

多様化する住民の生活課題の解決には、地域における「支え合い、思いやる」仕組みが必要です。そのために、住民と地域の社会福祉を推進する中心的組織である社会福祉協議会や福祉団体、そして行政が連携・協働し、「互助」「共助」の心がしっかりと根付いた地域づくりを推進します。

【取り組み】

- ① 意識の啓発・醸成
- ② 人材の育成・確保
- ③ 人権教育・福祉教育の推進
- ④ 社会福祉協議会、ボランティアの支援
- ⑤ コミュニティ活動の推進
- ⑥ 民間活動団体の育成

基本目標2 福祉サービスの提供体制の充実

誰もがどのような状態でも必要な福祉サービスを受けることができるように、地域福祉計画には「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」を盛り込むことが求められています。町民の様々なニーズに応えるために、サービス提供体制、相談支援体制、権利擁護体制を充実します。また、犯罪をした人々の再犯を防止するための支援を充実します。

【取り組み】

- ① サービス提供体制の充実
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 権利擁護体制の充実（美里町成年後見制度利用促進基本計画）
- ④ 再犯防止の支援（美里町再犯防止推進計画）

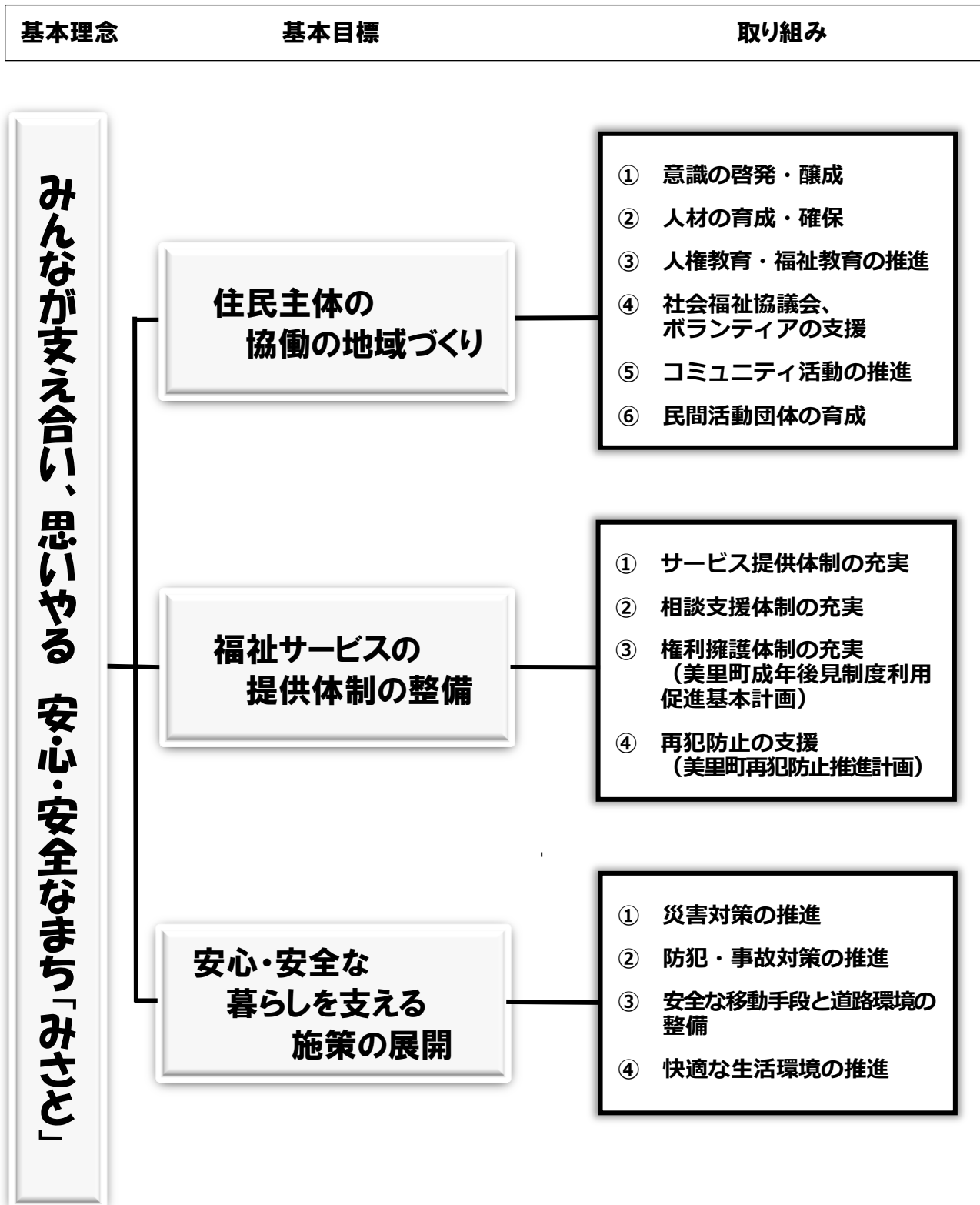
基本目標3 安心・安全な暮らしを支える施策の展開

高齢者や障害者、子どもや子育て中の家庭への支援はもちろん、町に生活するすべての人々の安心・安全な暮らしを支えるために、様々な施策を幅広く展開します。

【取り組み】

- ① 災害対策の推進
- ② 防犯・事故対策の推進
- ③ 安全な移動手段と道路環境の整備
- ④ 快適な生活環境の推進

3. 計画の体系



第4章 具体的な取り組み



基本目標1 住民主体の協働の地域づくり

1. 意識の啓発・醸成

(1) 現状と課題

少子高齢化と人口減少、核家族化や高齢者世帯の増加、女性の社会進出等、社会の変化とともに、地域における問題・課題は多様化・複雑化しています。

これらに対応していくためには、地域共生社会の概念である「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を実現することが必要とされています。

(2) 施策の方向

『我が事』『丸ごと』の考えに立って、地域共生社会を実現するために、町民が地域福祉に対する理解を深め、主体的に参画しようとする意識を醸成することが大切であり、各種広報・啓発活動等に取り組みます。

(3) 町の取り組み

① 地域福祉に対する理解促進と意識の醸成

- ◆ 本町の「広報みさと」や「町のホームページ」、各種活動のパンフレット、チラシなど、様々な広報活動を通し、地域福祉に関する町の事業、美里町社協の事業、美里町民生委員・児童委員協議会等の様々な活動を紹介し、町民が地域福祉に対する理解を深めるとともに、意識の醸成を図ります。
- ◆ 「町民祭」や「コミュニティまつり」などの本町の主要なイベントにおいて、地域福祉に関する活動を紹介するなど、普及啓発を推進します。
- ◆ 認知症や障害者等、支援が必要な方への正しい理解を深め、意識の醸成を図るために、「広報みさと」や「町のホームページ」等を活用し、普及啓発を推進します。

② 寄付・募金文化の醸成

- ◆ 赤い羽根共同募金の募金運動、日本赤十字社の義援金募集、更生保護女性会が行う愛の募金等、その目的の周知や募金活動を通じて、寄付、募金文化を醸成します。

(4) 町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 日頃より、「広報みさと」や「町のホームページ」に目を通しましょう。
- ◆ 地域の出来事や福祉に関心を持ち、正しい知識を身につけましょう。
- ◆ 様々な機会に町が発信する福祉情報を収集しましょう。
- ◆ 町から発信している情報は身近な地域の人に伝え、共有しましょう。

2. 人材の育成・確保

(1) 現状と課題

生活志向、生活スタイルの多様化が進み、地域との関わりを持たない住民が増えており、行政区などの身近な自治組織の会員は減少しつつあります。また地域福祉の担い手である民生委員・児童委員については、人材不足や高齢化が進行しているのが現状です。身近な地域活動の活性化、地域福祉の向上を図るために、地域福祉を担う人材の育成・確保が大きな課題となっています。

(2) 施策の方向

地域の住民一人ひとりが、自分のことから地域活動に参加し、地域福祉の担い手になっていくよう、人材の育成・確保を図ります。

(3) 町の取り組み

① 人材の育成・確保

- ◆ 地域の住民が参加するような魅力ある自治活動、運営が展開されるよう、行政区などの自治組織活動を支援し、将来の自治組織の担い手となる人材の育成・確保を促進します。
- ◆ ボランティアについては、ボランティア体験の機会を提供したり、ボランティア活動講習会等を開催する美里町社協の取り組みを支援し、ボランティアの育成・確保を促進します。
- ◆ 定年退職した元気な高齢者を地域福祉の現場に迎える工夫や、民生委員・児童委員の候補者の発掘等、各分野で活躍できる様々な人材の確保を促進します。
- ◆ 認知症サポーター、食生活改善推進員等、様々な分野で活躍する人材の育成・確保するために、養成講座の開催を推進します。
- ◆ 美里町社協と連携し、各種講座、ボランティア体験活動を通し、地域の課題をみんなで解決に結びつける地域のコーディネーター人材の育成に取り組みます。

(4) 町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 自らが地域福祉活動の担い手であることを認識し、積極的に地域活動に参加しましょう。
- ◆ 自分の知識や経験を地域活動やボランティア活動に生かしましょう。

3. 人権教育・福祉教育の推進

(1) 現状と課題

互いを尊び、ともに支え合う心を育む人権教育、福祉教育は、心豊かな地域社会を形成する上で大変重要であり、地域福祉を推進する基礎となります。

本町の小中学校では、人権意識を培う学校教育の在り方について、教職員が研究活動を行い、教育現場で実践しています。また社会教育の場において、研修会や講演会を開催するなど、町民の人権意識の醸成に取り組んでいます。

福祉の分野においては、幼児教育、学校教育を通して、ボランティア体験学習、世代間交流活動等に取り組み、福祉の心を養う教育活動を行っています。また、美里町社協を中心に、民間ボランティア団体等において、町民を対象としたボランティア体験学習や、美里町地域包括支援センターによる認知症サポーター養成講座等を通して、福祉の心の醸成、地域福祉活動への参加の促進に取り組んでいます。

しかし地域や家庭を取り巻く環境の変化、生活意識の多様化等により、地域に対する意識は希薄化しており、地域福祉活動は停滞しているのが現状です。また、それらを背景に家庭や地域の教育力の低下も危惧されています。

将来の町を担う子どもたちの心を育み、地域福祉を担う町民の意識を醸成するために、学校、家庭、地域が一体となって人権教育、福祉教育のさらなる充実と教育力の向上が求められています。

(2) 施策の方向

学校教育、社会教育の場で人権尊重、地域福祉の心の教育を充実するとともに、学校、家庭、地域が一体となって教育力の向上を図ります。

(3) 町の取り組み

① 人権教育の充実

- ◆ 小中学校における人権教育の在り方等の研究活動、研修活動を推進し、教育内容の充実を図ります。
- ◆ 公民館が中心となり、講習会、学習講座等を開催し、町民の人権尊重の心の醸成を図ります。
- ◆ 認知症や障害者等の人権尊重を推進するため、認知症状、障害に対する理解の促進や相談体制の充実を図ります。
- ◆ 「認知症サポーター養成講座」を開催し、サポーターを育成するとともに、見守り活動等への参加を促進します。
- ◆ 児童虐待やDV等の防止に向け、啓発活動を推進するとともに、相談窓口の充実、関係機関との連携を強化します。

② 福祉教育の充実

- ◆ 幼児教育から小中学校での教育を通し、福祉の心を育む学習活動を充実します。
- ◆ ボランティア体験学習、実践的な学習活動を展開して福祉の心を醸成し、地域福祉活動への参加を促進します。
- ◆ 美里町社協、民間ボランティア団体と連携し、車いす体験やアイマスク体験などの高齢者、障害者の疑似体験活動、点字学習講座等を通して、地域福祉への理解と活動の参加を促進します。

③ 社会貢献の心の醸成

- ◆ 美里町社協と連携し、共同募金や地域福祉活動を支える寄付活動を促進し、社会貢献意識の醸成を図ります。
- ◆ 広報活動、様々なイベントを通し、寄付への理解促進、寄付文化の定着を図ります。

(4) 町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 本町や美里町社協等で開催する人権教育講座、地域福祉に関する講座、講演会に積極的に参加し、人権尊重、地域福祉に対する理解を深めましょう。
- ◆ 人権教育、ボランティア体験学習で学んだ、「他人事」は「我が事」の心を地域福祉活動で実践しましょう。
- ◆ 美里町地域包括支援センターで開催する「認知症サポーター養成講座」を受講し、見守り活動等の地域福祉活動に参加しましょう。
- ◆ 近所で困っている人、生活課題を抱える人を発見する「気づき」の力を養い、課題解決に取り組むコーディネーターとしての役割を担いましょう。
- ◆ 寄附活動に積極的に参加し、社会貢献の意識を高めましょう。



4. 社会福祉協議会、ボランティアの支援

(1) 現状と課題

社会福祉協議会は社会福祉法第109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、設置される民間福祉団体（社会福祉法人）です。まさに、地域福祉活動を推進する中心組織であり、本町では昭和59年に社会福祉法人美里町社会福祉協議会が正式に設立されました。

町民をはじめ、町内外の関係機関や団体と連携を図り、高齢者や障害者の支援、ボランティアセンターの運営、福祉資金等貸付事業、共同募金運動への協力など、地域の特性に応じた福祉の充実に取り組んでいます。

社会問題が複雑化し、地域福祉の需要が高まる中で、美里町社協の果たす役割はますます重要になっており、組織体制の整備、活動の充実が求められています。

(2) 施策の方向

美里町社協を本町の地域福祉を推進する中心組織として位置づけ、組織、活動の充実を支援するとともに、本町との緊密な連携のもとに、地域福祉活動の推進を図ります。

(3) 町の取り組み

① 美里町社協の充実

- ◆ 社協会員の拡大、組織の充実を支援するとともに、活動の活性化のために、補助金等の助成を行います。
- ◆ 本町と美里町社協が連携し、「健康まつり」等のイベントの開催、高齢者、障害者等の支援活動を共催します。

② ボランティア団体の活用・相談事業の強化

- ◆ ボランティア団体、NPO団体等が地域福祉活動を積極的に行われるよう、団体が必要とする福祉情報を提供します。
- ◆ 美里町社協との連携体制を構築し、ボランティア活動の活性化を図ります。

(4) 町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 地域の活動に関する情報を積極的に収集しましょう。
- ◆ 地域の活動に積極的に参加し、地域に住む人と人との絆づくりに努めましょう。
- ◆ 地域みんなで参加しやすい雰囲気を広げ、活動への参加を誘い合いましょう。

5. コミュニティ活動の推進

(1) 現状と課題

最も身近な地域活動の単位として行政区があり、そのなかに老人会、子ども会等が組織され、地域のコミュニティ活動が行われています。しかし近年、町民の生活意識やライフスタイルの多様化等により、地域における近隣関係は希薄化し、行政区の活動に参加していない町民が少なくありません。また組織役員の高齢化等により、活動の低迷を余儀なくされています。

一方近年、自然災害が多発するなかで、災害時における地域コミュニティの助け合いの重要性が改めて認識されており、地域コミュニティ組織体制の充実、活動の活性化が求められています。さらにこの度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急時の日常生活の在り方、地域コミュニティの在り方が問われています。

(2) 施策の方向

身近な地域コミュニティの大切さを周知・啓発し、助け合いの意識の醸成を図るとともに、行政区等の地域自治組織活動の参加を促進し、組織体制の充実、活動の活性化を図ります。

(3) 町の取り組み

① コミュニティ活動への参加の促進

- ◆ 行政区の魅力ある活動づくりを支援し、活動への加入を働きかけます。
- ◆ 地域住民の関係づくりを促す「あいさつ・ありがとう」運動等の活動を支援します。
- ◆ 「広報みさと」や「町のホームページ」に、行政区の防災訓練等の地域の活動を紹介し、町民の活動参加を促進します。
- ◆ 転入者に対する行政区加入を案内する等、行政区加入を啓発します。

② コミュニティ活動に対する支援の充実

- ◆ 行政区等運営を推進するため、行政区が行う活動を支援します。
- ◆ 地域福祉活動を推進する講演会等により、助け合いの意識を醸成します。
- ◆ 災害や感染症拡大等の緊急時のコミュニティ活動の在り方、活動支援の在り方を検討します。

(4) 町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 日頃から隣近所との「あいさつ・ありがとう」の声かけを行いましょう。
- ◆ 行政区等の役割を理解し、活動に参加しましょう。
- ◆ 行政区は組織体制の改善、活動の魅力開発を進め、住民の加入を呼び掛けましょう。

6. 民間活動団体の育成

(1) 現状と課題

地域が抱える問題・課題は、年々多様化・複雑化しています。これらの地域生活課題やそれに対する福祉ニーズを早期に発見し、町民の生活を地域で支えていくためには、行政サービスや行政区、民生委員・児童委員の活動、美里町社協の活動に加え、民間の地域活動団体、ボランティア団体、NPO団体等の民間団体の活動が不可欠です。

しかし各団体の会員確保は難しく、さらに会員の高齢化により活動が低迷している団体も多く、支援が求められています。

(2) 施策の方向

民間の地域活動団体、ボランティア団体、NPO団体等が行う地域福祉活動を支援し、町民の多様なニーズに対応した生活支援の確保を図ります。

(3) 町の取り組み

① 活動団体の広報支援

- ◆ 「広報みさと」や「町のホームページ」等で、民間の活動団体の組織や活動を紹介し、町民への周知を図るとともに活動への参加を促すなど、活動を支援します。
- ◆ コミュニティセンターや各地区公民館等、公的施設において「サークル活動紹介コーナー」を設けるなど、活動の紹介、会員募集等の支援を行います。
- ◆ 美里町社協と協力し、活動団体を紹介する小冊子を作成し、配布します。

② 活動の支援

- ◆ 地域活動団体等の活動支援を行います。
- ◆ 新しい民間活動団体の立ち上げ支援等、地域における新しい活動に対し支援を行います。
- ◆ 美里町社協と協力し、ボランティア活動中の事故等を補償するボランティア活動保険制度の整備、斡旋等の支援を行います。

(4) 町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 「広報みさと」や「町のホームページ」等により、本町で活動する民間活動団体について理解を深めましょう。
- ◆ 興味ある活動や自分の経験が生かせる活動等に積極的に参加しましょう。

基本目標2 福祉サービスの提供体制の整備

1. サービス提供体制の充実

(1) 現状と課題

少子高齢化の進展により高齢者は増加の一途をたどっており、特に高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯といった、支援の必要な世帯の増加が顕著になっています。団塊の世代が令和7年（2025年）にはすべて75歳以上に達することから、益々、高齢者の介護サービスの需要は高まることが予想されます。

一方、出生数は低いレベルで推移しており、将来の健全な国の未来を担う次世代の確保・育成は必須です。さらに一億総活躍社会を目指し、女性の社会進出や活躍が求められており、子育てサービスの整備は重要となっています。

また社会・経済情勢が複雑に変化する中で、障害者や生活困窮者、社会的に孤立する人等、早急に支援の必要な人たちも増えており、複雑化・複合化する課題に対する支援体制の整備が求められています。

そしてさらに、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急時における生活困難者等の支援が大きな課題として浮上しており、早急な対策が求められています。

(2) 施策の方向

高齢者、障害者、子育てに対する制度に基づく福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、多様化・複雑化する生活困窮者に対し、異なる専門性を持ったスタッフが、協働して課題解決に取り組む体制づくり、支援の充実を図ります。

(3) 町の取り組み

① 高齢者・障害者・子育て支援等の福祉サービスの充実

- ◆ 高齢者や障害者、子どもの各分野別に定めた「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の計画を定期的に見直し、これらの計画に従って各種福祉サービスの充実を図ります。
- ◆ サービスの利用を希望する町民が、自ら希望する福祉サービスを適切に選択して利用できるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 質の高いサービスが提供されるよう、サービス提供事業者の研修活動、人材確保を支援します。

② 生活困窮者支援の充実

- ◆ 民生委員・児童委員をはじめ、美里町社協や埼玉県福祉事務所・アサポート相談支援センター等、関係機関との連携を図り、生活困窮者の相談体制の充実に努めます。
- ◆ 生活保護制度や生活困窮者自立支援事業等、関係機関との連携により、生活困窮者の生活の安定と自立に向けた相談・指導等、体制の充実に努めます。

③ 健康づくりの推進

- ◆ ミムリン健康ポイント事業を主軸とした、健康づくり事業を推進します。
- ◆ 妊婦健診、乳幼児健診、各種がん検診、特定健康診査などの各種健（検）診を実施し、疾病の予防、早期発見に努めます。また、予防接種や各種助成事業などの保健サービスの充実に努めます。
- ◆ 「ミムリンときめき健康増進計画」を定期的に見直し、計画に従って生活習慣病対策や生活改善、食育等、町民の健康づくりを推進します。
- ◆ 「運動教室」や「料理教室」等、町民の健康づくりに関連する各種教室や研修会活動を関係団体と連携し、実施します。
- ◆ 「健康まつり」等、健康に関連する各種イベントを関係機関と連携し、実施します。

（４）町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 高齢者や障害者、子ども等、各分野の福祉サービスの制度、サービス内容を正しく理解しましょう。
- ◆ 本町やサービス事業者が発信する情報を収集し、最適なサービスの選択をしましょう。
- ◆ 住民活動団体の支援活動の情報を収集し、支援活動を理解し、サービス利用や活動参加につなげましょう。



2. 相談支援体制の充実

(1) 現状と課題

少子高齢化と人口減少、核家族化と高齢者のみ世帯の増加、近隣社会連携の希薄化等、地域社会の姿は大きく変化しています。そのような中、「8050」問題（80代の親が50代の閉じこもり子どもの生活を支える）、「ダブルケア」問題（子育てと高齢者介護の両方をみる）、複雑で複合的な課題を抱える世帯の増加など、既存の支援制度では難しい「制度の狭間の問題」を抱える人が増えています。

これまでの福祉サービスの相談体制は、高齢者は「地域包括支援センター」、障害者は「障害者相談支援事業所」、子育ては「子育て包括支援センター」が中心となり取り組んできましたが、問題の複雑化・複合化により1か所では対応できないケースが増えてきており、それらの問題を包括して相談できる体制が求められています。

(2) 施策の方向

分野ごとに相談窓口が変わるのではなく、様々な課題に対応でき適切に、早期に対応できる相談体制づくりを検討・整備します。また高齢者や障害者、子育て等の各施策・事業を総合的かつ包括的に推進できるよう、様々な主体・機関が協力・連携し、問題・課題の解決に取り組んでいきます。

(3) 町の取り組み

① 重層的支援体制整備事業の検討

- ◆ 複合課題にも対応できるよう、既存の相談支援等の取り組み生かしつつ、地域住民の支援ニーズに対応する重層的な支援体制を検討します。
- ◆ 美里町社協での相談支援事業、また、民生委員・児童委員の相談活動、NPO法人等の地域活動団体が行う相談活動についても、従来の機能の充実を促進するとともに、緊密な連携体制に努めます。
- ◆ 相談機関の分かりやすいチラシやしおりを作成し、相談しやすい環境づくりに努めます。

② 他機関の協働による包括的支援体制の整備

- ◆ 地域包括ケア会議、障害者等自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会等の関係者が、協働して包括的に協議を行う、多機関協働の地域包括的支援体制の強化に努めます。
- ◆ 複合的な課題と判断された案件に対し、多機関協働の包括的支援体制のもと、迅速な支援活動を行います。

（４）町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 相談機関についての正しい知識、理解を身につけましょう。
- ◆ どこに相談すればよいかわからないときは、ひとりで悩まず役場窓口を訪ねるようにしましょう。
- ◆ 悩みを抱えている人、生活に困窮している人を見かけたら、美里町社協や民生委員・児童委員、その他相談機関を紹介しましょう。



3. 権利擁護体制の充実（美里町成年後見制度利用促進基本計画）

（1）計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症高齢者や障害者等の判断能力が不十分な人のために、財産管理や契約を代わって行う後見人などを選任する制度であり、平成11（1999）年の民法の一部改正により、平成12（2000）年から制度が始まっています。

そして平成28（2016）年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行され、市町村に制度の利用促進に関する施策を推進するための基本計画の策定と、合議制の機関の設置の努力義務が課せられることになったことから、本項を「美里町成年後見制度利用促進基本計画」として定めます。

（2）計画の位置づけ

本項は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定する「市町村計画」として、位置づけます。

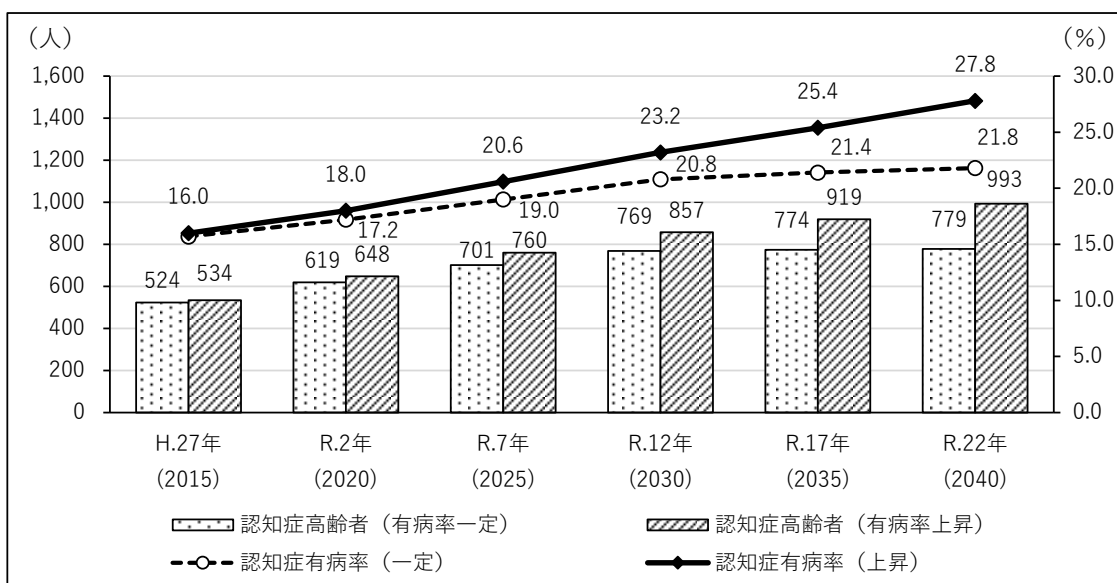
（3）現状と課題

① 成年後見制度の利用需要の拡大

人生100年の長寿社会を迎え、今後認知症高齢者や親亡き後の障害者は急増することが見込まれます。本町の認知症高齢者は、平成27（2015）年は524人～534人、令和7（2025）年には701人～760人、令和22（2040）年には779人～993人になると試算（国新オレンジプランの認知症有病率と社会保障人口問題研究所の将来人口推計より独自試算）されます。

こうした将来の状況から、成年後見制度の利用需要は急速に拡大することが予想され、制度利用の体制整備が急務になっています。

図 将来の認知症高齢者数の試算

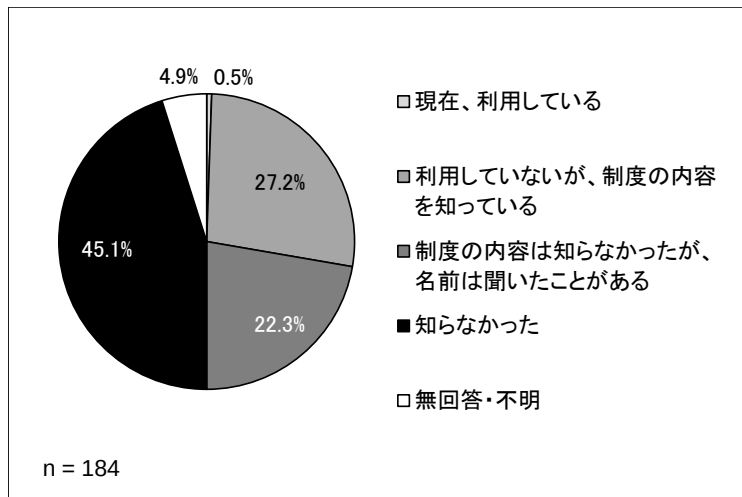


注：国新オレンジプランの認知症有病率と社会保障人口問題研究所の将来人口推計より独自試算

② アンケート調査結果にみる成年後見制度の認識

今回実施した町民アンケート調査結果から、成年後見制度の認知は30%未満と、低い状況にあります。「成年後見制度についてご存じですか」との問いに、「知らなかった」が45.1%、また「制度の内容は知らなかったが、名前は聞いたことがある」が22.3%となっています。「利用していないが、制度の内容を知っている」は27.2%に止まっており、制度の周知が課題となっています。

図 成年後見制度の認知状況



資料：令和2年度美里町の地域福祉等に関する意識調査

③ 本町の成年後見制度の利用状況

さいたま家庭裁判所の資料によると、平成30年12月末時点の本町における成年後見制度の利用者は28人となっています。

これを類型別にみると、後見が最も多く25人、保佐3人、補助0人となっており、成年後見人の約半数が親族後見となっています。

なお被成年後見人等について、後見開始等の審判を申立てる親族等がいない場合や、親族の協力が得られない場合に市町村長が申立人となり、審判開始の申立てを行う「町長申立て」については、令和元年度に1人、また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担するのが困難な方に対し、町が申立て費用の負担や後見人等に報酬を支払う「美里町成年後見制度利用支援事業」の利用実績は、町長申立費用の負担が1人、報酬等の支払いは0人となっています。

表 平成30年度市区町村別成年後見制度利用者数一覧(管内別・類型別)※美里町部分抜粋

法定後見（下段：うち親族）				任意後見
法定後見合計	後 見	保 佐	補 助	
28人	25人	3人	0人	0人
13人	12人	1人	0人	

資料：さいたま家庭裁判所

表 年度別成年後見制度における町長申立支援人数

H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度1月時点
1人	0人	1人	0人

資料：美里町調べ

表 美里町成年後見制度利用支援事業人数

	H.29年度	H.30年度	R.1年度	R.2年度1月時点
町長申立費用	1人	0人	1人	0人
報酬等	0人	0人	0人	0人

資料：美里町調べ

④ 虐待の状況

児童・高齢者・障害者など、弱者に対する虐待は後を絶たないのが現状です。特に、児童虐待の通告・通報が増加する傾向にあります。虐待の深刻化を防止するために、早期発見・早期対応が重要であり、本町では埼玉県や児童相談所と連携し、虐待防止の普及・啓発に取り組んでいます。今後認知症高齢者の増加等が予測されており、より一層の関係機関との連携を強化し、虐待防止の普及・啓発、早期発見・早期対応の体制整備が求められています。

(4) 施策の方向

本町では少子高齢化の進行や家族関係の希薄化により、これまでのように家族内でお互いに支え合うことが難しくなり、制度に対するニーズが高まることが予想されます。

認知症や障害を持った人も含め、すべての人がその人らしく、住み慣れた地域で生活し続けるためには、判断能力が十分でない方が不利益を被ることなく、安心して暮らすことができる権利擁護に関する体制づくりが必要不可欠です。

町民の権利擁護、成年後見制度に関する理解を深めるとともに、関係機関との連携により、権利擁護の推進、成年後見制度の普及に努めます。

(5) 町の取り組み

① 権利擁護、成年後見制度の周知と利用促進

- ◆ すべての人が、住み慣れた地域でお互いに思いやり、支え合いながら尊厳をもって、その人らしく生活を継続できるよう、制度や事業等の周知に努めます。そのための仕組みの一つとして、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度等の体制を整備し、利用促進を図ります。

② 成年後見制度相談と組織体制の構築

- ◆ 成年後見相談事業の実施
 - ・後見ほっとライン事業

美里町、本庄市、神川町及び上里町が協定し、合同での委託により高齢者、障害者の金銭、不動産、相続、成年後見などの相談について無料で対応する専用の電話窓口を令和2年4月から開設しました。（休日を除く月～金 受付時間午前9時～午後5時）

・成年後見制度を推進する組織体制の構築

「後見ほっとライン事業」の相談事業を合同で委託している市町及び、社会福祉協議会等の担当者が参集し、ともに地域の実態把握や成年後見制度を推進し、対応するための検討会を実施します。

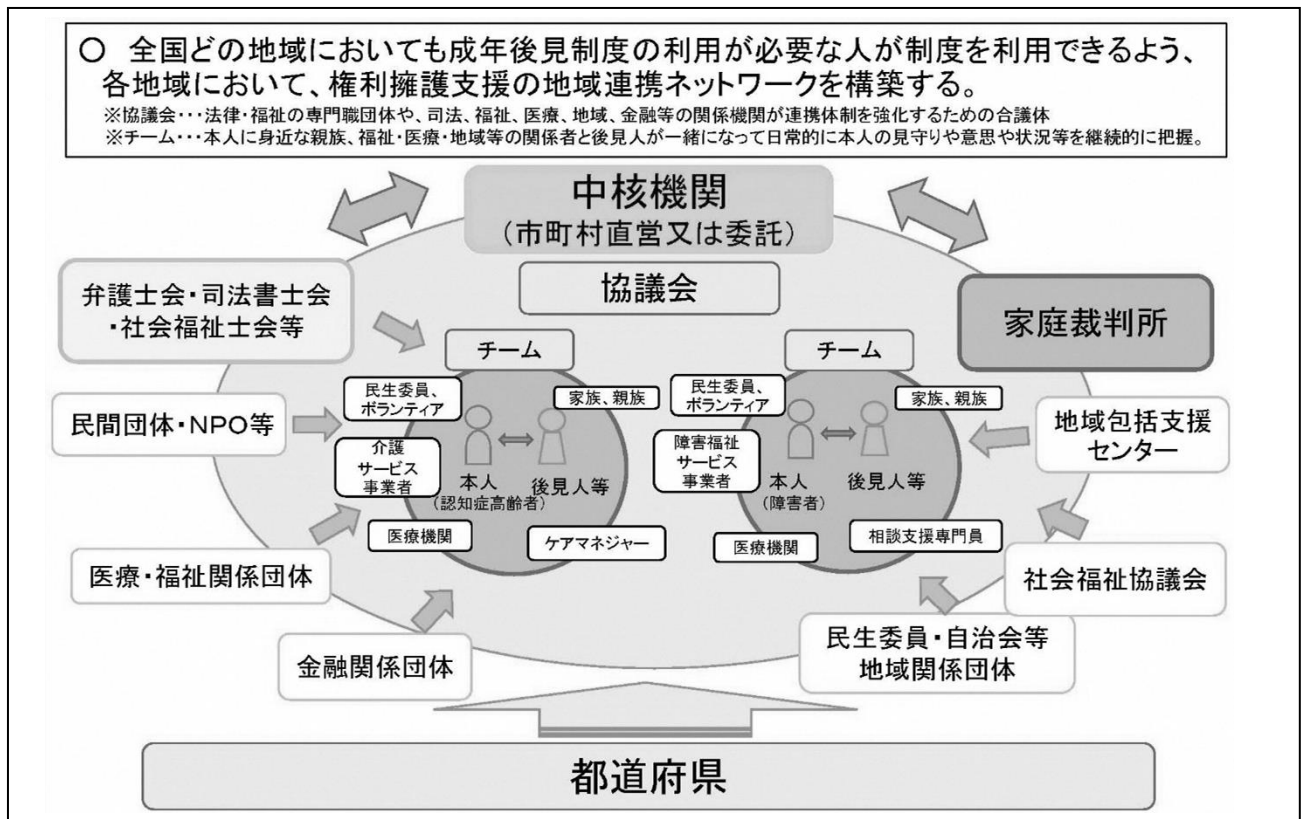
③ 地域連携ネットワークの体制構築

- ◆ 町民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間団体・企業の三者が一体的に連携・協力し、支援を行う公的システムとして、地域連携ネットワークの体制構築について検討します。また本人を支える親族の他に、医療・介護・福祉等、関係者の協力体制の構築に取り組み、これらの関係者と協同して権利擁護の必要な方を発見・支援しています。
- ◆ 成年後見制度利用促進法に基づく中核機関を設置し、その後、段階的に協議会等の整備を検討していきます。
- ◆ 市民後見人を養成研修するための体制を整備していきます。

【中核機関の機能】

- ① 広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整（マッチング）、担い手の育成・活動の促進）、④後見人支援の4つです。 ※優先すべき機能は①・②となっています。

図 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関・イメージ



資料：厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」
最終とりまとめ（概要）

④ 「あんしんサポートねっと」の利用促進

- ◆ 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等、高齢者や障害者の日常生活を支援する福祉サービス利用援助事業「あんしんサポートねっと」の利用促進を図ります。
- ◆ 「あんしんサポートねっと」のサービス利用にあたっては、埼玉県社会福祉協議会及び美里町社協との連携を強化し、適切な利用に努めます。

⑤ 虐待の未然防止と早期発見・早期対応

- ◆ 県や児童相談所、警察等、関係機関と連携し、より一層の虐待防止の普及・啓発活動を強化します。
- ◆ 県や児童相談所、警察等との連携強化を図り、情報伝達・共有、緊急時対応等、早期発見・早期対応の体制を強化します。
- ◆ 民生委員・児童委員を始め、地域住民による日常の見守り体制の強化を図るとともに、本町との情報伝達・共有等、連携体制の強化を図ります。
- ◆ 虐待に関連する本町庁内の福祉、保健、教育等、虐待と関連する部局との連携強化を図り、日常の情報共有、相談対応の充実、発見時、緊急時の対応強化を図ります。
- ◆ 町内に設置されている要保護児童対策地域協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等における、虐待に対する専門性の強化を図り、組織の充実を図ります。

(6) 町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 一人ひとりが人権を尊重し、すべての人に思いやりを持って接しましょう。
- ◆ 成年後見制度について正しい知識を身につけ、適切に利用しましょう。
- ◆ 虐待に対する正しい知識、理解を深め、隣近所のつながりを持ち、日頃から互いに見守り意識を高めましょう。
- ◆ 虐待の疑いを見つけたら、すぐに関係機関に連絡しましょう。



4. 再犯防止の支援（美里町再犯防止推進計画）

（1）計画策定の背景と趣旨

近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。このような中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行されました。この法律において、国及び地方公共団体は再犯防止施策を進める責務があり、国の「再犯防止推進計画」を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定める努力義務があることが明記されました。

犯罪や非行からの立ち直りを支援し、犯罪や非行を生まない、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進するため、本項を「美里町再犯防止推進計画」として定めます。

（2）計画の位置づけ

本項は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、位置づけます。

（3）現状と課題

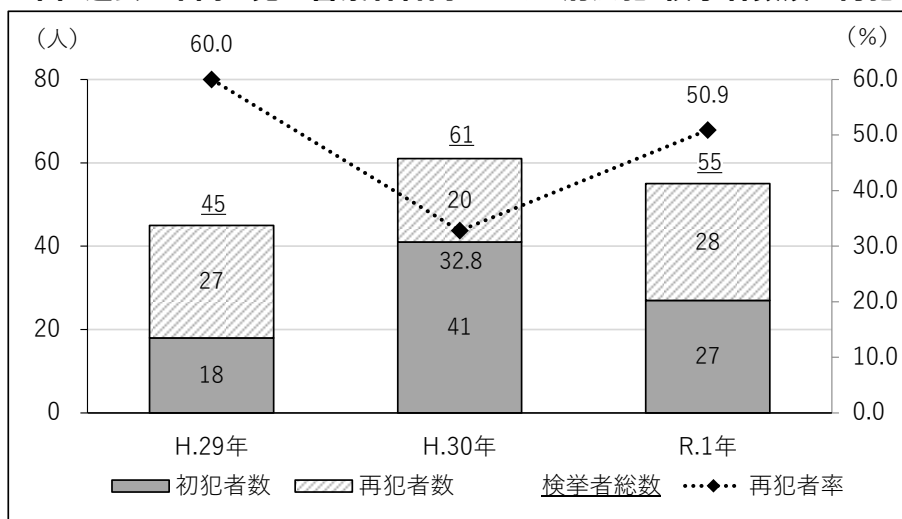
令和元年の児玉警察署管内における刑法犯での検挙者の総数は55人となっています。その内訳は初犯者数27人、再犯者数28人で、再犯者率は50.9%になっています。平成29年から令和元年までの3年間ににおけるの再犯者率平均を埼玉県、全国と比較してみると、児玉警察署管内は46.6%で、埼玉県を5.1ポイント、全国を3.8ポイント下回っています。

令和元年の検挙者を年齢別にみると、最も多いのが50～59歳の15人（構成比27.3%）で、65歳以上の13人（同 23.6%）が続きます。また性別にみると、男性が42人（同 76.4%）、女性が13人（同 23.6%）の構成になっています。高齢化が進行するなかで、検挙者に占める高齢者の割合も高く、支援が求められています。

犯罪統計データについて

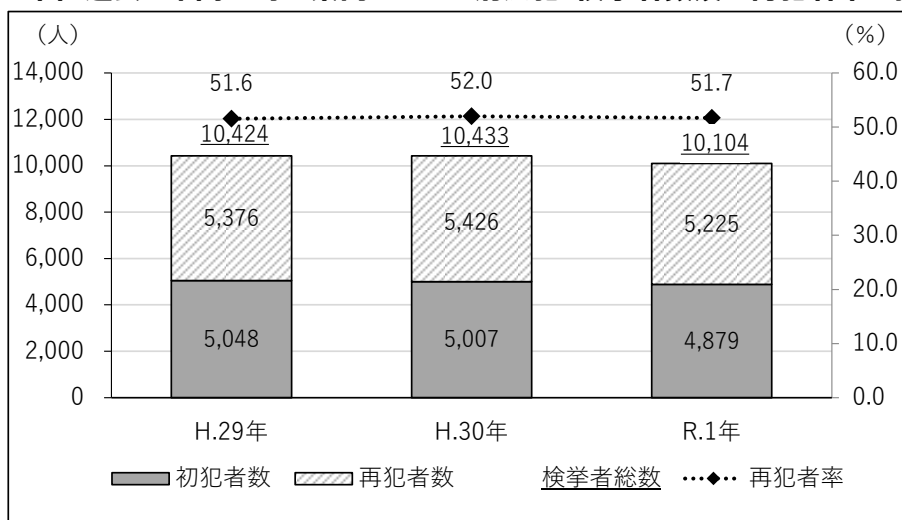
法務省提供の統計資料は警察署単位であり、美里町は、児玉警察署の管轄区域であるため、本計画では児玉警察署管内における犯罪統計データを用いています。

図 過去3年間の児玉警察署管内における刑法犯・検挙者数及び再犯者率の推移



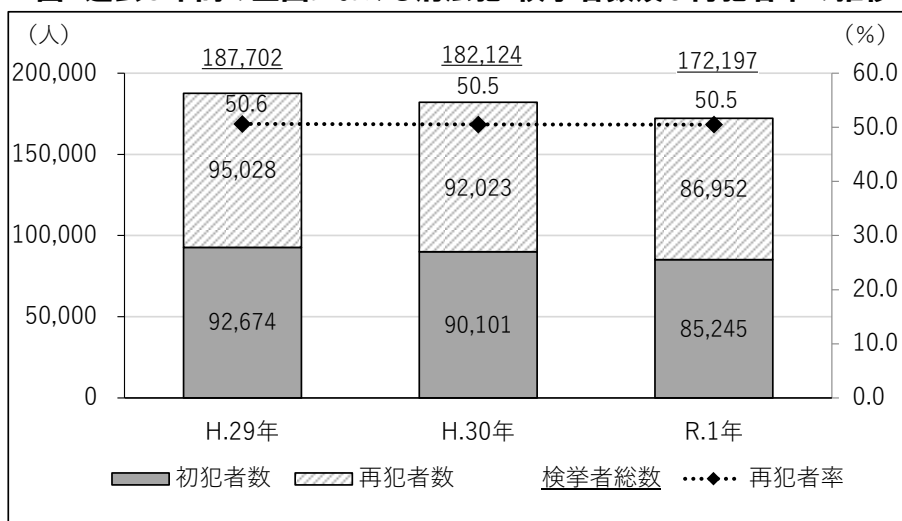
資料：法務省提供資料

図 過去3年間の埼玉県内における刑法犯・検挙者数及び再犯者率の推移



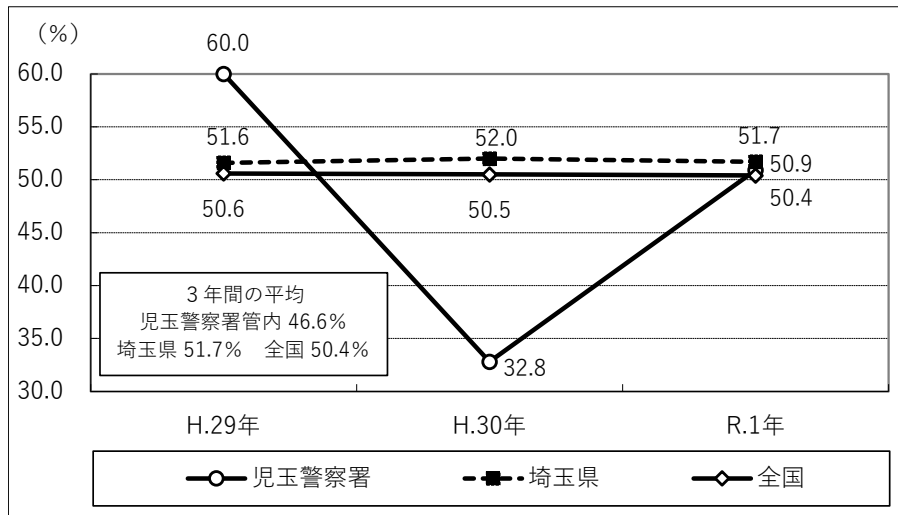
資料：法務省提供資料

図 過去3年間の全国における刑法犯・検挙者数及び再犯者率の推移



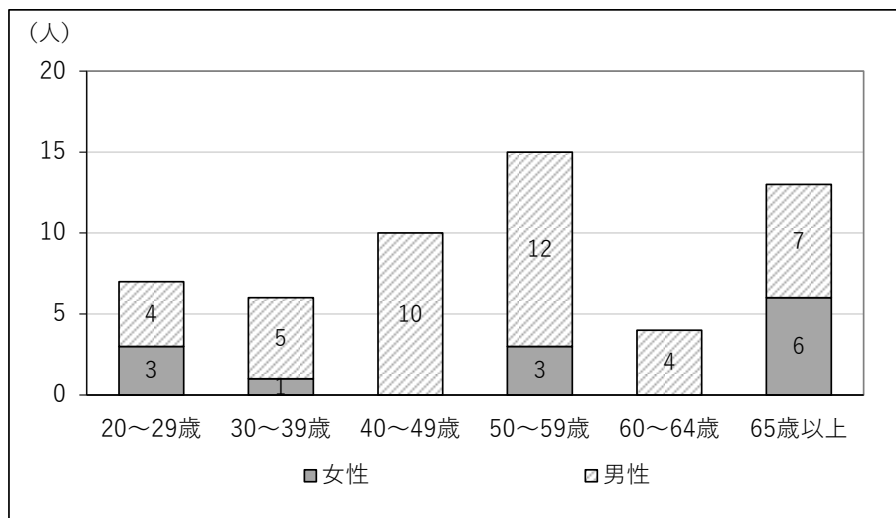
資料：法務省提供資料

図 過去3年間の児玉警察署管内、埼玉県、全国における再犯者率の推移



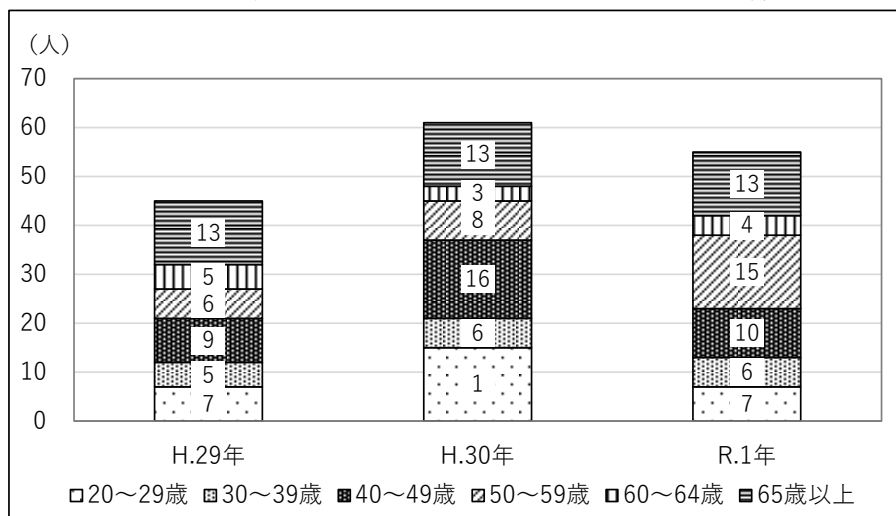
資料：法務省提供資料

図 令和元年度の児玉警察署管内の男女別年齢別刑法犯検挙者数



資料：法務省提供資料

図 過去3年間の児玉警察署管内の年齢別刑法犯検挙者数の推移



資料：法務省提供資料

注1：20歳以上検挙者数で、少年の検挙者は含まれません。

注2：すべての検挙者ではなく、刑法犯の検挙者数であり、その他の法令違反に係る検挙者は含まれません。

（４）施策の方向

再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。

誰もが社会の一員として互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人への理解を深め、受け入れることのできる地域社会の実現を目指します。

本町では更生保護活動として、犯罪者や非行少年の更生支援や犯罪・非行の予防啓発について、保護司会等の関係機関や地域と連携し、次のような取り組みを推進します。

（５）町の取り組み

① 生活の基盤を確保するための支援

- ◆ 就労や住居の確保等、安定した生活のための相談体制を整備します。
- ◆ 協力雇用主、ハローワーク、更生保護サポートセンター、保護司等と連携し、就労を支援します。

② 保健・医療・福祉サービスの利用促進

- ◆ 保護観察所、保護司と連携し、支援が必要な対象者（高齢者、障害者等）の生活課題を共有し、保健・医療・福祉サービスの情報提供、相談支援を行い、サービスの利用促進を図ります。
- ◆ 福祉担当者、保健センター、地域包括支援センター、美里町社協等の関係機関との連携を密にし、福祉サービスの円滑な提供や利用促進を図ります。

③ 学校等と連携した子どもの健全育成

- ◆ 保護司と連携し、非行の未然防止を目的とした出前講座を実施します。
- ◆ 薬物乱用防止に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。
- ◆ 警察等の関係機関と協力して、防犯教室や犯罪防止教室等を実施します。

④ 再犯防止に関する啓発活動の推進

- ◆ 犯罪や非行の防止と、立ち直りを支援する「社会を明るくする運動」を推進します。
- ◆ 更生保護団体（保護司会、更生保護女性会）の活動に対する支援を充実します。
- ◆ 再犯防止啓発月間（7月）において、「広報みさと」や「町のホームページ」で再犯防止等の取り組みについて情報を発信し、町民の関心と理解を醸成します。

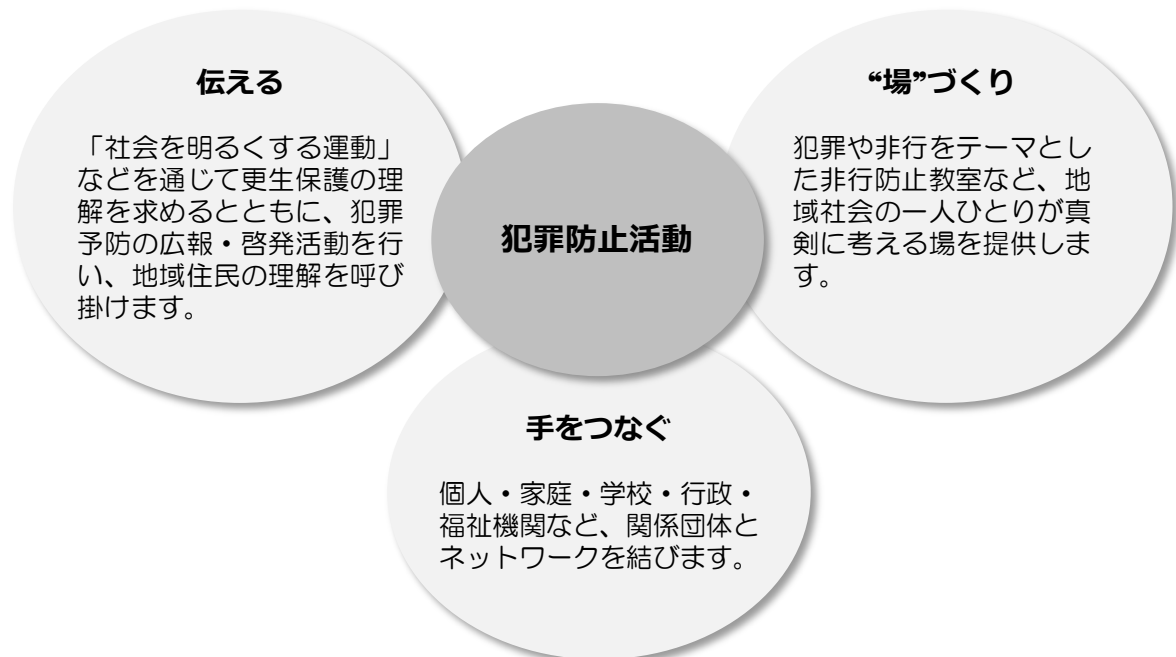
（６）町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちへの理解を深めましょう。
- ◆ 非行を生まない地域社会をつくるため、地域全体で子どもたちを見守りましょう。
- ◆ 支援を必要としている身近な人に対し、生活情報の提供、困りごとへの相談、ちょっとした生活支援行動など、思いやりの支援をしましょう。

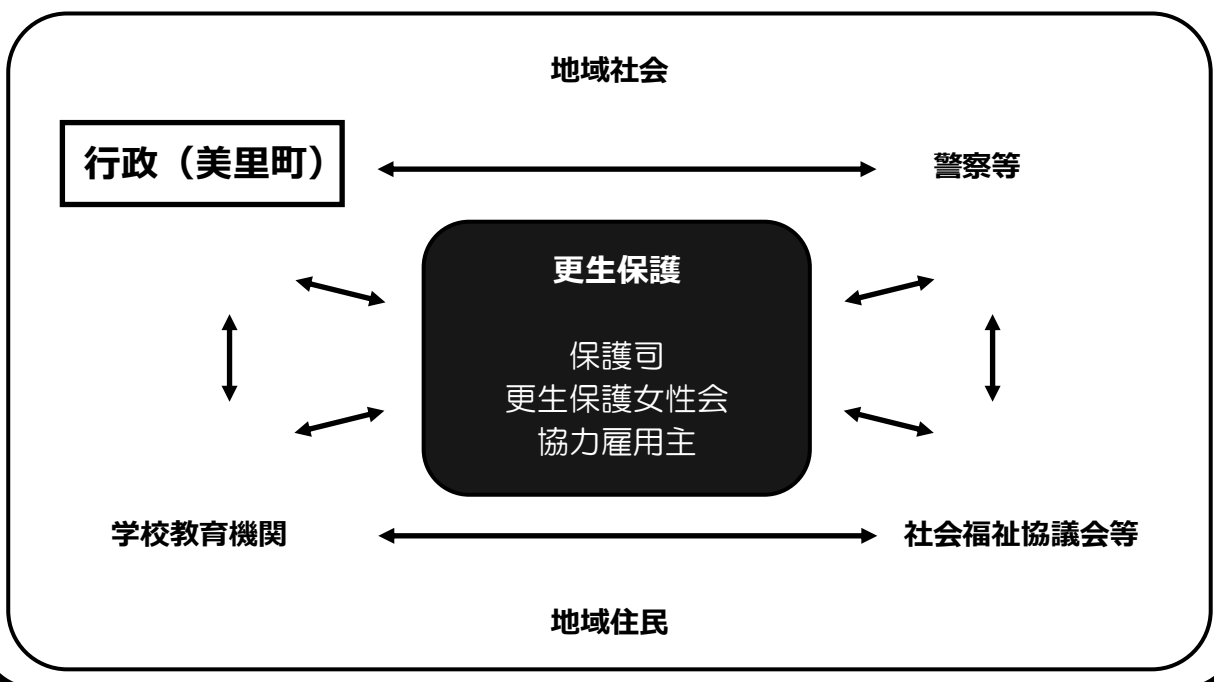
更生保護における犯罪予防活動

犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について、地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑止する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護では「社会を明るくする運動」、「学校との連携」などの犯罪予防活動を促進しています。

更生保護における犯罪予防活動



地域社会・住民を取り巻くネットワークづくり



【更生保護ボランティアについて】

●更生保護とは

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で、適切に処遇することによりその再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。更生保護行政は法務省の保護局が所管し、更生保護の事務をつかさどる地方支分部局として、地方更生保護委員会（全国8か所）と保護観察所（全国50か所）が設けられています。更生保護の活動は、国の機関だけでは十分な効果を上げることが難しく、保護司を始めとした更生保護ボランティアの協力を得て行われています。

●保護司

保護司は、国家公務員である保護観察官と協働して、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。それぞれの地域にあって、地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし、保護観察を受けている人と面接して助言や指導をしたり、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整を行ったりするほか、地域の犯罪予防活動にも取り組んでいます。保護司は非常勤の国家公務員の身分を有していますが、給与は支給されていません。全国で約4万7,000人、本町で6人（令和2年4月1日現在）の保護司が活動しています。

●更生保護女性会

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援の活動など、多様な活動を展開しています。全国に約1,300の地区会があり、会員数は約15万3,000人です。本町では更生保護女性会の会員として、57人（令和2年4月1日現在）が活動しています。

●協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには、就労先の確保が必要です。協力雇用主には、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、または雇用しようとする事業主です。全国で約2万2,000の事業主、本町では2つの事業主が協力雇用主となっています。なお特定非営利法人埼玉県就労支援事業者機構が、協力雇用主への支援事業などを実施しています。

基本目標3 安心・安全な暮らしを支える施策の展開

1. 災害対策の推進

(1) 現状と課題

平成23年3月の東日本大震災をはじめ、近年、大規模な自然災害が全国各地で発生し、令和元年には本町も台風19号により、大きな被害を受けました。このような災害時において、特に避難や復旧・復興において、近隣のつながりの大切さを改めて再認識させられています。

今回実施したアンケート調査結果でも、「あなたは隣近所の方から、どのような支援を受けたいと思いますか。」については、「災害時の手助け」の回答が2番目に多い回答でした。しかし「あなたは、日頃から地域の防災活動や訓練に参加していますか」との問いに、「はい」の回答は2割弱に止まり、「いいえ」が約5割を占め、「活動しているのを知らない」は3割弱を占める結果となっています。

自然災害に対する備えの大切さを周知・啓発するとともに、防災訓練等、防災に対する取り組みが求められています。

さらに、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、災害時の避難所における感染症拡大防止対策の検討、準備が求められています。

(2) 施策の方向

災害時・緊急時に対する備え、近隣住民が互いに助け合える関係・仕組みづくりを構築し、いざという時に行動ができるよう、日頃の訓練等の対策を推進します。

(3) 町の取り組み

① 防災意識の啓発

- ◆ 防災ガイドブックを作成・配布するとともに、また「広報みさと」や「町のホームページ」を活用し、災害時に対する情報を発信し、防災意識の啓発を図ります。
- ◆ 日頃の防災訓練、防災に関する講習会の参加を呼び掛け、訓練や講習を通し、防災意識の啓発を図ります。

② 情報伝達体制の整備

- ◆ 避難場所、避難ルート、また災害時の情報伝達の方法等、災害時の行動について、防災ガイドブック、「広報みさと」や「町のホームページ」等、あらゆる広報手段を活用し、町民に周知を図ります。
- ◆ 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のほか、電子メール、「町のホームページ」等、あらゆる通信手段を活用して、迅速な町民への情報伝達手段を整備します。

③ 避難困難者、避難者への支援

- ◆ 一人暮らし高齢者や障害者等の「災害時要支援者」制度の周知を図り、登録名簿の作成を推進するとともに、行政区や民生委員・児童委員等へ提供し、情報の共有を図ります。
- ◆ 一般避難所では避難生活が困難な高齢者や障害者、妊婦等については、災害時に必要な支援ができる福祉避難所の整備を推進します。
- ◆ 大規模な災害が発生した時のために、事前に民間事業者などと協定を締結し、人的・物的支援を受けられる体制を整備します。
- ◆ 感染症拡大時等の緊急時における避難の在り方、避難所等密集空間の整備の在り方等について検討し、いざという時に備え、体制の準備、施設の整備等について対策を推進します。

④ 自主防災組織への支援

- ◆ いざという時に、隣近所での助け合いを円滑に行うことができるよう、各地区の自主防災組織の活動を支援します。
- ◆ 自主防災組織の防災訓練を実施する等、日頃から災害時に対する備えを強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

(4) 町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 災害時の行動について、防災ガイドブックや「広報みさと」等から情報を得て、避難場所やお互いの連絡の取り方等、家族と話し合しましょう。
- ◆ いざという時に助け合いができるよう、隣近所との関係づくりをしましょう。
- ◆ 日頃より要支援者との関係をつくり、要支援者への支援の仕方について理解するようしましょう。
- ◆ みんなで誘い合い、防災訓練に参加しましょう。

2. 防犯・事故対策の推進

(1) 現状と課題

町民の安心・安全な生活を守るために、本町では警察・消防と連携し、町民の協力のもと、様々な防犯や交通安全対策等を行っています。

美里町地域防犯推進委員会を中心とした各行政区での防犯パトロールを行っています。また交通指導員や小中学校のPTAと見守りボランティアにより、子どもたちの通学の安全の確保のために、活動を行っています。さらに町内の小中学校の協力により、防犯・交通安全ポスターを作成し、町内の公共施設などに掲示するなど、防犯・交通安全に対する啓発活動を行っています。

しかし、子どもや女性を狙った不審者の犯罪、高齢者を狙った振り込め詐欺などの犯罪、また身近な道路での交通事故等、町民を取り巻く環境は犯罪・事故からの不安は増しているのが現状です。今後さらに、警察・消防及び町民が一体となって、防犯・事故対策に取り組むことが求められています。

(2) 施策の方向

町民の安心・安全を確保するために、警察・消防、町民が一体となって、日常の防犯活動、交通事故防止など安全対策を強化します。

(3) 町の取り組み

① 防犯活動を推進

- ◆ 各行政区の防犯パトロール、本町所有の青色回転灯装備車によるパトロール等を強化します。
- ◆ 各パトロール隊の連携強化など、パトロールの体制整備を図ります。

② 防犯・交通安全に対する意識啓発

- ◆ 警察・小中学校の防犯・交通安全教室を実施し、子どもたちの安全対策の訓練、防犯・交通安全の意識啓発を図ります。
- ◆ 町の行事や町民の祭り等のイベントで防犯・交通安全の講習を実施し、町の要所に防犯・交通安全のポスターを掲示する等、町民の防犯・交通安全に対する意識啓発を行います。

③ 安心・安全の見守り体制の整備

- ◆ 一人暮らし高齢者や虐待の疑いがある子どもなどの安心・安全な生活を見守るために、民生委員・児童委員を中心に、警察、町と協力して、町民による身近な見守り体制を整備します。
- ◆ 道に迷っている認知症の高齢者や障害者などの早期発見・保護につなげるために、町民、町、警察などが連携し、見守りネットワークを整備します。
- ◆ 小中学校の児童や生徒が安全に通学するために、交通指導員と連携し、通学路等で立哨を行います。

（４）町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 道に迷っている高齢者や障害者を発見したら、声をかけ、手を差しのべ、警察や町に連絡しましょう。
- ◆ 不審な人を見かけたら、警察や町などにいち早く通報しましょう。
- ◆ 防犯パトロールや交通安全パトロールなど、町民の防犯・安全活動に参加しましょう。



3. 安全な移動手段と道路環境の整備

(1) 現状と課題

本町では車の運転免許のない方等に対し、日常生活を営む上で必要な病院への通院や買物等の移動手段を確保するために、タクシー利用料金の助成を行っています。また安全な道路環境を確保するために、生活道路の街路灯、カーブミラー、グリーンベルトの整備や、危険交差点への看板設置等を行っています。

現在、本町を通る路線バスは本庄駅南口～寄居車庫線の1本だけであり、町民の日常生活を支える公共交通としては不便なものとなっています。高齢者や障害者、妊婦や学生などの交通弱者のために、交通環境の対策が必要です。

(2) 施策の方向

町民の日常生活の基盤であり、社会活動に参加する上で必要な移動手段の確保に努めます。また、身近な生活道路の安全確保のために、道路整備を推進します。

(3) 町の取り組み

① 移動手段の整備

- ◆ 介護保険制度や障害福祉制度等の法制度により、移動サービスの整備・充実を図り、高齢者や障害者等の交通弱者の移動手段を確保します。
- ◆ タクシー利用料金の助成制度等、町独自の制度の利用促進を図るとともに、新たな移動手段の制度整備を検討します。
- ◆ ボランティア保険の加入等、町民が支援活動に参加しやすい環境整備を図ります。

② 道路環境の整備

- ◆ 高齢者・障害者・車いす・ベビーカー等、誰もが安心して通行できるように、街路灯、カーブミラー、グリーンベルト、休憩施設等の施設整備を推進し、安全で快適な道路環境の確保を図ります。
- ◆ 放置自転車や違法駐車、迷惑駐車等を排除し、歩道等の安全な交通環境を確保します。

③ 交通マナー、交通安全教育の充実

- ◆ 警察と連携し、交通マナー教室や安全運転教室の開催、交通安全パンフレット等の配布等を行い、歩行者にやさしい交通マナーの向上を図ります。
- ◆ 警察、小中学校、関係機関・団体と連携し、子どもたちへの交通安全教育の充実を図ります。

(4) 町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 交通マナー教室や安全運転教室等に参加し、交通ルールを守った歩行、車の安全運転を励行しましょう。
- ◆ 助け合い、支え合いの心で、高齢者、障害者等、交通弱者の通行を手助けしましょう。

4. 快適な生活環境の推進

(1) 現状と課題

すべての町民が快適な生活環境で日常生活を送るためには、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、多様な人が利用しやすい都市空間、生活空間が求められます。町役場や公民館、道路、公園、金融機関、病院などの公共・公益施設は、ユニバーサルデザインの考え方のもと、施設の建設、改修・修繕が行われており、今後もより一層、そのような生活空間の整備が求められています。

施設や道路・公園といったハード面の環境づくりとともに、町民が気持ちよく日常生活を送るためには、人と人との関わりにおける快適さが求められ、町民の生活マナーの向上も重要となります。

(2) 施策の方向

町役場や公民館、道路、公園、金融機関、病院等の公共・公益施設を誰もが快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりの推進・啓発に努めるとともに、心の通い合う町民同士の関わり、コミュニケーションを促進するために、町民の生活マナーの向上を図ります。

(3) 町の取り組み

① ユニバーサルデザインの推進

- ◆ ユニバーサルデザインの考え方のもとに、公共施設の建設と既存施設のバリアフリー化の改修を行います。
- ◆ 病院・金融機関などの公益施設や商業施設などの民間施設のユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

② 憩いの空間、快適空間の整備

- ◆ 子どもから高齢者まで、また障害者や妊婦など、誰もが快適に憩い、交流することができる公園の整備、管理・運営を推進します。

③ 生活マナーの向上

- ◆ 町内の環境美化を図るために、ごみのポイ捨て、不法投棄を防止するための町民運動を推進します。
- ◆ 各行政区などで実施している清掃活動、ごみ拾い活動等、町民の環境美化活動を推進します。
- ◆ 喫煙マナーの向上を図ります。

(4) 町民・地域に期待される取り組み

- ◆ 環境美化意識を向上させて、ごみのポイ捨てはやめましょう。
- ◆ 行政区の実施する環境美化活動に参加しましょう。
- ◆ 喫煙は決まった場所で行い、タバコのポイ捨てはやめましょう。

第5章 計画の推進と進行管理



1. 地域福祉の担い手

(1) 町民

町民は地域に暮らす社会の一員としての自覚を持ち、自分たちが生活する地域について考え、薄れつつある地域の絆を再構築し、固いものにすることが大切です。絆づくりにつながる事業・行事に参加し、身近な地域の人たちと交流し、日頃から困ったときに助け合える関係をつくることが大切であり、日常での生活に地域福祉の考えを根付かせることが期待されます。

(2) 美里町社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は社会福祉法第109条において、社会福祉を目的とする事業の企画から実施までを行う、地域福祉推進のための中核的な団体として、位置づけられています。

従って美里町社協は、本町をはじめ民生委員・児童委員協議会等の関係団体と連携し、本町の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取り組みを推進する等、本計画に盛り込まれた多くの施策を主体的に実施することが期待されます。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図る目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために必要な事業

（３）民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、地域において住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々で、「児童委員」を兼ねています。

児童委員は地域の子どもたちが元気に、安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどについて相談に応じ、支援を行います。また一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員は以下に示す活動を行う役割を担っており、地域の支援が必要な人たちの相談支援、情報提供するキーパーソンとして期待されます。

民生委員・児童委員協議会は、すべての民生委員・児童委員が所属する組織で、個々の委員の活動を支える役割を果たしています。

項 目	内 容
社会調査	住民がどのような福祉サービスを必要としているか調査・把握します。
相談	住民が抱える問題に対して相談に応じ、問題解決に努めます。
情報提供	福祉の制度やサービスについて、その内容や情報をお知らせします。
連絡通報	福祉サービスが受けられるよう、関係機関への橋渡しをします。
調整	適切なサービスが利用されるよう、関係機関と調整します。
生活支援	住民が求める生活支援を行い、声かけや安否確認などを行う体制づくりを進めます。
意見提起	問題点や改善策を取りまとめ、関係機関などに意見を提起します。

（４）行政区

本町は23の行政区で構成されています。町政を円滑に推進し、日頃から住民が「地域」を住みやすい環境にしていくために、助け合い、協力し合いながら、自主的で独自の取り組みを展開しています。

高齢者の見守り活動や災害時の避難などにおける協力等、今後ますます重要な地域活動を担う組織として期待されています。

（５）社会福祉法人等

社会福祉法人は社会福祉法第22条において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律に定めるところにより設立された法人」と定義され、第26条で「社会福祉事業のほか、公益事業、収益事業を行うことができる」とされています。

本町内の社会福祉法人及び社会福祉に関する事業者は、子どもや高齢者、障害者、認知症の人等へ、サービスを提供するとともに、地域へ貢献することを使命としており、事業所の勤務者が有する専門的知識やスキル・ノウハウ等を生かし、地域住民の相談に応じることなどへの期待が寄せられています。また福祉避難所としての役割も期待されています。

（６）NPO 法人、ボランティア団体等

非営利で公益的な活動を行うNPO法人、ボランティアに登録された法人や個人は、地域に根差した活動はもとより、地域の枠にとられない活動の担い手として、活躍が期待されています。

（７）老人クラブ、PTA、子ども会育成会等

老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の任意団体は、それぞれの目的達成のために活動しており、地域住民活動の活性化に寄与しています。今後、行政区との連携により一層強化することで、地域福祉の重要な担い手として期待されています。

（８）企業・商店等

企業や商店は地域社会の一員として、本来の営業活動と地域における福祉ニーズを結び付けた、有償・無償の福祉サービスを提供することが求められます。また高齢者や障害者等の生きがいや社会参加意欲を創出する雇用主としても、期待されています。

2. 計画の周知

地域福祉計画は、町民と福祉関係事業者、活動団体、美里町社協及び、行政が互いに連携し、それぞれが自らの役割を担い、計画の目標に向かって活動していくことが重要です。

そのためには、本計画に係るすべての町民、組織・団体が本計画を十分理解しなければなりません。「広報みさと」、「町のホームページ」、パンフレット等、あらゆる媒体を活用し、広く町民に伝え、周知を図るとともに、関係団体・組織と緊密な連携・協議を重ね、計画への理解を深め、計画の実効性を確かなものとしていきます。

3. 計画の推進体制

（１）地域の体制

計画に盛り込まれた取り組みを進めるには、町民、地域の組織・団体の緊密な連携が必要です。

町民、町内行政区、民生委員・児童委員、青少年育成推進員、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人、小中学校PTA、福祉事業所等、地域福祉の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図り、それぞれの役割を担いながら、取り組みを推進していきます。

（２）町の体制

本計画は福祉・保健、教育、就労、交通、環境、まちづくり等、町民生活のあらゆる分野に関連します。計画を推進するにあたっては横のつながりを強化し、計画に盛り込まれた施策・事業について調整、協議を行いながら、計画を推進します。

（３）美里町社協との連携

美里町社協は地域福祉を推進する中核組織です。様々な福祉サービスを提供するとともに、ボランティアを育成し、様々な福祉情報の提供、相談業務など、町民の福祉サービスの向上のために活動を行っています。

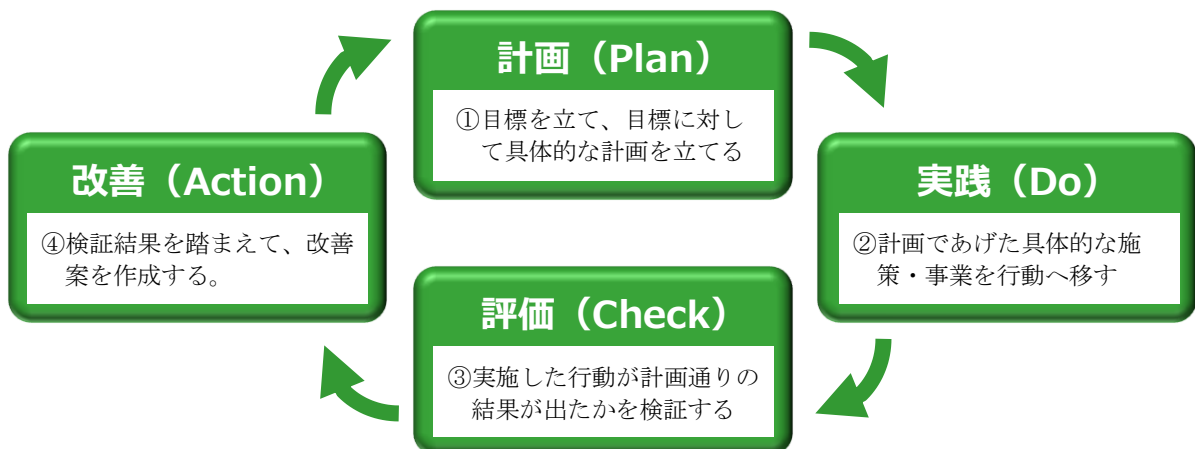
本計画においても美里町社協は中心となる組織であり、本町と緊密な連携を図り、両輪となって、計画を推進します。

4. 計画の進行管理

各事業の所管課が事業の進捗状況を点検・評価します。この評価結果をもとに、必要な改善策について協議し、新たな事業計画に結びつけるPDCAサイクルを展開することで、計画の進行管理を行います。

なお本計画は、計画期間内において社会情勢等の変化等により、計画改定が必要な場合は、計画終了期限を待たずに、見直し、改定をおこないます。

図 計画の進行管理(PDCAサイクルの展開)



資料



資料1 「美里町の地域福祉等に関する意識調査」票

～美里町の地域福祉等に関する意識調査～

◆◆ 調査ご協力をお願い ◆◆

市民の皆さまには、日ごろから地域福祉の推進にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

町では、平成28年3月に「美里町地域福祉計画」を策定し、基本理念に「みんながいきいきと暮らせる 安心安全なまち『みさと』」を掲げ、市民、関係機関・団体と行政が連携し、地域住民が互いに助け合い、支え合うまちづくりを推進してきました。そして、この計画は令和2年度が最終年度となっていることから、計画の改定が求められています。

計画の改定にあたり、市民の地域福祉活動の現状、考え方、意向等を把握するため、この意識調査を実施することといたしました。調査結果は、新しい「地域福祉計画」を策定するための貴重な資料とさせていただきますとともに、今後の福祉施策の推進に役立てていきたいと考えております。

なお、今回の調査は、本町在住の20歳以上の方の中から、無作為に500人を選ばせていただきました。調査票は無記名で、統計的に処理します。また、ご記入いただいた内容の公表したり、調査の目的以外に使用したりすることは一切ありませんので、ご安心ください。

ご多用の折、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

令和2年8月

美里町長 原田 信次

◆◆ ご記入にあたっての注意事項 ◆◆

1. あて名の方ご本人がお答えください（ご家族と相談していただいても結構です）。また、ご本人が記入できない場合は、ご家族の方がご本人のお考えを聞きながら記入してください。
2. 回答は、あてはまる答えの番号を○で囲むか、回答欄に回答を記入してください。「その他」を選んだ場合は、その具体的な内容を（ ）のなかに記入してください。
3. 選択する答えの数は【1つだけ】、【あてはまるものすべて】などの記述がありますので、指定しました記述方法で選択してください。
4. ご記入後は、回答用紙を同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、**8月21日（金）まで**にご投函ください。
5. ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

美里町役場 住民福祉課 戸籍福祉係
〒367-0194 美里町大字本部323番地1
TEL: 76-5132 FAX: 76-0909 E-mail: s-fukushi@town.saitama-misato.lg.jp

1

◆◆ 地域福祉計画とは ◆◆

近年、私たちの地域では、少子高齢化とともに人口の減少や核家族化が進み、家庭や地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、地域において安心して暮らしつづけるためには、支援を必要とするお年寄りや介護者、被介護者、障がい者、子育て家庭の方々と行政のほかに、地域住民や福祉に関係する人、事業者等が力を合わせて推進していく必要があります。この仕組みが「地域福祉」そのものであり、その仕組みを形にしたものが「地域福祉計画」です。

2

◆◆ 1. あなたご自身のことについて ◆◆

問1 あなたの性別をお教えください。【○は1つだけ】

1. 男性 2. 女性 3. その他

問2 あなたの年齢はおいくつですか。【○は1つだけ】

1. 20歳代 2. 30歳代 3. 40歳代
4. 50歳代 5. 60歳代 6. 70歳以上

問3 あなたが現在お住まいの地区はどこですか。【○は1つだけ】

1. 松久地区 2. 東区玉地区 3. 大沢地区
4. 分からない（→大字名（住所）： ）

問4 現在の地区に、何年住んでいますか。【○は1つだけ】

1. 1年未満 2. 1～5年未満 3. 5～10年未満
4. 10～20年未満 5. 20～30年未満 6. 30～40年未満
7. 40～50年未満 8. 50年以上

問5 あなたの家族構成をお選びください。【○は1つだけ】

1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 親子同居（二世帯家族）
4. 親と子と孫の同居（三世帯家族） 5. その他（ ）

問6 現在、あなたもしくは同居の家族に次のような方はいますか。
【○はあてはまるものすべて】

1. 小学校入学前の乳幼児 2. 小学生 3. 中学生・高校生
4. 65歳以上の方 5. 介護を必要とする方
6. 身体・知的・精神などの障がいのある方 7. いずれもない

3

◆◆ 2. ご自身またはご家族の意識について ◆◆

問7 あなたは、ご自身の「高齢期」をどのように過ごしたいとお考えですか。
【○はあてはまるものすべて】 ※「高齢期」とは、年齢が65歳以上のことです。

1. 経済的に自立するために、現役同様働きたい
2. 収入にこだわらないが、働くことは継続していきたい
3. 趣味や余暇を楽しみたい
4. 知識や教養を高め自分自身の向上に努めたい
5. 地域に貢献できるようなボランティア活動などをしたい
6. 他に何もしないでんびりと過ごす
7. その他（ ）
8. わからない

問8 あなた、あるいはご家族は、日々の生活において、どのような悩みや不安を感じていますか。【○はあてはまるものすべて】

1. 健康のこと 2. 老後のこと
3. 生きがいに関すること 4. 子育てに関すること
5. 介護の問題 6. 経済的な問題
7. 隣近所との関係 8. 仕事・就業のこと
9. 住宅のこと 10. 地域の治安のこと
11. 災害時の備えに関すること 12. 人権問題に関すること
13. その他（ ） 14. 悩みや不安はない

問9 悩みや不安があるときは、誰に、もしくはどこに相談していますか。
【○はあてはまるものすべて】

1. 家族・親族 2. 友人・知人
3. 近所の人 4. 子・孫（孫）の役員
5. 職場の上司や同僚 6. 町会や保健所の相談窓口
7. 民生委員・児童委員 8. 人権擁護委員
9. 社会福祉協議会の相談窓口 10. 包括支援センター
11. 介護支援専門員（ケアマネジャー） 12. 福祉サービスの事業所やその職員
13. 医療機関（医師・看護師等）や薬局 14. NPO、ボランティアやその他の民間団体
15. その他（ ） 16. どこに相談してよいかわからない

4

◆◆ 3. 近所との関わりについて ◆◆

問10 あなたは、近所の人と、どの程度のお付き合いをしていますか。【〇は1つだけ】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 非常に親しく付き合っている | 2. 親しく付き合っている |
| 3. あいさつをする程度の付き合い | 4. 付き合いは、ほとんどない |

問11 あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。【〇は1つだけ】

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| 1. よく参加している | ⇒ 問11-(1)、(2)に答えたと
問12に進んでください |
| 2. ある程度参加している | |
| 3. あまり参加していない | ⇒ 問11-(3)に答えたと
問12に進んでください |
| 4. ほとんど、あるいはまったく参加していない | |

問11-(1) 問11で1または2と答えた方だけにお伺いします。参加しているのは、どのような行事や活動ですか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | | |
|-------------|------------|-----------------|
| 1. 一斉清掃 | 2. 祭り | 3. 地区運動会・スポーツ大会 |
| 4. 資源回収 | 5. 小中学校行事 | 6. 地区文化祭 |
| 7. 子ども会行事 | 8. 学校協力活動 | 9. 若者の活動 |
| 10. 老人クラブ活動 | 11. 女性団体活動 | 12. 防災訓練 |
| 13. 育児支援活動 | 14. その他（ ） | |

問11-(2) 問11で1または2と答えた方だけにお伺いします。参加している理由は何ですか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 行事や活動内容に興味や関心があるから | 2. 地域団体や字・隣組（班）の役員だから |
| 3. 近所に住む者の義務だから | 4. 大勢で活動するのが楽しいから |
| 5. 近所の人や知り合いに誘われるから | 6. なんとなく、吾からそうだから |
| 7. 参加しないと住みづらくなるから | 8. 随分余裕があるから |
| 9. その他（ ） | 10. わからない |

5

問11-(3) 問11で3または4と答えた方だけにお伺いします。参加していない主な理由は何ですか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 何を、いつ、どこでやっているかわからないから |) |
| 2. 病気や障がいなど身体的な理由で、参加しづらいから | |
| 3. 一人で参加するのは心細いから | |
| 4. 役員などになっていないから | |
| 5. 仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから | |
| 6. 行事や活動の内容に興味や関心がなく、参加したいと思わないから | |
| 7. 自分の都合や余暇活動を優先したいから | |
| 8. 付き合いがわずらわしいから | |
| 9. その他（ ） | |
| 10. わからない | |

問12 近所で支援を必要としている方（一人暮らしの高齢者・障がい者・介護者・子育て中の家族等）への日常生活上の手助けについて、あなたの考えに最も近いものはどれですか。【〇は1つだけ】

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 近所に住む者として、できる範囲で支援したい |) |
| 2. 支援をしたいが、何をすればいいかわからない | |
| 3. 支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない | |
| 4. 支援は町役場などがやる仕事なので、近所の者がしなくてもよい | |
| 5. 余計なお世話になってしまうので、支援はしない | |
| 6. その他（ ） | |
| 7. わからない | |

問13 隣近所に、高齢者や子育てなどで支援を必要としている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 見守りや安否確認の声かけ | 2. お年寄りの話し相手 |
| 3. 買い物の手伝い | 4. 家事や掃除の手伝い |
| 5. 通院などの外出の手伝い | 6. 短時間の子どもの預かり |
| 7. 災害時の手助け | 8. 悩み事の相談相手 |
| 9. その他（ ） | 10. 特になし |

問14 あなたは、隣近所の方から、どのような支援を受けたいと思いますか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 見守りや安否確認の声かけ | 2. お年寄りの話し相手 |
| 3. 買い物の手伝い | 4. 家事や掃除の手伝い |
| 5. 通院などの外出の手伝い | 6. 短時間の子どもの預かり |
| 7. 災害時の手助け | 8. 悩み事の相談相手 |
| 9. その他（ ） | 10. 特になし |

6

問15 あなたは、地域生活で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思いますか。【〇は1つだけ】

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 1. 協力関係は必要だと思う | ⇒ 問16に進んでください |
| 2. 協力関係は必要だと思う | ⇒ 問15-(1)に答えたと問16に進んでください |
| 3. わからない | ⇒ 問16に進んでください |

問15-(1) 問15で2と答えた方だけにお伺いします。必要と思わない理由は何ですか。【〇は1つだけ】

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 他人とのかわりをもたない、自分だけの静かな暮らしを求めている |) |
| 2. 個人の生活は、一人ひとりの責任・自覚の問題である | |
| 3. 住民同士の支えあいの活動に期待をしていない | |
| 4. 友人や知人との結びつきがあれば十分である | |
| 5. 地域社会の問題は、町役場などで全面的に対応すべきである | |
| 6. その他（ ） | |

問16 住民同士がともに支えあう地域づくりを進めるためには、どのようなことを行う必要があると思いますか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1. 地域の人々が知り合い、助け合う機会を増やすこと |) |
| 2. 支えあう地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること | |
| 3. 字・隣組（班）の活動やボランティア活動への参加をうながすこと | |
| 4. 地域で活動するさまざまな団体相互の交流を進めること | |
| 5. その他（ ） | |
| 6. わからない | |

7

◆◆ 4. ボランティア活動や福祉教育について ◆◆

問17 あなたは、今までにどのようなNPOやボランティア活動に参加したことがありますか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 1. 高齢者に関する活動（老人施設訪問など） | ⇒ 問17-(1)に
答えたと
問18に進んで
ください |
| 2. 障がいのある人に関する活動
（手話や盲点・点字などによる支援や施設訪問など） | |
| 3. 子育てに関する活動
（託児・子育て相談や読み聞かせボランティアなど） | |
| 4. 保健に関する活動
（健康教室等の支援、病院ボランティアとしての活動など） | |
| 5. 青少年に関する活動（悩み相談、子ども会育成会活動など） | |
| 6. 環境美化に関する活動（自然保護や美化、リサイクル運動など） | |
| 7. 福祉のまちづくりに関する活動（社会福祉協議会活動など） | |
| 8. 人権が尊重されるまちづくりに関する活動
（人権を考える市民の集いなど） | |
| 9. 国際交流に関する活動 | |
| 10. 災害時の救援などに関する活動 | |
| 11. その他（ ） | |
| 12. 参加したことはない | |

問17-(1) 問17で1～11と答えた方だけにお伺いします。活動への参加の動機・きっかけはどのようなことですか。【〇は3つまで】

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 人の役に立ちたいから | 2. 自分たちのために必要な活動だから |
| 3. 友人や知人、家族から誘われたから | 4. 困っている人や団体から頼まれたから |
| 5. 余暇を有効に活用したいから | 6. 趣味や特技を活かしたいから |
| 7. 楽しそうだから、おもしろそうだから | 8. 付き合い上、やむを得ず |
| 9. その他（ ） | |

問18 あなたは、今後、どのようなNPOやボランティア活動に参加したいですか。【〇はあてはまるものすべて】

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1. 高齢者に関する活動 | 2. 障がいのある人に関する活動 |
| 3. 子育てに関する活動 | 4. 保健に関する活動 |
| 5. 青少年に関する活動 | 6. 環境美化に関する活動 |
| 7. 福祉のまちづくりに関する活動 | 8. 人権が尊重されるまちづくりに関する活動 |
| 9. 国際交流に関する活動 | 10. 災害時の救援などに関する活動 |
| 11. その他（ ） | 12. 参加したい活動はない |

8

問19 どのような条件が整えばNPOやボランティア活動に参加してみたいと思いますか。
【Oはあてはまるものすべて】

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1. 自分にあった時間や活動内容 | 2. 自分の仕事や特技を生かせること |
| 3. 活動資金の補助、援助の充実 | 4. 友人や家族と一緒に活動 |
| 5. 家族や職場の理解 | 6. ボランティアグループの充実 |
| 7. 団体活動の内容に関する情報の提供 | 8. 参加に具体的なメリット（※）があること |
| 9. その他（ ） | 10. わからない |
| 11. 参加してみたいとは思わない | |

※通学に有利、若干でも報酬がある、など

問20 子どもたちに対する福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育）について、どのように行おうと思いますか。【Oはあてはまるものすべて】

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 学校教育の中で学ぶ | 2. 家庭の中で家族から学ぶ |
| 3. 地域の活動などを通じて学ぶ | 4. 生活していく中で自然に身につく |
| 5. 特に必要はない | 6. その他（ ） |
| 7. わからない | |

◆◆ 5. 美里町の福祉サービスについて ◆◆

問21 美里町では、高齢の方や障がいをお持ちの方、子育てをされている方などに、様々な福祉サービスを提供しています。そうした福祉サービスに関する情報を、何を通じて入手していますか。【Oはあてはまるものすべて】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 家族や友人など身近な人 | 2. 民生委員・児童委員 |
| 3. 学校や職場 | 4. 町の広報紙やパンフレット |
| 5. 町のホームページ | 6. 町役場や保健所の窓口 |
| 7. 社会福祉協議会の窓口やパンフレット | 8. 地域包括支援センター |
| 9. 介護支援専門員（ケアマネジャー） | 10. 福祉サービスの事業所またはその職員 |
| 11. 医療機関や薬局 | 12. NPOやその他の民間団体 |
| 13. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等 | 14. 一般のインターネット情報サイト |
| 15. その他（ ） | 16. 特になし |

9

問22 あなたは、町の福祉サービスについて、今後、どこからの情報提供が充実すると良いと思いますか。【Oはあてはまるものすべて】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 家族や友人など身近な人 | 2. 民生委員・児童委員 |
| 3. 学校や職場 | 4. 町の広報紙やパンフレット |
| 5. 町のホームページ | 6. 町役場や保健所の窓口 |
| 7. 社会福祉協議会の窓口やパンフレット | 8. 地域包括支援センター |
| 9. 介護支援専門員（ケアマネジャー） | 10. 福祉サービスの事業所またはその職員 |
| 11. 医療機関や薬局 | 12. NPOやその他の民間団体 |
| 13. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等 | 14. 一般のインターネット情報サイト |
| 15. その他（ ） | 16. 特になし |

問23 美里町では、高齢の方が住み慣れた地域での生活を継続できるように、緊急通報システムの設置、介護予防トレーニングなどの高齢者福祉事業を行っています。あなたは、そうした事業についてご存知ですか。【Oは1つだけ】

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1. 知っている | ⇒ 問23-(1)に答えたあと問24に進んでください |
| 2. 少し（部分的に）知っている | |
| 3. 知らない | ⇒ 問24に進んでください |

問23-(1) 問23で1または2と答えた方だけにお伺いします。高齢者福祉事業についてどのように思われますか。【Oは1つだけ】

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 満足 | |
| 2. やや満足 | |
| 3. やや不満（具体的に： ） | |
| 4. 不満（具体的に： ） | |
| 5. その他（具体的に： ） | |

問24 あなた、あるいはご家族が福祉サービス（ホームヘルパー、施設入所など）を必要とするようになったとき、すぐにサービスを利用しますか。【Oは1つだけ】

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 抵抗なく利用したい | 2. 抵抗はあるが利用したい |
| 3. 抵抗があるので利用したくない | 4. わからない |

10

問25 もし、ご家族に介護が必要になった場合、どのようにしたいとお考えですか。
【Oは1つだけ】

- | | |
|--|--|
| 1. 家族だけで介護をする | |
| 2. 家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する | |
| 3. 積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする | |
| 4. できれば福祉施設で介護してもらいたい | |
| 5. その他（ ） | |
| 6. わからない | |

問26 美里町では、障がいをもつ方を支援するために、日常生活用具の給付や障がい児（者）生活サポート事業、福祉タクシー利用料補助などの事業を行っています。あなたはそうした障がい者福祉事業についてご存知ですか。【Oは1つだけ】

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1. 知っている | ⇒ 問26-(1)に答えたあと問27に進んでください |
| 2. 少し（部分的に）知っている | |
| 3. 知らない | ⇒ 問27に進んでください |

問26-(1) 問26で1または2と答えた方だけにお伺いします。障がい者福祉事業についてどのように思われますか。【Oは1つだけ】

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 満足 | |
| 2. やや満足 | |
| 3. やや不満（具体的に： ） | |
| 4. 不満（具体的に： ） | |
| 5. その他（具体的に： ） | |

問27 美里町では、こども医療費支給事業、チャイルドシート購入費補助、不妊治療費の助成など、出産や子育てを支援する事業を行っています。あなたは、そうした支援事業についてご存知ですか。【Oは1つだけ】

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1. 知っている | ⇒ 問27-(1)に答えたあと問28に進んでください |
| 2. 少し（部分的に）知っている | |
| 3. 知らない | ⇒ 問28に進んでください |

11

問27-(1) 問27で1または2と答えた方だけにお伺いします。支援事業についてどのように思われますか。【Oは1つだけ】

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 満足 | |
| 2. やや満足 | |
| 3. やや不満（具体的に： ） | |
| 4. 不満（具体的に： ） | |
| 5. その他（具体的に： ） | |

問28 民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、さまざまな活動を行っています。あなたは民生委員・児童委員をご存知ですか。【Oは1つだけ】

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| 1. 名前も活動の内容もよく知っている | ⇒ 問28-(1)、(2)に答えたあと問29に進んでください |
| 2. 名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない | |
| 3. 名前も活動の内容も知らない | ⇒ 問29に進んでください |

問28-(1) 問28で1と答えた方だけにお伺いします。民生委員・児童委員が行う活動として、ご存知の内容を選んでください。【Oはあてはまるものすべて】

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 日常生活の悩みや心配ごとの相談 | 2. 福祉に関する情報の提供 |
| 3. 高齢者など支援が必要な人への訪問 | 4. 子どもに関する相談 |
| 5. 関係行政機関の依頼による各種調査 | 6. いずれも知らない |

問28-(2) 問28で1と答えた方だけにお伺いします。あなたが住む地域の民生委員・児童委員をご存知ですか。【Oは1つだけ】

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問29 美里町には、地域福祉を推進している美里町社会福祉協議会があります。あなたはこの組織をご存知ですか。【Oは1つだけ】

- | | |
|------------------------------|----------------------------|
| 1. 名前も活動の内容もよく知っている | ⇒ 問29-(1)に答えたあと問30に進んでください |
| 2. 名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない | |
| 3. 名前も活動の内容も知らない | ⇒ 問30に進んでください |

12

問29-(1) 問29で1または2と答えた方だけにお伺いします。あなたは、社会福祉協議会に何を期待しますか。【〇はあてはまるものすべて】

1. 訪問介護等の介護保険サービスの充実
2. 在宅福祉サービスの充実
3. 児童福祉サービス、子育て支援の充実
4. 児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育、ボランティア活動等の充実
5. 福祉に関する情報提供の充実（インターネット等を含む）
6. 近隣同士の助け合いの仕組みづくり
7. NPO活動など、市民活動への支援
8. 福祉に対する要望、ニーズの把握とサービスの企画・実施
9. 福祉に関する相談や苦情の受付
10. 福祉団体への支援や育成
11. 日常生活自立支援事業（認知症の高齢者や知的障がいのある人など、一人で判断することが難しい方に対する金銭管理等のサービスや福祉サービス等の利用支援）
12. 福祉に関する学習や講習、講演会などの開催
13. その他（ ）
14. 特に期待することはない
15. わからない

問30 福祉サービスの水準を維持していくためには、税や社会保険料などの負担増が必要になると思われます。これからの福祉サービスの水準と費用負担の関係について、どのようにお考えですか。【〇は1つだけ】

1. 現在のサービス水準をさらに充実させる必要があり、税や社会保険料の負担が増えても仕方ない
2. 現在のサービス水準を維持するべきであり、税や社会保険料の負担が増えても仕方ない
3. 基本的には現在のサービス水準を維持すべきだが、実施効果の小さいサービスについては縮小・削減し、応分の費用負担にすべきである
4. 税や社会保険料の負担が増えるのは悪なので、多少サービス水準が下がっても仕方ない
5. その他（ ）
6. わからない

13

◆◆ 6. 災害時の対応について ◆◆

問31 あなたは、災害等の緊急時に避難するとき、誘導などの手助けをしてくれる人はいいますか。【〇は1つだけ】

- | | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 1. 助けは必要ない（自力で避難できる） | ⇒ 問31-(1)に答えたあと問32に進んでください |
| 2. 家族など親族の助けにより避難できる | ⇒ 問32に進んでください |
| 3. 家族などが近くにいらないので、近所の方などの手助けが必要 | |
| 4. わからない | |
| 5. その他（ ） | |

問31-(1) 問31で1と答えた方だけにお伺いします。あなたは、災害時に、高齢者世帯や障がい者、子どもなど支援が必要な人に対して手助けすることができますか。【〇は1つだけ】

1. はい
2. いいえ
3. わからない

問32 あなたは、お住まいの地区の避難所の場所を知っていますか。【〇は1つだけ】

1. はい
2. いいえ

問33 あなたは、日頃から地域の防災活動や訓練に参加していますか。【〇は1つだけ】

1. はい
2. いいえ
3. 活動しているの知らない

問34 美里町の「災害時要援護者支援制度」についてご存知ですか。【〇は1つだけ】

1. 知っている
2. 少し（部分的に）知っている
3. 知らない

14

◆◆ 7. 成年後見制度について ◆◆

問35 成年後見制度（※）についてご存じですか。【〇は1つだけ】

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| 1. 現在、利用している | ⇒ 問35-(1)に答えたあと問36に進んでください |
| 2. 利用していないが、制度の内容を知っている | ⇒ 問35-(1)、(2)、(3)に答えたあと問36に進んでください |
| 3. 制度の内容は知らなかったが、名前は聞いたことがある | |
| 4. 知らなかった | ⇒ 問35-(2)、(3)に答えたあと問36に進んでください |

※成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、判断能力が十分な方の財産の管理や契約などを行うとき、家庭裁判所に選任された成年後見人などが、本人の福祉や生活などに配慮しながら、その援助を実施する制度です。

問35-(1) 問35で1〜3と答えた方だけにお伺いします。何で知りましたか。

【〇はあてはまるものすべて】

1. 新聞記事、雑誌、テレビのニュースで知った
2. 町役場や社会福祉関係の窓口で知った
3. パンフレットやホームページ等で知った
4. 説明会等で知った
5. 友人、知人、親戚等から聞いた
6. 実際に身近に「成年後見制度」を利用している人を知っている
7. その他（ ）

問35-(2) 問35で2〜4と答えた方だけにお伺いします。利用したいと思いますか。

【〇は1つだけ】

1. 利用したい
2. 利用したくない
- ⇒ 問36に進んでください

問35-(3) 問35-(2)で1と答えた方だけにお伺いします。利用する場合、誰に後見人などになってもらいたいですか。【〇は1つだけ】

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. 父母 | 2. 配偶者（夫又は妻） |
| 3. 兄弟・姉妹 | 4. その他の親族 |
| 5. 友人・知人 | 6. 弁護士・司法書士などの専門家 |
| 7. 社会福祉法人・NPO法人 | 8. その他（ ） |

15

◆◆ 8. 今後の福祉施策について ◆◆

問36 今後、町が優先的に取り組み、充実を図るべき施策は、どれだと思いますか。【〇は3つまで】

1. ボランティアなどの参加の促進や支援
2. 住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援
3. 適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制整備
4. 高齢や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実
5. 高齢者、障がい者の入所施設の整備
6. 保育サービスや児童福祉施設の充実
7. 健康増進・維持のための相談や訪問指導などサービスの充実
8. 健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実
9. 低所得者の自費支援
10. サービス利用者などを保護する権利擁護や苦情対応などの取り組み
11. 福祉制度について学習する機会の充実
12. 福祉サービスに関する情報のわかりやすい提供
13. 行政やサービス事業者に関する情報公開の推進
14. その他（ ）
15. わからない

問37 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるために、ご意見がありましたら、ご自由に記入してください。

調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

16

第2次美里町地域福祉計画

美里町成年後見制度利用促進基本計画

美里町再犯防止推進計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

発行 美里町

編集 美里町住民福祉課

〒367-0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部 323-1

電話:0495-76-5132 FAX:0495-76-0909

<http://www.town.saitama-misato.lg.jp>